

平成 20 年度 重点研究課題
市民合意形成の円滑化に関する研究

平成 21 年 5 月

土木学会 コンサルタント委員会
市民合意形成小委員会

目次

はじめに	1
第1編 シンポジウムの実施	
1-1 シンポジウム実施について	4
1-2 シンポジウムの実施内容	5
1-3 シンポジウム活動のとりまとめ	6 1
第2編 合意形成プロデューサー（技術者）認定制度等の検討	
2-1 合意形成プロデューサーの資質	6 5
2-2 既存資格の認定・認証方法	6 9
2-3 資格認定制度（案）	8 6
2-4 合意形成プロデューサーの育成と教育	9 4
2-5 今後の課題	9 7
第3編 海外事例との比較による合意形成の仕組みの研究	
3-1 ソウルヒアリング調査概要	1 0 2
3-2 ヒアリング調査報告	1 1 4
3-3 欧米日韓比較から見た日本型市民合意形成試論	1 3 3
3-4 まとめに代えて	1 3 9

はじめに

■研究の目的

わが国では成熟社会、少子高齢化社会に向け、効率的で質の高い社会資本の充実が求められる。その中で特に道路、河川などの社会資本は利害が関係する市民が広範に及ぶとともに、それら市民の多様化する価値観、ニーズに適切に応えることが必要である。

そのため、事業の執行にあたっては透明で客観性のある公正な手続きにより、市民の意見を適正に反映することが重要であり、事業者や行政が市民や企業、NPO とパートナーシップを確立し、意思決定や行動を行う際のコミュニケーションが必要となる。

土木学会コンサルタント委員会に設置された合意形成研究小委員会では、こうした問題意識のもと、2000年6月より市民合意形成の円滑化と合意形成プロデューサーの職能の確立を目的として研究活動を続けてきた。

本研究は、平成19年度までの活動の成果を踏まえて、1)合意形成プロデューサーの職能の確立に資する認定・登録制度の検討、及び、2)合意形成プロデューサーとして備えておくべき学際的知識と技能、ならびにその人材育成のための新たな教材作成を目的とし、本分野における土木学会からの実用的情報発信を計画する。

なお、認定・登録制度は、国家資格等の既存制度や大学教育を含む生涯教育との整合に十分に留意する必要があるため、コンサルタント委員会に所属する実務経験者に加え、官、学の協力が得られる研究体制とした。

■研究成果

(1) シンポジウムの開催による合意形成関係者の意識啓発

「市民と技術者の協働による、社会資本整備と市民合意形成」をテーマに5回のシンポジウムを開催した。

①第37回土木計画学春大会 SS 部門 (08/6/7、北大)、②「市民合意形成フォーラム in 札幌」(08/6/6)、③「同 in 仙台」(08/10/27)、④「同 in 徳島」(09/1/10)、⑤「千葉県研修会プログラム」(09/2/23)。延べ参加者数 240 名であった。

シンポジウムを通じて、○第三者性を有する合意形成プロデューサーが必要、○その職能には新たな資格認定制度が有用、○制度は土木学会や自治体での運用が可能、○参加市民の代表性の確認が必要、との課題を得た。

(2) 合意形成プロデューサー（技術者）認定制度等の検討

国内の既存資格の実態、諸外国における資格制度を調査、我が国における認定制度を検討した。

①合意形成プロデューサーの資質

「専門的な知識 (Professional)」、「社会的受容性 (Public-acceptance)」、「プロセス・マネジメント (Process-management)」の3つの能力（3つのP）及び実務分野での実践が必要である。

②資格認定制度（案）

資格認定制度（案）として大きくは、次の2案について検討整理を行った。

○資格制度：土木学会認定技術者資格制度に「合意形成」部門を追加する、新規試験により上記3つの能力を審査する、等により資格を付与する。

○認証制度：業務経歴、所有資格等により特定の団体や自治体が認証する。認定を受けた者は、専門家として登録リストに掲載する。

(3) 海外事例（韓国）との比較による合意形成の仕組みの研究

ソウル市バス編成事業（ソウル市バス政策課、緑交通運動連合）、ソウル外郭環状高速道路（ソウル高速道路株式会社）、ソウル森プロジェクト（公園造成課）、ソウル北村地区まちづくり（建築課）にヒアリングを行い（08/9/22～25）、日韓の合意形成の違いを検討した。

韓国では、市民団体の代表が参加することが多く（日本では関係地域住民）、手続きは行政主導型（日本では行政市民一体型）、行政が直接対話し第三者の介在は少なく、強いリーダーシップ（トップダウン）が作用していることが判った。本音による活発な議論の場の提供が日本でも必要である。

■ 研究体制

研究代表者	井伊 浩	(千葉県県土整備部)
	伊藤 将司	(株福山コンサルタント)
	上野 俊司	(国際航業株)
	大曾根 正一	(サノココンサルタント株)
	小川 剛志	(千葉県県土整備部)
	今野 剛	(横浜市)
	酒本 宏	(株K I T A B A)
	白水 靖郎	(中央復建コンサルタント株)
	武内 辰夫	(横浜市)
	田邊 信男	(西部技術コンサルタント株)
	鶴見 英次	(株都市交流プランニング)
	中村 和義 (故人)	(開発虎ノ門コンサルタント株)
	奈良 照一	(株ドーコン)
	西 淳二	(株ユニオン・エンジニアリング)
	西田 幸夫	(東京理科大学)
	西村 秀和	(株長大)
林 将廣	(株アイ・エス・エス創研)	
藤井 聡	(京都大学)	
水上 裕	(湘北短期大学)	
森本 倫章	(宇都宮大学)	

第1編 シンポジウムの実施

第1章 シンポジウムの実施について

1-1 シンポジウム実施の目的

市民合意形成ハンドブックの頒布も兼ねながら、市民代表、NPO、事業者、学識者、コンサルタント等を対象としたシンポジウムを開催し、関係者への啓発とともに、市民合意形成における課題認識の共有化、市民合意形成における関係者の役割、合意形成プロデューサーの資格制度について議論することを目的とする。

□テーマ:市民と技術者の協働による、社会資本と市民合意形成

□参加者:パネリスト／市民代表、NPO、コンサルタント、事業者、聴講者／同上

□プログラム:

合意形成ガイドラインを用いた「社会資本整備における市民合意形成」の解説と問題提起
ポスターセッション、パネルディスカッションによる、市民合意形成（市民参加）における関係者の役割についての提言

1-2 活動実績

①第37回土木計画学春大会 SS部門「社会資本整備における市民合意形成のあり方と課題」

開催日時等 6月7日（土） 13:00～16:15 北海道大学

②「市民合意形成フォーラム in 札幌」

開催日時 6月6日（金） 18:30～20:00 道民活動振興センター

③「市民合意形成フォーラム in 仙台」

開催日時等 10月27日（月） 18:30～20:30 ハーネル仙台

④「市民合意形成フォーラム in 徳島」 土木学会四国支部との共催

開催日時等 1月10日（月） 11:00～17:35 徳島大学

⑤「千葉県研修会プログラム：まちづくりにおける市民合意形成」

開催日時等 2月23日（月） 10:00～17:00 千葉県教育会館

第2章 シンポジウムの実施内容

2-1 第37回土木計画学春大会 SS 部門

土木計画学春大会スペシャルセッション
「社会資本整備における市民合意形成のあり方と課題」

主催・土木学会コンサルタント委員会市民合意形成小委員会

日時：6/7（土）13:00～16:15

場所：北海道大学

■概要：

- 1) 前半90分：パネリストから各10～15分程度の発表
- 2) 後半90分：パネル討論会

■出席者及び発表内容：

- ・コーディネーター
 - 1) 上野俊司、合意形成小委員会委員長
「開催挨拶・主旨および委員会活動等の説明」
- ・コメンテーター
 - 2) 西淳二、合意形成小委員会・委員
「挨拶」1分
- ・パネリスト（敬称略・発表順）
 - 3) 奈良照一、合意形成小委員会・委員
「市民合意形成の現状と残された課題」
 - 4) 大沼進、北海道大学准教授
「市民とは誰か？市民の役割は何か？」
 - 5) 酒本宏、(株) グランドデザイン
「1000人ワークショップとその後の市民参加」
 - 6) 成田真利子、NARITA 国際法務行政書士事務所
「市民の視点からみた市民参加と合意形成の現状と課題」
 - 7) 森本章倫、宇都宮大学准教授（発表代理：羅霄、オリエンタルコンサルタンツ）
「3DVR を用いた情報公開が市民意識に及ぼす影響に関する研究」
 - 8) 奈良照一、合意形成小委員会・委員
「市民合意形成における合意形成プロデューサーの必要性」

■パネル討論会

これらの討論を通じて、市民合意形成の今日的意義とあり方、残された課題等について、を参加者も交えた全体での意見交換を行う。

第 37 回土木計画学研究発表会(春大会) : 2008.6.6~7(北海道大学)

スペシャルセッション討議内容の記録

セッション名 : SS11 : 社会資本整備における市民合意形成過程のあり方

日付 : 6月7日 (土)曜日, セッション時間 : 13:00~16:15

オーガナイザー名(所属) : 上野俊司 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

<質疑>

■質問 1

・陪審員制度は参加したくないという後ろ向き意見もある中で、市民合意形成と陪審員制度との関係はどのように考えているか。

・また、海外の PI などは民主主義と同じように捕らえられているのか。

○大沼先生

・市民参加と陪審員制度は分けておいてよいのではないか。今回対象としている合意形成は、よりよい公共財をつくるということが目的になるので、民主主義とは別ものとして考えていた方がよい。

・イギリス、ドイツでも立法プロセス、民主主義プロセスということを使う方もいる。一概には言えない。

■質問 2

・コミュニティをがんばっている地区は富裕層が多く、がんばっていない地区はその逆である傾向が強いのではないか。行政は積極的に取り組んでいる地区をサポートする傾向がある。

・情報公開をしても、時間やお金のない参加できない方は、どのように参加をすればよいのか。意見が出せない方に対してフォローする手立てがあるか。

○森本先生

・同様な意識をもっている。高級住宅街は市民からさらに要求が強く、本当に問題がある地区からは要望が出てこない。

・宇都宮市では、道路整備を客観的な判断を取り入れ、整備する箇所を決める取り組みを始めている。参加する住民の要求だけではなく、このような行政判断によって整備箇所の精査している。

○上野委員長

・サイレントマジョリティの把握ということも関係がある。

○酒本氏

・当該地区にどのような方が住んでいるかということの調査を行う。アンケートなどで大きく意見を聞き、さらに地区の集まりがあるところに出て行くこともある。

○大沼先生

・ドイツの事例では、4 日間の日当を払い、さらに職場に公休扱いする、託児の対応など、参加しやすい環境をつくっている。

・実際に参加する人は、町内会の長の方などが多い。格差社会への対応は、市民参加とは別のアプローチで対応していくべき内容でもある。

■質問 3

・参加者に障害や幼児、外国人など方が含まれることがあるのか。

討
議
内
容

○酒本氏

- ・1000人ワークショップでは障害者にも参加をお願いした。
- ・また、PTAの会合に出て行くなどによって多様な方の意見が聞けるようにしている。その対象にあわせて、参加しやすい環境をつくることが重要。

○大沼先生

- ・三鷹市で防犯マップ作成に無作為抽出して、託児環境を整えて実施している事例がある。

■質問4

- ・成田さんの話しの中で、市民が様々な体験がないと発言できないという意見もあったが、市民からは日常生活の中から、意見をいただくということでも良いのではないか。

○成田氏

- ・自分の感性を磨くため、外からの視点を大切にしたいということで発言した。
- ・市民として発言する場合も、マナーやルールや勉強しながら、発言をしたいと思っている。

■質問5

- ・今日の説明では、1000人ワークショップの実施後に、地下道の実施意見が減少している。それでも実施した背景は。

○酒本氏

- ・決定は市長判断であったので、明確に答えられないが、意見が減少した理由は、地下歩行空間が、なぜ都心交通の転換につながるというかわかりにくかったのではないか。

■質問6

- ・VRの作成はどの段階で実施したか。VRを作成する前はどのような説明を実施していたか。
- ・3Dの範囲と将来の都市のイメージも作成か

○森本先生

- ・ベースファイルは、2人の学生が、2～3ヶ月で作成したが、非常に大変な作業であった。
- ・範囲は延長2kmである。将来イメージは景観計画のイメージや再開発の計画があるものは取り入れている。

■質問7

- ・情報コンテンツの違いによる比較はあるか。VRを見たかたとそうでない方の意見の違いはあるのか。また、VRの質の違いで意見があるのか。乖離する点もあるということもあるか。

○森本先生

- ・紙の媒体のみ、VR、音声プラス 情報を付加した場合は理解度が上がる傾向はある。
- ・ツールとして危険性は付きまとう。恣意的な情報を与えると混乱はある。

○上野委員長

- ・景観の評価でもVRを使うということがある。素材の説明者によっても異なるため、そのあたりの配慮は必要となる

■質問8

- ・市民合意形成ハンドブックについて、国土交通省のものとは、構想段階での記述の違いがある。改善を含めて対応していただきたい。

- ・また、大沼先生の「無作為に選ばれた市民による討議は、市民の代表性がある。」ということに関して説明して欲しい。

○大沼先生

・ドイツの事例を紹介する。ステイクホルダー会議のあと、無作為に選ばれた市民の投票を入れるプロセスを実施した。ステイクホルダープロセスだけでは、膠着状態になってしまうところを、このような第3者的な市民が関わることで代表制が高めたという事例である。

■質問9

・それは、ランダムなサンプルに意見を聞くという調査という位置づけではないか。世論調査と同様ではないか。市民参加ということにならないのではないか。

○大沼先生

・世論調査は個人の意見の集約となり、無責任な意見となる場合がある。しかし、ランダムサンプルなどでも、討議をおこなうと公共性を帯びてくる。議論の深まりや広がりが出てくることで、設計者の意図以外の意見が出てくる可能性がある。

・ステイクホルダープロセスとランダム抽出プロセスを組みあせる必要があるということを書いたかった。

■質問10

・1000人ワークショップに関して、プロセス設計と意思決定の関係はどのようにしたか。

○酒本氏

・決定の場ではないということの説明している。事業に対しての市民の意見を聞くというスタンスであった。

<第3者性・中立性について>

○上野委員長

- ・第3者について、市民自らが第3者的な役割も担えるということはあるのではないか。
- ・第3者的役割を誰が果たすのか。誰が認めないと、何がないと中立が保てないか。
- ・どうあれば、市民から信頼させる第3者となりえるのか。

○屋井先生

・行政以外の立場の人がどう関わっていくのかを考えた場合、プロセスの部分、計画の策定の部分、専門的検討の部分の3つが分けられる。これらの3つの分野でも、行政以外の中立の立場（委員会等）の方が係わることができるように整理している。ただ、前述はPIのため整理であり、合意形成という視点では整理していない。

・「合意形成の運営を行政が担うべきでない」ということは言いすぎであろう。運営を誰が行うかということは、行政が逃げてはいけない部分である。運営を司会の部分ということだけであれば、理解できる部分もある。

・リタイアされたエンジニアがどんどん合意形成の場に出てもらいたいという主張は賛成である。

○奥田先生（名古屋大）

・国がやる大規模な事業と市町村のまちづくりは大きく異なるのではないか。今まで議論は、まちづくりレベルの意思決定に係わる部分が多いのではないか。

市民がまちをどうしたいのかをまず、ラフで議論して、計画で具体的に議論すべきある。その後、行政が事業をしてチェックをして、事業を継続させるのかということ、市民と議論すべきであろう。

屋井先生の言われた国のプロジェクトのPIとまちづくりでは議論が異なってくるだろう。

○上野委員長

・大規模プロジェクトと身近なまちづくりでステイクホルダーも異なるし、議論する内容も異なるので、応じた手法をとるべきという立場をとっている。

○上野委員長

・どのような機関なら本当に第3者として認めてもらうことになるのか。

○矢島氏 IBS

・市民の中でどのステイクにも属さない第3者性と、行政と市民との間の第3者性の二つの意味がある。

・自身が係わった事例では、参加者に、中立性の定義をしてそれにしたがって実施した。そのやり方に関してアンケートを実施してチェックをした。また、契約書の中に中立を位置づけた。

・第3者性ということについては、定義について、利害関係を持ち込まないということ、特定のステイクホルダーに偏らないということが重要である。

・中立性の定義は、PI フォーラムの中でも議論し定義している。

○上野委員長

・土木学会の資格制度の中に、合意形成プロデューサーを位置づけるという議論もあったが、土木学会が認定するという中立性が保てるかという課題がある。市民の見方として、土木学会が中立性を担保する組織として認識するかどうかかわからない。

○大沼先生

・第3者性は、社会的承認のプロセスであり、定義のしようがないという考え方がある。

・もうひとつ、ブリッジングの場合の第3者性に関しては、利害、立場、言語の違いステイクホルダーの橋渡しをする職業プロがあるとすれば、ここに資格制度のようなものあるのではないか。

○屋井先生

・ボストンで市民が雇える制度をつくった。派遣コンサルタントを 市民側で専門性を発揮するという事は定着している。

・本当に中立性を担保する場合は、対立する厳しい場合であり、一般のまちづくりとはなじまない場合もあるのではないか。

・そこにあまりニーズがあるのだろうか。手続きの専門家なのか、専門技術なのか、行司をできる人はまた別の専門家となる。土木屋が行司を本当にできるのかという疑問がある。どちらかといえば町にどっぷりとつかったほうが、可能なのではないか。

○西村委員

・ここでの議論も土木計画の学という議論の中の一部として取り上げてよいのではないか。

○寺部先生

合意形成プロデューサーという資格制度は良いと思う。コースの受講証明書があれば、参加の場での入りやすさに使えるのではないか。現場での中立性は、その現場でのアンケートなどの評価に頼るしかない。

・土木学会の資格は縦割りのようなので、もっと違うものがよいのではないか。

○奥田先生

・土地利用の予測なども現場に使えるように変えていくかという議論をしている。今後、現場でのアクションと計画学会でのツールの開発の足並みをそろえるながら、進めていくことが大切で、今回の提案させることを進めていって欲しい。

<最後に>

○奈良委員

・世の中に出して、冊子を役立つものにしていきたい。

○森本先生

・委員長職をやっていると、中立性を担保しながら、ある発言することは難しい。専門性、中立性を持った方が、たくさんできてもらえると、特に地方の意思決定の場で大いに助かる。

○大沼先生

・土木業界は社会実験があり、すばらしい。やりながら修正していく、いろんな方を巻き込むという土壌がある。これもやりながら修正していけばよいのではないか。

○酒本氏

・1000人ワークショップのように、コーディネータは一人でなく、チームを組んで実施してやってもよいのではないか。柔軟に実施していけばよいのでは。

○成田氏

・市民が望むコーディネータは、本音をうまく救いとして行政に伝える方である。このような方が活躍できる仕組みづくりを望む。

○西委員

・市民合意形成については、今回のご指摘通りもっと問題がある。一方で、市民合意形成の必要性は認識できた。市民参加型ということで事業を実施していく中で、また、一歩ずつステップ歩みたい。

以上

< 討論会風景 >



社会資本整備における市民合意形成に求められる職能に関する研究*

Necessity of Consensus Building - Producer of Infrastructure Development*

奈良 照一**・西 淳二***・上野 俊司****・伊藤 将司*****

By Shoichi NARA**・Junji NISHI***・Shunji UENO****・Masashi ITO*****

1. はじめに

我が国では、成熟社会、少子高齢化社会に向け、効率的で質の高い社会資本の充実が求められている。

その社会資本整備については、多様化する価値観やニーズの中で、その利害が広範な市民に及ぶため、様々な局面において、効率的な事業執行への要請と同時にコミュニケーションによる円滑な合意形成の確保が課題となっている。土木学会コンサルタント委員会・合意形成研究小委員会では、こうした問題意識のもと、既存文献、書籍、WEB での調査に加え、十数カ所に及ぶ市民合意形成事例についてのヒアリング調査等を実施し、円滑な市民合意形成のあり方と、それを支援する職能の確立を目指して研究活動を行ってきた。

本論文は、その研究成果を報告するものである。

2. 市民合意形成における課題

当委員会では、これまでの調査事例等の分析の結果、市民合意形成に関する課題は、①論点の明確化、②参加者（対象）の選定、③合意形成の方法、④情報の提供と共有、⑤評価方法、の5つに類型化できると考えた。

①論点の明確化

市民合意形成に際しては、参加者を含めた利害関係者に市民参加を取り入れた理由と、その中で議論を求める事項、すなわち、論点を明確にしておくことが重要なポイントになる。

特に、論点が曖昧になりやすい構想・計画段階では、総論賛成各論反対のジレンマに陥りやすいため、あらかじめ、合意形成の場の目的と論点を明確にしておくことが必要になる。特に市民に適切な判断を求める場合には、“できること”と“できないこと”を理解してもらう説明も重要な取り組みである。

具体的なデザイン等を検討する場合には、かならずしも参加者の判断が技術的にみて合理性を欠く場合もないとは言えないことも多い。参加者に決定権を持たせるもの、持たせないものを明確にしておくことも重要である。

②参加者（対象）の選定

計画・構想段階にある大規模な社会資本整備の場合には、事業の特性上、利害関係が広範囲に及ぶことになる。身近な都市施設整備等、対象事業規模が小さくなるにしたがい、関係者は比較的明確もなりやすい。

市民の関心は、事業の大小ではなく、事業によって受ける影響（利害）の程度が、直接的であるか間接的であるかで相当変化する。例えば、同じ場所に住んでいる市民でも快く思う者もいれば反対者もいて、限定は容易ではない。

このためには、事業の特性等を踏まえた利害関係者（ステークホルダー）分析を的確に実施し、可能な限り早い段階から利害関係者を幅広く関与させることで、事業の特性に即した合意形成手法につなげることが重要である。

③合意形成の方法

大規模な社会資本整備の場合は、委員会等の第三者組織が設置され、事業に関する何らかの評価に関与している事例が多い。国土交通省では「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（2008年4月）」において、第三者組織に求める役割として、①計画検討プロセスの進行管理や市民参画の進め方等の監視、②技術検討の支援や政策的な助言、③意見把握等の代行や把握した意見の整理、分析等、市民参画プロセス実施の支援言、④概略計画案の検討上の配慮事項や比較案の選定等に関する道路管理者への助言、を示している。

こうした第三者組織は、事業者側が選任した学識者等で構成されることが多いため、密室の議論にならない

*キーワード：計画手法論、市民参加、合意形成

**正員、(株) ドーコン

(北海道札幌市厚別区厚別中央1-5-4-1

TEL011-801-1520、FAX011-801-1521)

***正員、(株) ユニオン・エンジニアリング

(東京都荒川区東尾久4-8-14、

TEL 03-5901-3555、FAX03-5901-3551)

****正員、(株) オリエンタルコンサルタンツ

(東京都渋谷区南平台町16-28グラスシティ渋谷、

TEL03-6311-7874、FAX03-6311-8054)

*****正員、(株) 福山コンサルタント

(東京都江東区亀戸2-25-14立花アネックスビル、

TEL03-3683-0722、FAX03-5628-7212)

よう努めるとともに、アンケートなどにより、広く市民の意向を把握したり、沿道地域住民等、利害関係の及ぶ関係者との十分な話し合いの場、意見反映の場を設けるなど、透明性、客観性、公正さが伝わるよう配慮する必要がある。

市民等が直接参加する場での合意形成に際しては、前述した論点の明確化に加え、合意形成の方法についてもあらかじめ合意しておく必要がある。多数決か完全合意か、一定の比率以上の合意で決めるのか、合意できなかった事項の取り扱い、継続的な議論の場はどうするのか、これらが曖昧なまま進めると、合意できたはずの事項まで合意できずに場を終了せざるを得ないといった悪循環につながる危険性もある。

桑子¹⁾は、淀川水系木津川上流域の整備計画における住民対話集会において集会の進め方ルールについて7つ合意事項が記された「住民対話集会木津川モデル」を日本型合意形成のあり方の一つ方向性を示している。この中で、参加者間が合意できる考えを「提案書」、対立する考えはファシリテーターが「報告書」としてまとめること手法を実践している。

④情報の提供と共有

情報の提供と共有は、事業特性・段階を問わず市民合意形成を進める上で、最も根幹的な取り組みである。事業の進捗度合いや想定される利害関係者の規模、状況などにより表現も異なるが、いずれにしても、市民と行政が同じ土俵で議論できるだけの情報の共有を図ることが求められる。

事業への合意を図る上で、市民側に知識が不足している場合は適切な判断につながらない、また不適切な表現による情報提供は、市民意向を誘導する可能性が高く、その時点では賛同を得られても最終的に反対されるといった事態も懸念される。

したがって、事業の特徴や効果、影響程度等についての十分な情報提供が必要である。特に、利害関係者（ステークホルダー）分析の結果を踏まえ、事業者が伝えたい情報ではなく、市民側が欲する情報の提供、共有を積極的に行っていくことが重要である。

⑤評価方法

事業による市民への影響（利害）の程度は、住んでいる地域や立場により、感じ方も様々であり、また、価値観も異なることから、地域の経済を優先する市民もいれば、環境や暮らしを優先する市民もいる。

また、合意形成の場への参加者が、事業実施地域の住民か、広域の市民（影響地域に居住しない利用者等）か、により影響の度合いや関心事項が異なってくる。

このため、評価項目の設定に際しては、議論の透明

性、客観性、公正さを確保するための明確な判断基準とすることはもちろん、考え得る利害関係者の関心事項等にも細心の注意を払うことが求められる。

これらの合意形成のためには、適切な評価を分かりやすく伝えることが非常に重要な事項となる。

3. 市民合意形成に残された課題

社会的な合意形成については、全国各地、様々な場面での合意形成実施事例を通じて、前述した課題への対応の仕方も含めたノウハウが相当蓄積されてきている。行政や研究者、民間団体等の間でも活発に研究や体系化が取り組まれており、前述した合意形成における課題にも的確に対応されていくものと考えられる。

しかし、既存の取り組みは、合意形成のためのノウハウを含めた“手法”や基本的なスタンスや手順等を定めるといった“制度”に焦点をあてたものが多い。

今後、一層多様化・複雑化していく価値観やニーズの中で、社会資本整備における様々な局面での円滑な合意形成を進めるためには、手法や制度等に精通するだけでなく、考え得る様々な選択肢の優先度やトレードオフの関係を見極め、市民合意形成プロセスを総合的な見地から企画・推進（プロデュース）する能力をもった専門家の存在が重要になると考えられる。

4. 合意形成プロデューサーの必要性

石川等^{2)~6)}によると、成熟社会と言われる欧米諸国では、法制度の位置づけで違いはあるものの、いずれも社会資本整備の計画策定手続き等の上流段階で市民合意形成のための手続きがとられている。各国の事業者は、適切な時期に市民意見を把握し、これを踏まえて最終的な意志決定を行っている。意志決定後は、基本的に後戻りすることなく事業が実施されている。

また、各国により制度や役割は異なるものの、社会資本整備における市民合意形成を円滑に進めるため、いずれも行政や市民等に対し中立的な立場で、議論の調整や円滑な進行の補助を行う第三者が制度的に確立されている。イギリスのインスペクター、ドイツの聴聞局は、事業主体である行政や関係住民等からの意見収集、それを整理し、行政に勧告・提言する役割、フランスの討論調査委員会は、行政が関係住民等に対して行うPIプロセスを評価する役割を有する。アメリカでは、複雑で長期に渡る裁判に代わる紛争処理手法として、当事者間による任意の合意形成手法が活用されており、この当事者間の合意形成を支援するのがメディエーターである。

一方、我が国では、行政と住民の話し合いの場で学識経験者やコンサルタント等がファシリテーションを行う事例はあるものの、欧米諸国のような第三者制度はまだ確立されていない。欧米諸国と我が国とでは、歴史的

背景や風土、国民性が異なるものの、我が国においても多様化する価値観やニーズの中で、その利害が広範な市民に及ぶ社会資本整備を円滑かつ適正な方向に進めていくためには、対象分野における十分な専門知識・技術と経験を有し、第三者的な立場で市民合意形成を支援することができる専門家「合意形成プロデューサー」を制度として確立することが必要である。⁷⁾

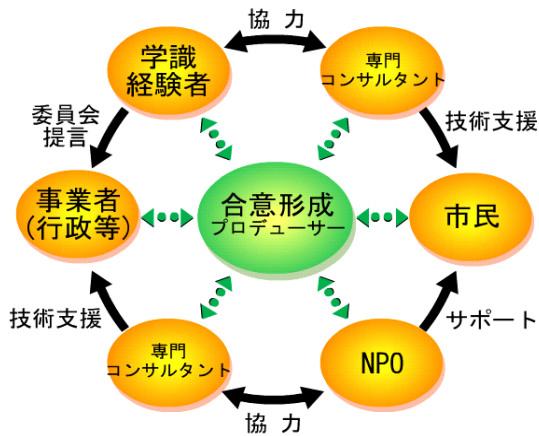


図-1 合意形成プロデューサーの役割

5. 合意形成プロデューサーに求められる能力

「合意形成プロデューサー」には、行政の技術的サポート役や利害や影響を及ぼす利害関係者間における単なる調整役としてではなく、積極的な創意工夫・仕掛け等の提案し、市民との協働作業に加わるなど、従来のコンサルタントの領域を超えて、関係者やコミュニティに広く関与し、第三者的な立場からプロジェクト全体を総合的にプロデュースしていくことが期待される。

このためには、対象プロジェクトに関する「高度な専門的な知識 (professional)」と参加者とのコミュニケーションを図り実りある合意形成の場を運営・仕切るための「プロセス・マネジメント (process-management)」能力に加え、高い社会的規範を身に付け、中立性が市民に受け入れられるための「社会的受容性 (public-acceptance)」が求められる。

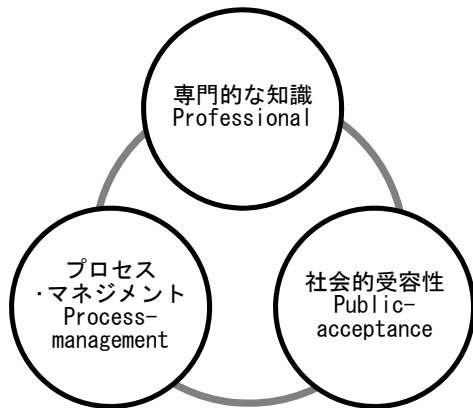


図-2 合意形成プロデューサーの能力体系

「プロセス・マネジメント」能力については、技術的課題を適切なプロセスで解決する「問題対応能力 (企画力、発想力、構想力、情報収集力、分析力、問題発見力、問題解決力、判断力、業務遂行力、工程管理等)」と、調整的役割としての「人間対応能力 (コミュニケーション力、プレゼンテーション力、説得力、交渉力・調整力、合意形成力、マネジメント力、行動力、リーダーシップ力、教育・指導力等)」が含まれる。

表-1 合意形成プロデューサーに求められる能力

専門的な知識	<ul style="list-style-type: none"> 社会インフラに関する高度で幅広い工学的知識 (まちづくり、インフラ構造物、金融・経済、福祉、教育等) 社会インフラに関連する制度的知識 (法制度、事業制度等) 	技術的側面
プロセス・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 参加者とのコミュニケーションを図り、実りある合意形成の場を運営・仕切る能力 (プレゼンテーション力、問題発見力・解決力、交渉・調整力等) 	技術的側面
社会的受容性	<ul style="list-style-type: none"> 社会的規範を身に付け公正・公平な視野で合意事項が社会的に受容されることを判断できる能力・中立性 (技術者としての高い倫理観・第三者性) 	立場的側面

6. 合意形成プロデューサーに関わる人材育成の現状と今後の課題

合意形成プロデューサーの育成にあたっては、前述した欧米諸国の先進事例を参考にしつつ、我が国の実態に即した「教育プログラム」と「関連制度」の両面から取り組んでいくことが必要である。

1) 「教育プログラム面」からのアプローチ

これまでの合意形成に関する専門家の育成は、OJT が大部分を占め、それを補完する形で必要に応じて新しい知識や技術等を身につけるための OFF-JT やジョブローテーションが実施されてきた。

しかしながら、必要とされている知識・技能の高度化・専門化のために、OJT だけでは対応しきれなくなってきており、能力開発の実施体制は必ずしも十分なものとはいえない。

合意形成に関する技術の体系化を行い、複雑化する

社会問題に対し、高度な専門能力や創造力をもった専門家の育成に取り組むことが必要である。

我が国には多くの合意形成事例があり、その知見は蓄積されつつある。また、近年は、我が国においても大学や民間団体等において、自習型研修としてのWebラーニングシステム、参加型研修としてのセミナー、講習会、シンポジウム等、様々な試みが行われている。

参加型研修の代表的な事例としては、特定非営利活動法人 PI-forum（ピーアイ・フォーラム）主催のセミナー、建設コンサルタンツ協会による講習会、土木学会コンサルタント委員会によるシンポジウムなどが挙げられる。特に、特定非営利活動法人 PI-forum では「市民参加型プロジェクトの評価項目」7) についての研究も行っており、市民参加型プロジェクトにおいて実践すべき項目が提案されており、スキルアップのためのチェックリストとしても活用できる。また、社会・市民の信頼を高め、継続学習・生涯学習を高める目的で、土木学会 CPD 制度、建設コンサルタンツ協会 CPD 制度、日本都市計画学会の都市計画 CPD 制度、建築学会 CPD 制度、建築士会 CPD 制度が実施されている。独立行政法人・科学技術振興機構では、自習型研修教材「Webラーニングシステム」として、「社会資本整備における市民合意形成コース」を無料提供している。

これらの更なる充実や新たな展開、そして互いに連携させながら、合意形成プロデューサーとしての教育プログラムを確立することが必要である。

2) 「制度面」からのアプローチ

前述したとおり、今後は、対象分野における十分な専門知識と経験を有し、第三者的立場で市民合意形成を支援し、市民や事業者の期待に応えるための専門家登録制度が望まれる。

登録制度を考える上での要件は、合意形成プロデューサーに求められる“3つのP（Professional、Process-management、Public-acceptance）”に関する十分な知識を有するとともに、実務分野で合意形成を実践した実務経験を兼ね備えている必要がある。

このうち、「専門的な知識」に関しては、技術士やRCCM等の社会資本整備に関する既存資格制度等によって代替することも可能と考えられるが、「プロセス・マネジメント」に関しては代替可能な既存資格制度が見つからない。「社会的受容性」については、前述した技術士やRCCM等既存資格制度において中立者としての行動規範を示しているものの、現状では社会的に十分に認知されているとは言えない。

また、時間のかかる合意形成プロセスの全体に関与していくためには、最後までやり遂げられるか、それだけの組織力があるかということも問われる。このため、

専門家登録制度としては、独自の評価制度が必要になるものと考えられる。

こうした資格登録制度により、合意形成プロデューサーに対する理解や信頼が高まるものと考えられる。また、合意形成プロデューサーの所属する企業や組織にとっても、合意形成プロデューサー「第三者」として認知しやすくなることで、市民や事業者側からの信頼確保につながることを期待される。

7. おわりに

市民合意形成に関する取り組みは、社会資本整備を円滑に進めることが最終目的ではなく、一連の取り組みを通じて、市民等と事業者（我が国の場合は行政の場合が多い）間の信頼関係を醸成していくためのコミュニケーションプロセスという側面も有する。

当委員会では、合意形成プロデューサーが社会的な要請であるという認識のもと、引き続き、合意形成プロデューサーの職能の確立に資する認定・登録制度や人材育成のための教育プログラムについての研究を行う予定である。本委員会の成果が、よりよい社会資本整備を実現する上での一助になれば幸いです。

最後に、当委員会の研究活動に際し、ご多忙の中で情報提供等多大なご協力をいただいた関係各位に感謝の意を表するとともに、本論文の作成にご尽力いただいた方々に対し、この場をかりて謝意を表します。

参考文献

- 1) 桑子敏雄：「プロジェクトで見る土木の潮流 日本型合意形成と「合議・熟慮・工夫・決断」木津川上流住民対話集会」、土木施工Vol. 46 No. 7 Page. 012-016 (2005. 07. 01)、2005
- 2) 石川雄章：「ドイツにおける合意形成システムに関する研究」、第24回土木計画学研究発表会講演集、2001
- 3) 石川雄章：「イギリスにおける合意形成システムに関する研究」、第24回土木計画学研究発表会講演集、2001
- 4) 石川雄章：「フランスにおける合意形成システムに関する研究」、第24回土木計画学研究発表会講演集、2001
- 5) 国土交通省国土交通政策研究所：「社会資本整備における第三者の役割に関する研究」、国土交通政策研究第43号、2000
- 6) 国土交通省国土交通政策研究所：「国民等との対話を促進する行政機能・手法のあり方に関する研究～アメリカ・イギリスの事例を参考として～」、2001
- 7) 土木学会コンサルタント委員会合意形成研究小委員会：「合意形成プロデューサーコンサルタントの新しい役割」、2003

第37回土木計画学春大会SS部門申し込みについて

- a) 部門：SS部門
- b) セッション名：社会資本整備における市民合意形成過程のあり方
- c) The Mediated Negotiation Process for Planning of Infrastructure
- d) オーガナイザー：上野俊司、土木学会コンサルタント委員会市民合意形成小委員会委員長、(株)オリエンタルコンサルタンツ 理事
- e) 連絡先：西淳二、(株)ユニオン・エンジニアリング、
郵便番号116-0012東京都荒川区東尾久4丁目8番14号
電話03-5901-3555
(携帯090-2943-9085)
Fax 03-5901-3551
E-mail: nishi@union-en.com

f) 企画概要 (400字程度)

社会資本整備における市民合意形成過程における①合意形成は本当に必要か②合意形成の方法に問題はないか③合意形成における市民の権利と義務は何か④現行の制度や法律に問題はないか⑤合意形成は誰が行うか、その人材教育はどうあるべきか、など、について討論し、本テーマにおける市民合意形成の今日的意義とあり方、残された課題等を関係者ともども考えてみたい。
なお、北海道開催(北海道大学)ということに鑑みて、札幌駅前通地下歩行空間整備事業、創成川復元計画(幹線道路の地下化)、千歳川放水路計画などについてもこの機会に検証していきたい。

時間割は90分を2コマ(合計180分)程度。

g) 企画概要の英文訳：

Organizer recognize on process of negotiation in citizen that it has the following problems (1)why we need the mediated negotiation for planning of infrastructure (2)how to build the mediated negotiation (3)what are the duty and rights of citizen (4)who do the promotion of ceremonies (5)what are the problems in process of negotiation.

And, if possible, we will discuss the projects in Hokkaido prefecture, for example, Underground Passageway in Sapporo Ekimae Street and Flood Control Channel Plan in Chitose River.

h) 構成メンバーと発表内容：

- ・ 市民合意形成小委員会から1名(市民合意形成小委員会の活動成果について発表)
- ・ 札幌市役所から1名(1000人ワークショップの成果と反省について発表)
- ・ 社会心理学分野から1名(市民合意形成プロセスに関する実験、事例について発表)
- ・ 土木工学分野の研究者から1名(社会資本整備における市民合意形成過程の問題点について海外事例との比較も含めて発表)
- ・ 市民代表から1名(札幌市民から開発局、道庁、市役所等における経験並びに市民の立場からの意見発表)

市民合意形成フォーラム

主催・土木学会コンサルタント委員会市民合意形成小委員会

● 第1部：話題提供

「（仮題）札幌市における市民合意形成に関する今日的な課題と意義」

「市民合意形成の課題と合意形成プロデューサーの必要性」

● 第2部：パネル討論会

札幌駅前通地下歩行空間や創成川通等における市民参加に関する取り組み事例等を踏まえ、社会資本整備における市民合意形成における今日的意義とあり方、そして残された課題等について、市民のみなさんと共に考える「市民合意形成フォーラム」を開催させていただきます。奮ってご参加下さい。



● コーディネーター

合意形成小委員会・幹事長

伊藤 将司 氏

● パネリスト

(株) グランドデザイン

酒本 宏 氏

NARITA国際法務行政書士事務所

成田 眞利子 氏

合意形成小委員会・委員

奈良 照一 氏

合意形成小委員会・委員

西 淳二 氏

日時：平成20年**6月6日**（金）**18:30~20:00**

会場：**かでの2・7**

札幌市中央区北2条西7丁目

財団法人道民活動振興センター 550会議室

参加費：無料（どなたでも参加出来ます！）

問合せ：E-mail sn961@docon.jp

TEL 011-801-1520（株ドーコン 交通部 奈良 照一）

市民合意形成フォーラム

財団法人道民活動振興センター

平成20年6月6日(金)

18:30～20:00

発表者5名(委員会3名、ゲスト2名)

事務局3名

一般参加者20名

1. 次第

(1)開会(伊藤)

(2)開催主旨及び委員会活動等の説明(上野委員長)

(3)市民合意形成の課題と取り組み

(4)事例報告

①千人ワークショップ

②札幌駅前通り

③成田さんのまちづくりの取り組み(市民の立場)

2. 討議内容

<発表者>

合意形成はどこまでか、仕事となると意識は異なる。地域の方と仲良くなると色々な方向に発展する。どこまでか分からない。現場で感じることは、対立をした地域での合意形成の背景は、情報の提供がされていない場合が多い。それと「言語」が違う。専門用語が多い。市民の目線で語ることが重要と感じる。

<会場>

- ・千人ワークショップに係わった。市民の理解を得るために正確な情報伝達が必要と痛感した。説明方法、アピールの仕方など。
- ・市民合意とは。何をもちて合意なのか。多数決なのか、しょうがない(納得)のか。教えて欲しい。

<委員>

委員会の中でも議論してきた。海外では多数決であるが、49:51ではなく、多数(3/4)とか大多数を目安と考える。ただし、数字で決定するのは市民参加の主旨とは異なる。少数意見を無視するのではなく、次のステップに持ち込むことが寛容である。

<委員>

時間経過とともに合意したことは変化する。いくつで合意にするのかという判断基準と言う意味では過半数となるが、合意形成のプロセスそのものが合意形成と考えている。

<委員>

情報提供は重要である。隠すことが問題である。事業者はその一方で、情報提供による予想外の波及する問題を懸念している。公開したものに対して応えなければならぬ恐怖を感じているようだ。

<発表者>

市民として将来どうなるか、見る、嗅ぐ（匂い）、風など地域を肌で感じて住む町をどうするか、子供たちの将来を考えることを意識している。市民は分からないことが多い。第三者に期待することは、助言をする立場であり、専門家は市民に歩み寄ってほしい。

<発表者>

市民は住まいのプロであると認識している。第三者は技術のプロであり、一緒に生み出す意識が必要であり、市民に翻訳する立場である。また、最終決断をするのは行政の方であることを市民に伝える立場と認識している。

過去に意見が半分づつになった経験があり、プロデューサーが決断を迫られたことがある。その時は、参加者全員の承認の基であったが。

<会場>

社会資本整備を前提とした合意形成が多い。整備をするのかどうか、住民投票決定する制度を確立する必要があるのでは。コーディネーターとなる方法を教えて欲しい。

<会場>

千人ワークショップといってもせいぜい300人程度である。札幌200万人の市民の数からすると極めて少ない人間で決定することは如何なものか。西の川の整備についても同様である。参加できない人のフォローアップはどう考えるのか。

<会場>

ダム事業や小規模河川整備など、事業スケールによって合意形成は異なると思う。千人ワークショップは、役所の対応が悪いと聞く。コンサルとして現場に行くと、なぜ役所が来ないという意見が多い。コンサルが市民の意見を聞くとコンサルの評価は高まり、役所の評価が低くなっているのでは。役所が現場に出向く必要がある。コンサルは自分の評価が高まり役所の評価が下がらないようなことを考えなければならない。

<委員>

ワークショップ等に参加できない方のための意思決定方法として住民投票がある。しかし、市民に対して整備による影響範囲が異なるため、決定を投票に委ねるのは問題も多い。参加の方法、意思決定方法については継続して議論していきたい。

<会場>

これまでは首長が決定しても問題にならなかったが、近年は合意にならなくなった。いくつで合意ではなくその原因をつかむ必要があるのでは。

<委員>

合意形成プロデューサーとして求められる能力を身につける必要があり、当委員会で研究している。社会的認知が得られる資格を確立する。

<発表者>

千人WGの結果は必ずしも満足した分けではない。参加できなかった市民の声を拾うことをしたが集まりが悪かった。やりながら参加方法を変える必要があると痛感する。参加できない声と

してアンケートとか。

プロデューサーは黒子であり、行政の方の説明が必要を感じ説明場をセッティングが必要。市の方も認識が高まり、対応しているようだ。

<発表者>

まちづくりの取り組み方は何か、と横浜市民フォーラムに相談したところ、行政と市民が同じテーブルでまちづくりの議論していたのを体験し驚いた。市と市民との懇親会があり、双方の信頼関係ができています。市役所の人間は市民の黒子でありたいといていた。札幌ではまだまだと感じた。黒子という言葉に感激した。

<委員>

相反する意見を整理するためにコーディネートすることが必要。北海道では、市民と行政双方に壁があると感じている。市民は権利を主張するが義務を感じることも必要。西の川の例では、広報を見、参加する権利があったが参加しないで決定したことに文句を言う。そうではなく、参加して意見を述べる必要がある。広報方法に問題もある。マスメディアの役割も重要。

<発表者>

行政は優秀なAコンサル、市民側の立場からはBコンサルが言えるような仕組みを作って欲しい。

<委員>

世田谷まちづくりセンターなど、市民側の意見を支援、アドバイザーをしている例がある。

<発表者>

反省する点も多く、うまくいっている場面ばかりではない。罵詈雑言も多い。だからその地域に入り込む必要があると感じている。プロデューサーを早い段階から係わらせる必要がある。また柔軟な取り組み、対応が必要。自分の地元でプロデュースをしたことはあるが、知り合いも多く、中立性が必要と感じた。

色々な経験で勉強していく必要。専門性、中立、柔軟性が必要と感じた。

<委員>

札幌市では市民の権利と責務をうたっている。市民が積極的に参加できるように取り組んでいきたい。

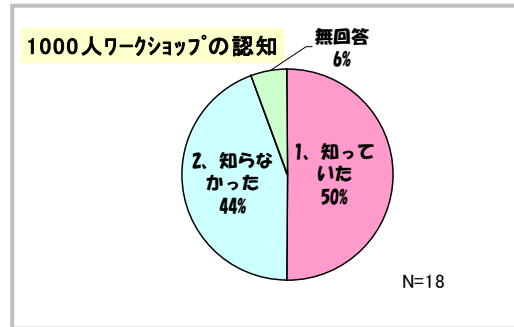


「市民合意形成フォーラム」に関するアンケート結果

2008.7.31 伊藤

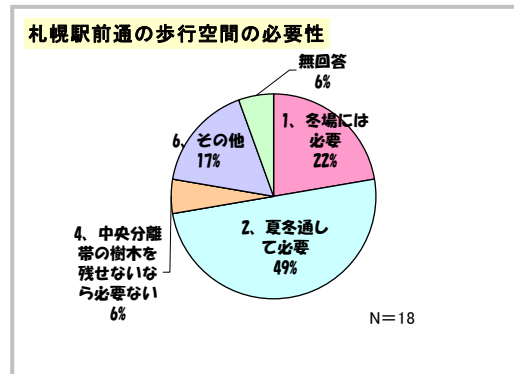
Q1、1000人ワークショップがあったことは知っておられましたか？

- ・ 参加者の半数が 1000 人ワークショップを認知している。



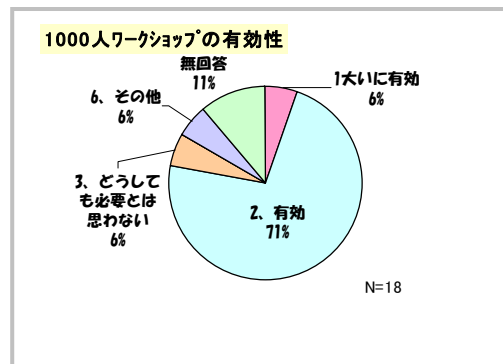
Q2、札幌駅前通の地下歩行空間は必要と思いますか？

- ・ 7割が必要と回答している。



Q3、1000人ワークショップは有効だったと思いますか？

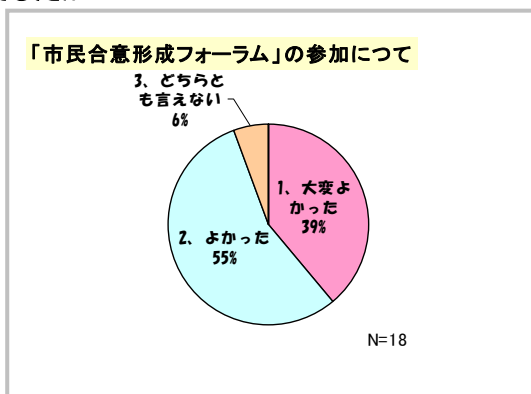
- ・ 有効が 8割に達しており、概ね有効であったとの回答が得られている。



Q4、「市民合意形成フォーラム」に参加されていたいかがでしたか

・9割を超える方から、一定の評価が得られている。

理由は以下の通り。



Q4、理由説明

[大変よかった]

・ 合意形成という言葉とイメージは分かっていたつもりですが、本フォーラムにていくつかのポイントが勉強になった。
1、時間をかける。2、情報共有の必要性と、ツール、合意と見なすまでの進め方。
・ 本フォーラムは、1つのテーマに対し、多数の視点から見ているのでおもしろかった。
・ 今後の市民合意形成に役立てたい。
・ 加えて、合意形成に関する歴史(人の意見)的な分析の中で今日の問題をつかむことができれば、さらに良い。
・ 合意形成をテーマに、行政・市民などいろいろな立場からの考え方が勉強できた。
・ 絶対的に物や施設などの足りない時代ではなく、行政の決定に正解とは限らない時代となっている以上、このようなプロセスは必要と解釈

[よかった]

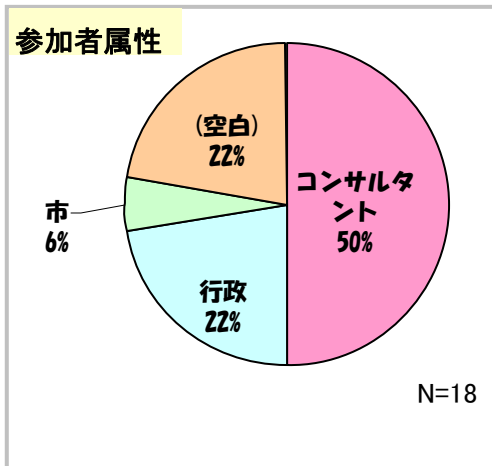
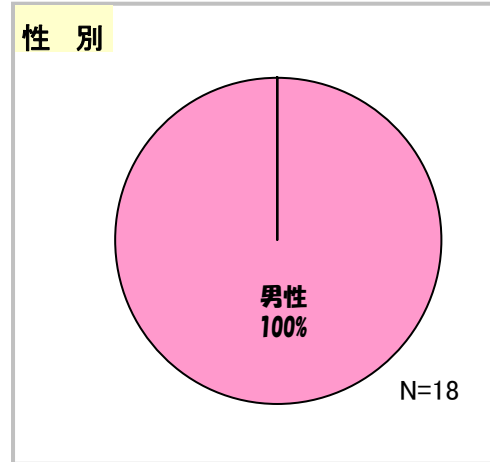
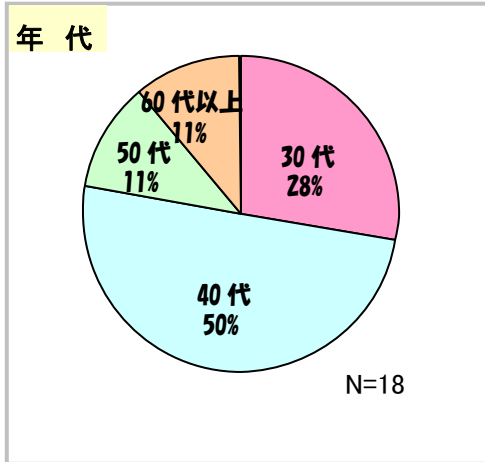
・ 土木学会が合意形成についてどう考えているかわかった。
・ 自分の考えを整理できた。
・ 合意形成ということをもっと考えるきっかけとなった。
・ 賛成も反対も含め、内容を理解すること、してもらうことが合意形成のベースのように感じた。
・ 合意形成には、見識を話し合いが必要だと思いました。

Q5、ご質問・ご意見等がありましたら、ご記入ください。

・ このフォーラムで行っている様な議論について、もっと市民サイドの人の話・要望を聞きたい。合意形成を図る上での相手方である市民と、このフォーラム自体が双方でコミュニケーションをもっととらないと、市民の要望が見えない。(土木学会や土木業界と無関係な方の意見を集めるべき。)
・ ワークショップに招く対象者について、例えば用地取得を対象とする地域のみですか、それとも用地取得範囲を超えて広域な方々も招くのが良いのかお聞かせ願いたい。利害関係において、用地取得対象となりうる方々だけだと、害のみが極立ってしまう。
・ 意見でも出ていましたが「合意形成」という用語の共通認識を最初に示した方が良い。
・ 行政の立場で聞いた話だったが、納得することも多かった。コミュニケーションすることを行政に強く求められていることを実感し
・ 今回の話の中での多くのキーワードは、「中立」であった。これをシステムにすることは可能であるのか。
・ 質疑の時間がもう少しあれば良かった。
・ 民間事業も社会資本整備の一環と考えれば、民間事業の合意形成の方法について、どう考えれば良いのでしょうか。

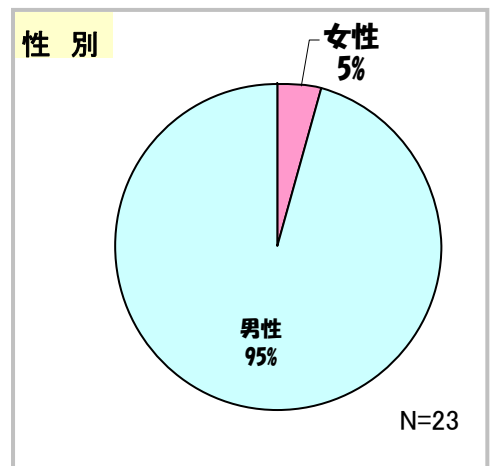
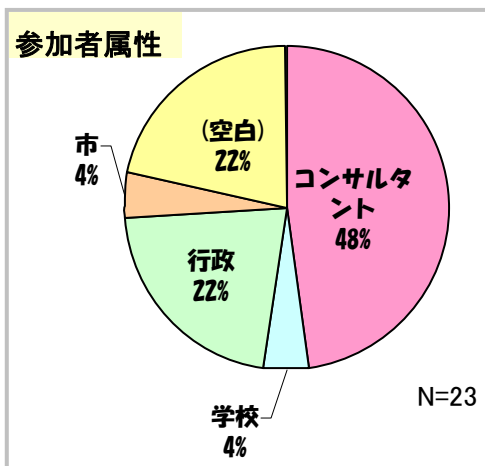
個人属性

[アンケート回答者]



—参考—

[フォーラム参加者]



市民合意形成フォーラム

主催・土木学会コンサルタント委員会市民合意形成小委員会

● 第1部：話題提供

- 「(仮題)ダム事業にみる合意形成のポイント」
- 「(仮題)合意形成にはプロデューサーが必要」
- 「(仮題)道路事業における合意形成の進め方」
- 「(仮題)住民参加から協働のまちづくりへ～元禄潜穴再整備事業の事例から」
- 「(仮題)資格制度のあり方」

● 第2部：パネル討論会

ダムや道路の整備等における市民参加に関する取り組み事例等を踏まえ、社会資本整備における市民合意形成における今日的意義とあり方、そして残された課題等について、市民のみなさんと共に考える「市民合意形成フォーラム」を開催させていただきます。奮ってご参加下さい。



● コーディネーター

市民合意形成小委員会・委員

西村 秀和 氏

● パネリスト

東北工業大学 准教授

青木 俊明 氏

国土交通省 仙台河川国道事務所

高松 昭浩 氏

NPO法人 まちづくり政策フォーラム

足立 千佳子 氏

市民合意形成小委員会・委員

大曾根 正一 氏

日時：平成20年10月27日(月) 18:30～20:30

会場：ハーネル仙台 「けやきの間」

仙台市青葉区本町2-12-7

(JR仙台駅より徒歩約7分、JR仙石線青葉通駅より徒歩約5分、
市営地下鉄広瀬通駅より徒歩約3分、市営地下鉄勾当台公園駅より徒歩約5分)

参加費： 無料 (どなたでも参加出来ます！)

問い合わせ・申し込み先

E-mail: nisimura-h@chodai.co.jp

TEL: 022-711-2650

FAX: 022-714-6075 (株)長大 小野寺、西村)

当日でもご参加できますが、席にかぎりがございますので、できるかぎり事前に申し込みください。

「市民合意形成フォーラム in 仙台」

1. 開催日時

平成 20 年 10 月 27 日（月） 18:30～20:30

2. 会場

ハーネル仙台「けやきの間」（仙台市青葉区本町 2-12-7）

3. 参加者

○ コーディネータ

- ・ 西村 秀和（市民合意形成小委員会 委員）

○ パネリスト（敬省略、順不同）

- ・ 青木 俊明（東北工業大学 経営コミュニケーション学科 准教授）
「ダム事業にみる合意形成のポイント」
- ・ 高松 昭浩（国土交通省 仙台河川国道事務所 調査第二課長）
「道路事業における合意形成の進め方」
- ・ 足立 千佳子（NPO 法人 まちづくり政策フォーラム 理事）
「住民参加から協働のまちづくりへ～元禄潜穴再整備事業の事例から」
- ・ 大曾根 正一（市民合意形成小委員会 委員）
「合意形成におけるプロデューサーの必要性と役割」

○ 一般参加者

- ・ 全 40 名（パネリスト 5 名含む）
※うち、小委員会系参加者 5 名（上野、伊藤、西、大曾根、西村、奈良）



4. パネル討論会質疑応答概要

・「ダム事業にみる合意形成のポイント」の事例は、行政対住民の場合であったが、住民対住民のようなケースでの効果的手法をどう考えればよいか。

→話し合いの場での公平さを確保すること、しこりを残さないためにも第三者が重要な役割を担う、関西の河川の事例で、賛成表明側市民・反対表明側市民双方が納得できる仲介役を双方発意のもとで選定し、それを行政が受け入れ、合意形成に至ったケースがある。

・また、アドバイザーとして関わった事例を聞きたい。

→基本的には全ての案件で、行政側にマイナス要因も含めて情報提供してもらった。その上で、市民側がエゴではなく、全体利害を考えることが必要。そのためには市民側も力をつけなくてはならない。



・早い段階からの参加が必要と説明しているが、白紙も含めて考えているのか。

→構想段階と実施段階では異なる。構想段階では、事業の必要性、すなわち白紙も含めて検討する。

→合意形成プロデューサーは雇われ弁護士ではない。地域・市民の声を聞き、発注者に伝えるべきことはしっかりと伝えることも重要な役割と

考えている。

・契約関係が生じると、受注者は発注者の意向に沿うようにしなくてはならないのでないか。受注業務としての責任に対してどのように考えるのか。

→構想段階と実施段階では異なる。構想段階では、事業の必要性、すなわち白紙も含めて検討する。

→事業に対する合意そのものを委託している訳ではないため、かならずしも合意に至らなくても、やむを得ない。淀川水系木津川の場合では、合意できること、できないことをとりまとめた、こうした事例もある。

・元禄潜穴再整備事業の事例の依頼者はどこか。他にはどのような方が関与しているか。参加の場における足立さんの立場は。

→県の地域振興事務所から、NPOまちづくり政策フォーラムが2年契約で受託。本人は

ファシリテーターとして、あくまでも第3者としての参加である。このNPOには学識者、まちづくりコンサルタント等が所属しており、月1回の会議の中で、この取り組みに際しての技術的指導を受けながら進めた。



・NPOは合意形成の規模はどのくらいまで対応できるものか。

→やり方によるが、その規模や目的に応じた手法を使えば、いかようにでも対応できるのではないか。

・合意形成プロデューサーは誰に依頼されることになるのか、そのフィーはどう支払われることを想定しているのか。我が国の行政の役割や制度そのものを見直す必要がでてくるのではないか。

→行政、市民、様々なケースが想定される。そのためにこの研究を進めている。資格制度がよいのか、その資格は全国統一基準によるものか、地域毎に策定すべきか、など。意志決定と合意形成は使い分ける必要がある。合意形成プロデューサーは合意形成の制度の中に組み込むことを想定している。

・合意形成プロデューサーとは別に住民側にもリーダーシップをとれる人材の育成が必要ではないか。

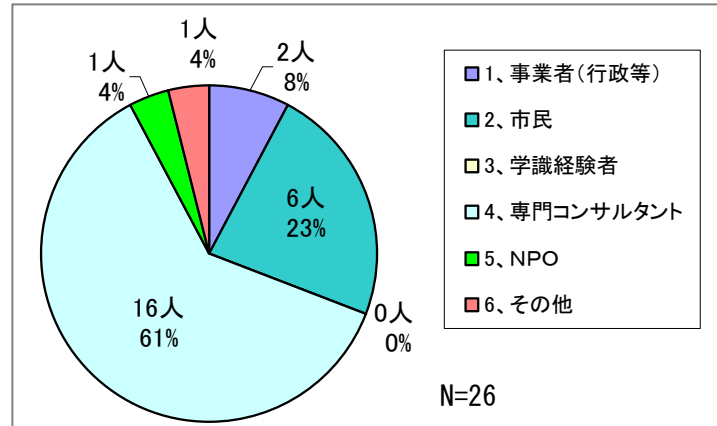


→合意形成プロデューサーには、団塊の世代の行政OB等も担い手として期待される。こうした方々を人材として地域でそだてていくことも検討していきたい。

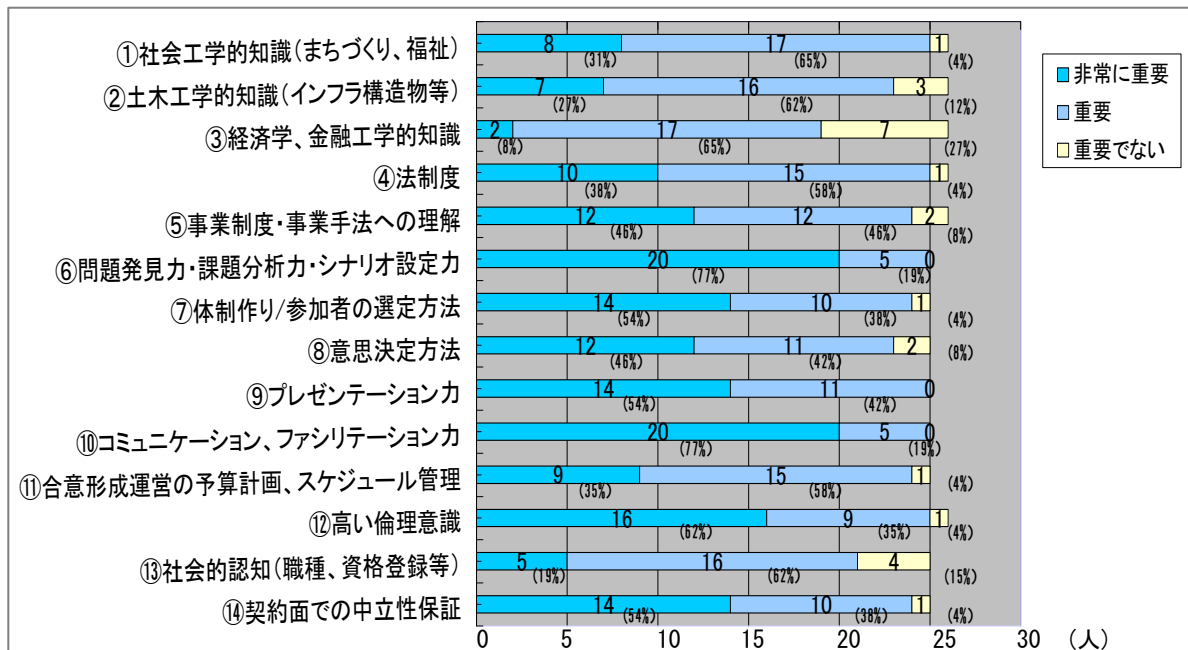
以上

「市民合意形成フォーラム in 仙台」 アンケート結果

問1 合意形成に関わる事業へはどのような立場で参加されていますか？



問2 合意形成の場に事業者や運営者として参画する場合、総合的に技術サポート、市民との共同作業、優先度の検討等(プロデューサー的な運営)を行うことが必要と思われませんが具体的にどの様なことが重要と考えますか？



問3 問2でお答えになった内容等で、合意形成にとって重要なものを具体的にご記入下さい。

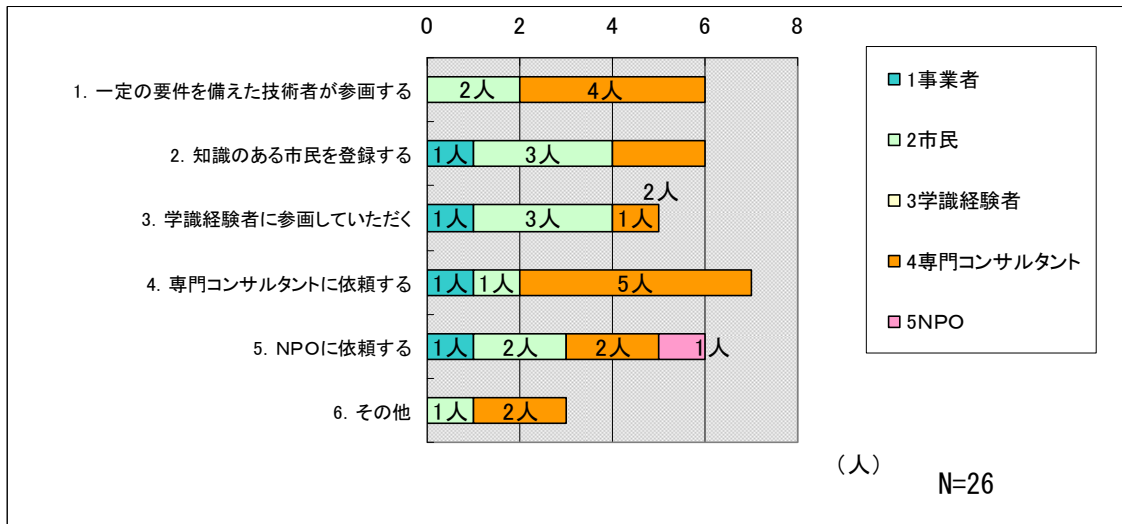
・専門的知識、プロセスマネジメント等を含む実務経験が重要である。
・市民の意見を収集するための懇談会/座談会/WS等の回数、時間、意見を適切にまとめることのできるファシリテーター（特に地元の人間を能力あるファシリテーターに育てるか）
・既存WS等の方法論以外では、行政側から適切な情報を引き出し、分かりやすく住民に説明する能力。
・体制作りと参加者の選定（キーパーソンの発掘）がまず第一にあり、相手の意見を素直に入れ、それらをまとめるマネジメント力が重要。
・行政サイドの合意形成に関する技術力アップ、行政に対する教育制度。
・全ての能力を一人のプロデューサーで担うのはなかなか厳しいように思う、知識面とマネジメント面を分けてからチームで取り組むという方法もあるのでは。
・コミュニケーション能力と中立性。
・地域に密着して、住民の声を隅々まで拾い上げるきめ細やかな分析力。
・住民から事業者側の人間と見られない立場の確立。
・住民の反対意見をよく聞き、問題を1つ1つ誠意を持って解決していくことが大切、一方的に考えを押しつけないように。合意形成プロデューサーは必要。
・意見を収集できる環境づくり。
・今後の事業を進める中で合意形成が重要である。市民の目線が高くなってきている。
・住民参加の意義が納得できるか。多数の参加者が望めるか。組織の形態が円滑にできるか。
・お互いの立場を理解した上で、お互いの意見を集約し、話し合いを進められる技術。
・第三者の立場ながらもその立場をどのようにとれるか、そのリスクを明らかにして活動。
・分かりやすい説明、理解を深めるプレゼン力、ポイントの整理、論点の絞り込み等の力が重要。

問4 問2でお答えになった内容等で、合意形成事業で不足しがちなことは何ですか？不足をどのように補っていますか？

・参加者の理解の度合いに応じた進行、スピード感を考慮していくことが重要。
・住民の幅広い参加、自主的な参加が少ない、その結果、区長や町内会長等の出席が多くなりがち。
・コミュニケーション力やマネジメント力、交渉力が不足する。研修や実務の経験が必要。
・住民参加への努力、市民の力、知識の活用。
・合意形成に関する主体者やコンサルの考え方。
・中立性、不足は補えないことが多い。
・住民との関わり、接する場面。
・立地を保証する制度等。
・法制度とその知識。
・現状の社会資本整備は事業の目的のみでなく、地域の合意形成に不可欠となってきた、これからの事業は是非合意形成に向かってもらいたい。
・地域活性化となるのかの表現、誰が見ても分かり易い、視覚表現とする方法。

- ・時間をかけて、相互理解。
- ・事業制度、法制度。
- ・参加者の理解の度合いに応じた進行、スピード感を考慮していくことが重要。
- ・住民の幅広い参加、自主的な参加が少ない、その結果、区長や町内会長等の出席が多くなりがち。

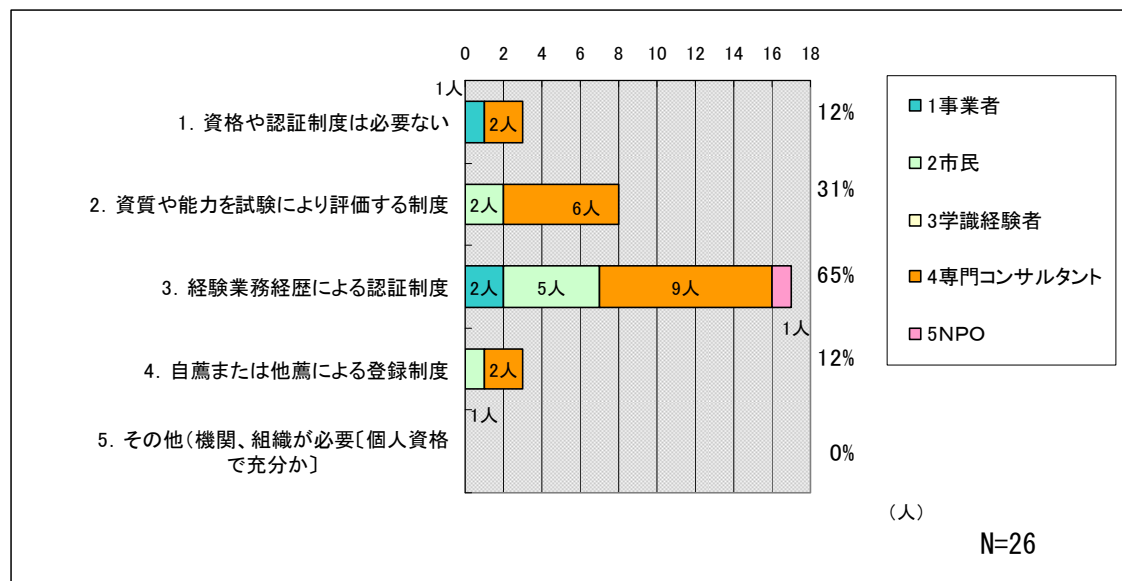
問5 専門知識や合意形成に必要な人的資源を補う方法はどのようなものがよいですか？（複数回答）



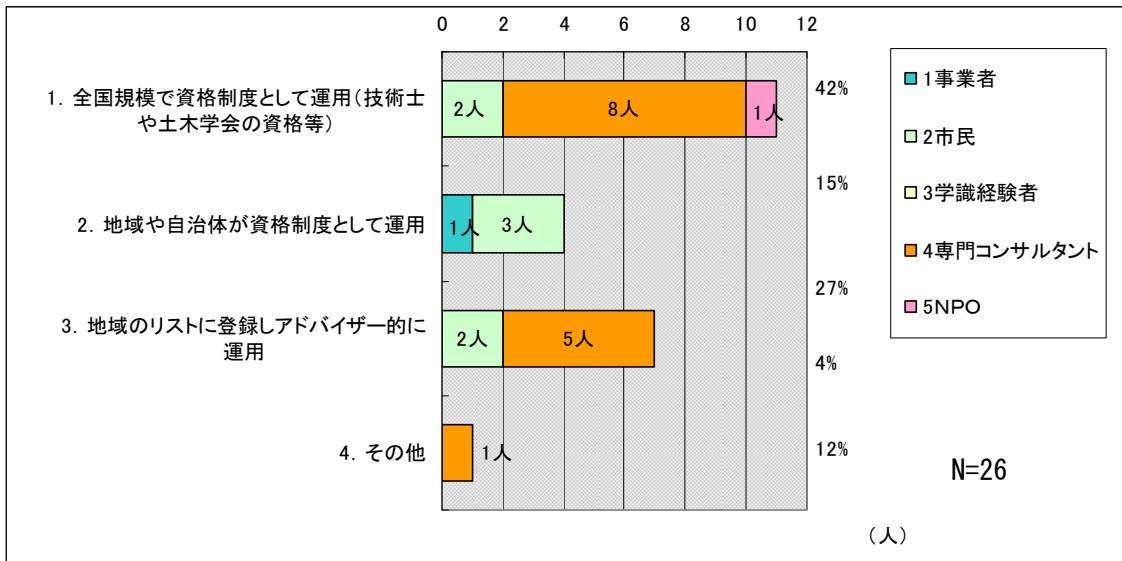
【その他】

- ・専門的知識、プロセスマネジメント等を含む実務経験が重要である。
- ・市民の意見を収集するための懇談会/座談会/WS等の回数、時間、意見を適切にまとめることのできるファシリテーター（特に地元の人間を能力あるファシリテーターに育てるか）
- ・既存WS等の方法論以外では、行政側から適切な情報を引き出し、分かりやすく住民に説明する能力。

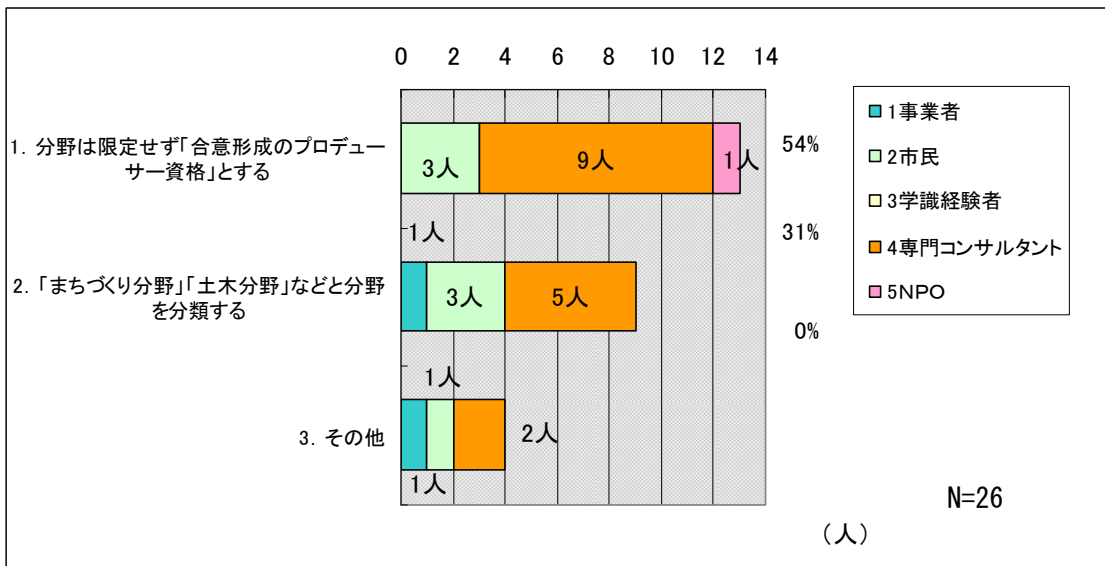
問6 合意形成において、倫理や技能を確保する方法として、資格や認証制度が一つの有効な手段と考えられますが、どのような形態が望ましいと考えられますか？（複数回答）



問7 資格や認証制度の運用形態はどのようなものが望ましいと考えられますか？(複数回答)



問8 資格分野はどのように運用するのが望ましいですか？(複数回答)



問9 資格制度の必要性、メリット・デメリットについて自由にお書き下さい。

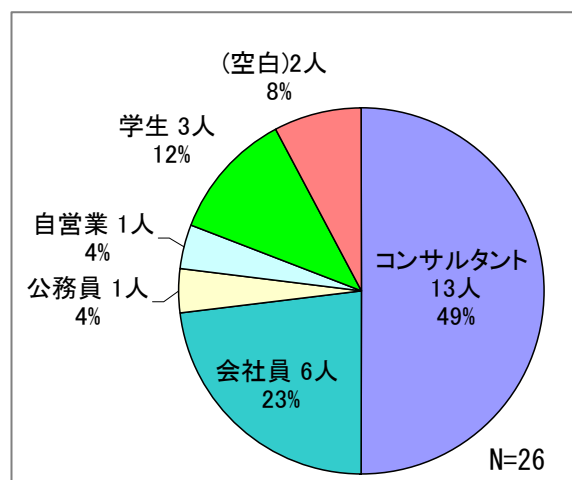
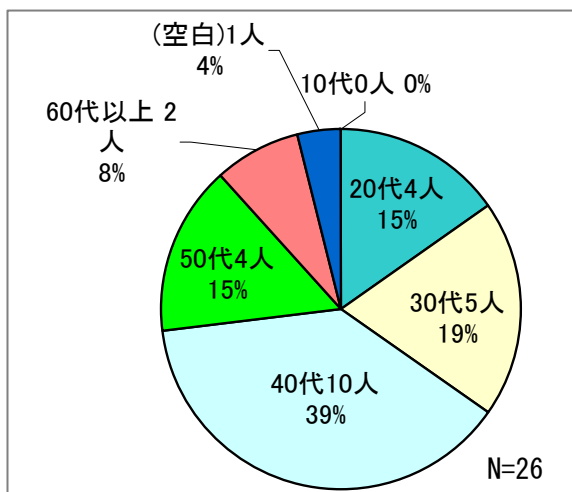
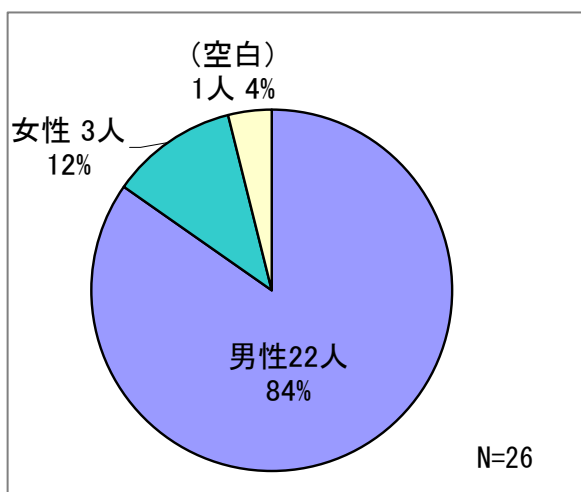
- ・公共事業の合意形成の合理的運営が可能となるが、合意形成に必要な適正は資格のみでは評価できない可能性がある。
- ・業務として個人が受けるのか。会社にいれば受けられるのか。入札なのか。
- ・公共事業の多様な面のフォローがパーソナリティな資格で十分だろうか。(責任問題)
- ・地域の特徴又は特色や歴史、文化、風土があり、資格も大事であるが地域の状況を踏まえることも必要。
- ・資格者と、住民(知識のある)がうまく意見を出し合えばよい。ただ、合意形成に関わりたくても資格がないために参加できない方(意見を言えない方)が出て来てしまうかも。
- ・あまり時間がかかったりしない方が良い。

・地域限定の際に地域温度差が生まれるので、温度差の解消を行う方法が必要。全国と地方を並行的に考える。
・地域の方に対する信頼度。
・行政側に利が少ない場合、責任負担は、誰がするのか。
・資格制度は有用であるが、認知が低い場合には実効性に疑問。地元外部の人間に対する不安、不信をどのように克服すかが課題。
・資格ということで、一定の社会的ステータスが得られる。能力、スキルアップへのモチベーションが高まる。

個人属性

問10 あなたご自身についてご記入下さい。

[アンケート回答者]



市民合意形成フォーラム

主催：社団法人土木学会四国支部 合意形成運営技術者ロスター試行委員会

共催：社団法人土木学会 合意形成小委員会

開催概要

□主旨

公共事業やまちづくりにおいて市民参画をもとに計画や実施を進める動きが多くなっている中、市民参画の場作りや運営において会議技術、合意形成支援など、多様な経験とスキルが必要となってきました。本会では建築、土木分野の技術者が関与した市民参画型の事業や計画づくりでの経験を紹介し、社会技術としての評価を相互に話し合い、社会で重要な役割を果たす技術者としての倫理やスキル、技能について共有する機会としたいと考えています。

□開催日時 平成21年1月10日(土) 11:00-17:35

□開催場所 工業会館(徳島大学 常三島キャンパス内)

交通アクセス <http://www.tokushima-u.ac.jp/article/0011200.html#josanjima>

□参加費 資料代：1,000円 (※定員100名)

□プログラム

1 開会挨拶 山中 英生(徳島大学・地域創生センター副センター長) [11:00-11:10]

2 合意形成技術者の実践紹介(事例発表) [11:10-12:30] (各分野20分)

※以下は予定テーマです。変更となる場合がございますので、ご了承ください。

景観	愛媛県	「沿道景観整備に関する合意形成事例」 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 伊豫屋 紀子
道路	広島県	「市民参加と賑わいにむけた合意形成 ー福山交通まちづくりフォーラムー」 復建調査設計株式会社 安達 誠
道路	高知県	「大学による第三者ヒアリングを用いた合意形成支援」 高知工科大学 岡村 健志
ゲスト	東京都	「ソウルにおける市民との合意形成」 株式会社アイ・エス・エス 林 将廣

※休憩 [12:30-13:30]

3 パネルディスカッション：発表の4事例について [13:30-14:30]

※休憩 [14:30-14:40]

4 講演：合意形成プロデューサーの必要性について [14:40-15:20]

西部技術コンサルタント株式会社 田邊 信男

5 講演：合意形成技術者の評価について [15:20-15:50]

徳島大学 山中英生

※休憩 [15:50-16:00]

6 パネルディスカッション：合意形成技術者の認定制度について [16:00-17:30]

7 閉会挨拶 山中 英生(徳島大学・地域創生センター副センター長) [17:30-17:35]

※意見交換会：同施設1Fエルボにて [17:50-19:30] / 参加費：3,000円

上記の話題についての意見交換を行います。軽食(ビッフェスタイル)

□参加申込み

「市民合意形成フォーラム」と明記の上、①氏名 ②所属 ③参加人数 ④連絡先 ⑤懇親会参加の有無を明記の上、下記に送付ください(FAXの場合は、別紙申込書をご利用ください)。

FAX：088-656-7579 mail：kobayashi@ce.tokushima-u.ac.jp

参加申込書 (F A X 用)

FAX 送付先 088-656-7579

参加者

参加者氏名	所属	意見交換会参加の有無
		参加 ・ 不参加
		参加 ・ 不参加
		参加 ・ 不参加
		参加 ・ 不参加
		参加 ・ 不参加

連絡先 (代表者)

住所	
電話	
F A X	
E-mail	
連絡先氏名	

「市民合意形成フォーラム in 徳島」

「社団法人土木学会四国支部・合意形成運営技術者ロースター試行委員会『四国における合意形成技術者の勉強会 第5回 in 徳島』」との共催

1. 開催日時

平成 21 年 1 月 10 日 (月) 11:00 ~ 17:35

2. 会場

工業会館 (徳島大学 常三島キャンパス内)

3. プログラム

< 前 半 >

1) 開会挨拶

徳島大学教授・地域創生センター副センター長 山中英生 氏

2) 合意形成技術者の実践紹介 (事例発表)

・愛媛県 「沿道景観整備に関する合意形成事例」

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 伊豫屋 紀子 氏

・広島県 「市民参加と賑わいにむけた合意形成 - 福山交通まちづくりフォーラム - 」

復建調査設計株式会社 安達 誠 氏

・高知県 「大学による第三者ヒアリングを用いた合意形成支援」

高知工科大学 岡村 健志 氏

・東京都 「ソウルにおける市民との合意形成」

株式会社アイ・エス・エス 林 将廣 氏

3) パネルディスカッション：発表の4事例について

・進行役

徳島大学教授・地域創生センター副センター長 山中英生 氏

・パネリスト

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 伊豫屋 紀子 氏

復建調査設計株式会社 安達 誠 氏

高知工科大学 岡村 健志 氏

合意形成小委員会 (株式会社アイ・エス・エス) 林 将廣 氏

< 後 半 >

4) 開催主旨説明

合意形成小委員会委員長（国際航業株式会社） 上野 俊司 氏

5) 講演：合意形成技術者のプロデューサーの必要性について

合意形成小委員会（西部技術コンサルタント株式会社） 田邊 信男 氏

6) 講演：合意形成技術者の評価について

徳島大学教授・地域創生センター副センター長 山中英生 氏

株式会社モデルビレッジ（NPO PI-FORUM） 小松 一之 氏

7) パネルディスカッション：合意形成技術者の認定制度について

・進行役

合意形成小委員会（サンコーコンサルタント(株)） 大曾根 正一 氏

・パネリスト

徳島大学教授・地域創生センター副センター長 山中英生 氏

合意形成小委員会（西部技術コンサルタント株式会社） 田邊 信男 氏

株式会社モデルビレッジ（NPO PI-FORUM） 小松 一之 氏

NPO コモンズ代表理事 喜多 順三 氏

8) 閉会挨拶

徳島大学教授・地域創生センター副センター長 山中 英生

終了後、意見交換会（同施設 1F エルボ）



4. 参加者

全70名(うち、パネリスト・スタッフを除く一般参加者57名)

うち、小委員会参加者8名(上野、伊藤、西、大曾根、田邊、白水、林、奈良)

5. 議事要旨 <前半：合意形成に関わる事例報告>

1) 沿道景観整備に関する合意形成事例

<株式会社オリエンタルコンサルタンツ 伊豫屋 紀子 氏>

- ・ 松山都市圏幹線道路沿道景観ワーキング、金沢市諸江通り沿道景観形成協議会の2事例について、1)合意形成の目的、2)合意形成を図る上での課題と解決策、3)沿道景観形成に関する合意形成のポイントの観点から報告。
- ・ 報告事例ではコンサルタントは、道路事業者・自治体・企業・学識者からなるワーキングを支える事務局的な立場で参加している。
- ・ これらの事例を通じて、沿道景観形成に関する合意形成支援を図るコンサルタントとしての役割として、1)関係市民の意識啓発、2)合意形成の場での技術的サポート、3)客観的立場から俯瞰した舵取り、が必要であることが提案された。



2) 福山「交通まちづくり」フォーラム

<復建調査設計株式会社 安達 誠 氏>



提案された。

- ・ 福山市で実施している交通まちづくりフォーラムでの取り組み事例について報告。
- ・ 特徴的な取り組みとして、市民フォーラム会場では携帯電話を活用した即時意識調査等を実施し、会場参加者との情報共有を図った。また、パネリストとして参加した市長の前で小学生の発表等を行うといった取り組みも実施したことなどが報告された。
- ・ この事例を通じて、官主導から住民主導へ、住民協働から住民主導への展開に向けて、継続的に取り組んでいく必要があることが

3) 第三者ヒアリングを用いた合意形成支援

<高知工科大学 岡村 健志 氏>

- ・ 毎年のように何箇所も冠水し通行止めが発生している道路の管理移管に際して、現在の管理者と将来の管理者の間に入り、メデーション的な役割の事例を報告。
- ・ 重要な利害関係者を特定し、それぞれに対して、ヒアリングを繰り返すことで、課題と対応のツリー図を作成し、合意形成に役立てた。
- ・ 最終的には、現在の管理者においても導入が可能であり、将来の管理者においてもランニングコストが軽減でき、メンテナンスも含めて引取りが可能な簡易なITSシステムを提案するに至った。
- ・ 今回の事例の成功したのは、第三者だったからか、大学だったからかは微妙なところ。大学だから寛大に受け入れてもらったことも事実であるとの感想も述べられた。



4) ソウルにおける市民との合意形成

<合意形成小委員会 林 将廣 氏>



- ・ 韓国ソウル市において、ソウル市バス再編事業、ソウル外郭環状高速道路、ソウル森プロジェクト、ソウル喜多：村地区まちづくりの4事例について、ヒアリング結果を報告。
- ・ 清溪川復元事業に伴うソウル市バス再編事業では市民と専門家からなる市民委員会での取り組みを通じ、税金投入が当初予定の100億円から200億円に増加したにも関わらず、市民の満足度は当初46%から84%に向上したこと、ソウル外郭環状高速道路の事例では、3年に渡る仏教会との合意形成での難航の末、最終的には大統領と仏教会指導者の直接会談により環境に配慮した道路構造への見直しを図ったこと等を報告。
- ・ これらの合意形成事例を通じ、日韓の違いとして、大統領や市長等の強いリーダーシップ（トップダウン）的な側面が強いこと等の考察が報告され、あわせて、今後のわが国の合意形成の目指す方向として、第三者的な合意形成プロデューサーや活動を支援する法制度の整備等の必要性が提案された。

5) パネル討論会における主な討論要旨(司会:山中 英生 氏)

伊豫屋:今回は、必要性から合意していくことが重要というところから進めなおした。コンサルとして参加する際には、行政に対して、なぜ必要性の合意からはじめ直すことが必要かを事務局内で合意を図った。市民の代表、キーパーソンを見つけ、育成していくまでにはいたらなかったが、今後、誰にアプローチすべきかといった方向性まではできた。

上野:コンサルはサポートだけでなく、アドバイザーとして、場を導いていく役割もあるのではないか。

伊豫屋:今回の事例ではそこまでできなかったが、必要性あると認識している。今回は学識者がアドバイザー的な役割でもあった。



山中:今回の事例でコンサルタントの役割に期待すべき所はなんだったか?

安達:いかに市民に考えてもらうかが重要なポイントだった。コンサルとしての役割は、いかに参加していただくか、いかに考えてもらうか、考えてもらうために、事前に資料配布したりした。当初は1日だけのフォーラムだけで考えていたが、参加市民(ワークショップに5人程度の回もあった)が少なく、また、結果についての市民への戻しが少なかった感是否定できない、継続性についても課題と考えている。

山中:数年間も同じ会社が継続して業務を受注してきた中で、単発的に業務に参画してことについて問題はなかったか?

安達:特に問題なし、福山Cともうまくできた。

参加者(NPO):携帯アンケートの具体的な可能性は?

安達:空メール送信でQRコード、即座に会場意見がわかる、リアルタイムでわかることに意義がある。

参加者:合意形成の過程で参加する方は関心が高いが、参加しない関心の低い市民にいかん知ってもらうか、意識を高めるか?行政側の判断基準をどこにおくべきか?

安達:利用状況や意識を継続的に図ることが必要。関心の低い、ない方に以下に参加して

もらうかを目的に、小学生WSをするなど、仕掛けを工夫した。

参加者（行政）：小学生の参加の際に、教育側とどう合意を得たか？

安達：総合学習の一環として取り組んでいる学校側から申し出があった、こうした取り組みは当時1校から現在は4校に拡大している。

岡村：第三者としては、コンサルではなく、大学が入るのがいいの、コンサルでは難しいということはないが、大学ということで若干寛容に受け入れてもらったのは事実、誰と組むかも重要な要素と考えられる。コンサル、大学など、それぞれの技術特性を活かすことが大事。

参加者：既存の仕組みを将来管理者が受け入れる素地があったならばどうなったか？

岡村：既存の仕組みでは維持が困難だったため、結果として既存システムは全て捨てて、新規システムに変更されることになった。

参加者：今回の提案（ITS）では、岡村氏は設備知識をもった上での今回提案か？

岡村：電子通信、ネットワーク情報通信等の技術者との協働により実施したが、多少なりとも知識がもっていないとよい提案はできない。但し、提案システムを設計できる技術を保有していることが、合意形成の中に入れば入るほど、第三者性がなくなっていく側面は否定できない。

参加者：仮説に基づいて当初から必要な提案システムのためのPTをつくったか、合意形成の場に入る中で適宜、PTを編成していったのか？

岡村：前者（仮説に基づく）といえる。

参加者（コンサル）：課題ツリー図をどのように進め作成したか？

岡村：最初はキーマンからはじめ、次の関係者に確認していった。それを会議の場で（大まかに）確認していく手続きをとった。

山中：海外事例調査の意義は？

林：文献だけでなく、直接対話することで、日本の特徴が見えてくるところがある。多くの海外事例は、トップで下した目標の具体的な実現のプロセス等に対し、合意形成を図っていくケースが多い、基本的なビジョンはぶれない、この点が日本とは大きく違う。リーダーは目標を明確にしなければならないし、リーダーが示した基本的なビジョンからぶれていないか監視する役割も必要ではないか。

山中：海外ではトップが決めた目標はぶれない。その目標自体から合意を取り、その実現に向けて合意形成を図っていく。一方、日本の場合の常に選挙等に左右され、目標そのものからぶれることにつながっている。設定した目標に対して、どの部分までを、いつまでに実現していくのかを確認し、誰かが示すことが必要。

山中：討論を踏まえると、重要なのは専門的バックグラウンドもった技術者が、合意形成の関係者に端的につたえていくコミュニケーション能力ではないか。関係者に丹念に関係者に伝える力が必要。

6. 議事要旨 <後半：合意形成プロデューサーの必要性について>

1) 市民合意形成における合意形成プロデューサーの必要性

<合意形成小委員会 田邊 信男 氏>

- ・ 土木学会コンサルタント委員会合意形成小委員会から「市民合意形成における合意形成プロデューサーの必要性」と題して、1) 市民合意形成の背景と変遷、2) 市民合意形成における課題と対応、3) 合意形成プロデューサーの必要性、4) 欧米諸国における市民参加の制度、5) 合意形成プロデューサーの確立に向けて、の観点から報告。
- ・ 合意形成プロデューサーを確立するためには、教育プログラム面と制度面の両面からのアプローチすることが必要といった内容が報告。



2) 合意形成技術者の評価について

<徳島大学教授 山中英生 氏・株式会社モデルビレッジ 小松 一之 氏>



- ・ 平成 17～19 年度の 3 ケ年に実施した「土木技術者における合意形成運営技能の評価方法に関する研究調査」について報告。
- ・ 四国内での合意形成事例を踏まえたアンケート調査結果に基づき作成した、合意形成運営技能能力の評価項目と、これに基づく自己評価シートについて提案。
- ・ また、四国版ロースター試行版を作成していることについて報告。

3) パネル討論会における主な討論要旨 (司会：大曾根 正一 氏)

合意形成におけるプロデューサーを必要性について (挙手)

ほとんどの参加者が必要

中立性について

参加者 (三重県): 広域河川の環境保全を、まちづくりを絡めて市民参加で実施している。市民参加意識の高い参加者による合意形成の場では、次第にエスカレートしていく傾向があったが、合意形成運営に長けた学識者が入ることであまり進んでいる。なお、その学識者は自主参加であり、行政・住民等からの委託ではない。

小松：コンサルだが、二つのNPOに所属（PIフォーラム、四国のまちづくり系NPO）している。法人（NPO）か株式会社かでは住民側の対応がまったく違って来る。住民側からはNPOとして参加してほしいと依頼あったこともある。NPOという肩書きがあることで、コンサルタントであっても立場をかえて市民に接することができる。



岡村：大学だからできたという側面があるのは事実。

山中：万能の中立性はない。行政でも中立性を確保できる場合もある。合意形成プロデューサーを行政でもよい場合もあるし、第三者に委託すべき場合もあるが、どのような場面で、どのような合意形成プロデューサーをつけるべきかを考えていく必要がある。

参加者（白水）：合意形成プロデューサーを認めてもらうためには、やはり資格制度が必要ではないか？

田邊：当委員会では、合意形成プロデューサーには、1) 専門知識、2) プロセスマネジメント、3) 社会的受容性が求められ、そのための新たな資格制度の創設が必要。

喜多：ロースターに登録し、活用するかは、現時点ではわからない。絶対的な中立性がない中で、資格だけで中立性を確保できるものではない。関係者間の信頼関係を確立することが重要と考えている。大学やNPOは、コンサルタントよりも中立性が高いのではなく、住民がそう見てくれやすいだけ。



参加者（NPO）：個人としての中立性、立場としての中立性は異なる。その使い分けができるようになるとうい。

参加者（四国地整）：コンサルタントが資料作成、説明は行政側が実施という形態であれば、

コンサルタントは中立性を確保し得ない、すなわち、合意形成プロデューサーとはならないのではないか。今後は必要とは認識している。

山中：合意形成プロセスが必要かどうかを事前チェックする仕組みがないと、合意形成プロデューサーの必要性にはつながらない。合意形成が必要な事業が、合意形成プロデューサーは必要になるか、どのような合意形成プロデューサーが必要になるか、そこを制度としてプロセス化しておく必要性がある。

資格認証について

参加者（三重県）：資格（ロスター）が全国的なものかどうか、地域的なものかによるが、活用していいことはよいことだと思う。なお、一定の地域性は必要と考えられる。

山中：四国版ロスター（試行）は、四国在住の合意形成技術者ではなく、四国の合意形成事例に従事した技術者で作成している。

参加者：今回提案された合意形成評価項目（案）により、合意形成の資格制度に関する知識の体系化ができたと考える。

参加者（四国地整）：地域精通度が求められるかは案件による。中立性を確保するために、地域外の人が入った方がよい場合もあり得るし、地元に関わり・地域性がないとうまくいかない場合もある。

山中：土木学会には既に資格認証制度があるため、新たに資格制度を創設することはさほど難しくない。アメリカのロスターのように登録者がお互いに認証しあうような制度もあり、四国版は後者で考えている。但し、実際の運用に際し、今後は登録者が増加すると、やはり何かしらの協会等が認証するような仕組みにしなければならないことになる。

山中：技術士が受験するメリットのある仕組みにしなければならない。例えば、技術士資格をもっている方が、土木学会の同分野の認定技術者資格を受験するメリットは少ない。合意形成プロデューサーであれば、新たに取得するメリットは大きい。

合意形成プロデューサーの資格制度は必要か

合意形成におけるプロデューサーの資格制度の必要性について（挙手）

概ね半分程度の参加者が必要

喜多：：徳島では吉野川十堰問題で合意形成の機運が高まったが、まだ、合意形成の必要性等について、体系的に整理されたとは言えない。また、海外の事例の重要性もわかるが、地域特有の課題に対して、どういう形の合意形成をすべきかの議論が不足していると感じている。

林：（一級）建築士の場合は技術士よりも市民認知度が高いこともあり、協議等の場で、市民から信頼性を得やすい。すなわち、資格が信頼性を高めている側面があることを考えると資格制度は重要ではないか。

山中：合意形成は、紛争処理型から価値向上型に変化してきた。交通まちづくり等はその代表と言える。市民に望まれるものを議論する場でこそ、合意形成プロデューサーの価値が高まるのではないかと。

小松：四国版ロースターについては、当面は今回のような発表の場を通じて、緩やかな形で一般公開からはじめて、認知度を高めていくことが必要ではないか。

最後に

参加者（前半パネリスト・岡村）：合意形成はストレスが大きい側面もある。ミスリードした場合は訴訟される可能性もあるのではないかと。また、合意形成プロデューサーが制度がされた場合に、個人契約か、企業契約か、制度創設に際しては、こうしたことも念頭においておく必要があるのではないかと。

参加者（三重県）：合意形成は長丁場であり、合意形成プロデューサーが単年度契約で毎年変わるのは問題が大きい。契約期間内に当初の目的（一定の合意形成等）を達成しなかった場合はどう処理することになるのか。

喜多：成果（＝合意形成）を請け負うのではなく、合意形成マネジメントとその結果を成果とすることで処理することが妥当である。

山中：アメリカのメディエーターは、成果（＝合意形成）を目的とした業務（報酬）は受けないことになっている。



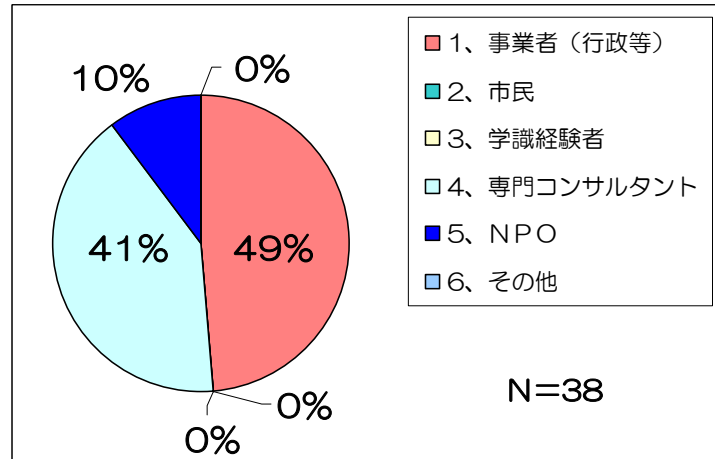
7. おわりに

山中：合意形成に従事してきた技術者は確実に増えている、すなわち経験としてノウハウが蓄積されてきている。今後はこのノウハウをしっかりと伝えていけるように取り組んでいきたい。

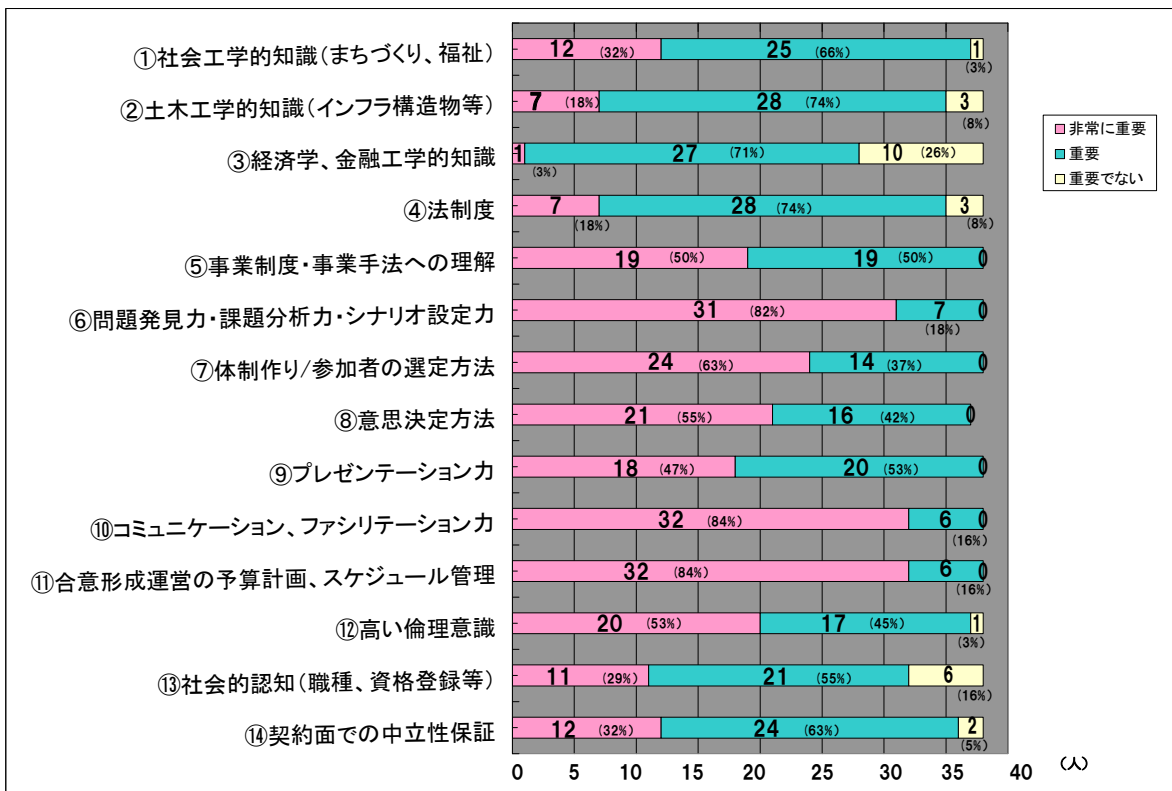
以上

「市民合意形成フォーラム in 徳島」 アンケート結果

問1 合意形成に関わる事業へはどのような立場で参加されていますか？（複数回答）



問2 合意形成の場に事業者や運営者として参画する場合、総合的に技術サポート、市民との共同作業、優先度の検討等（プロデューサー的な運営）を行うことが必要と思われますが具体的にどの様なことが重要と考えますか？



問3 問2でお答えになった内容等で、合意形成にとって重要なものを具体的にご記入下さい。

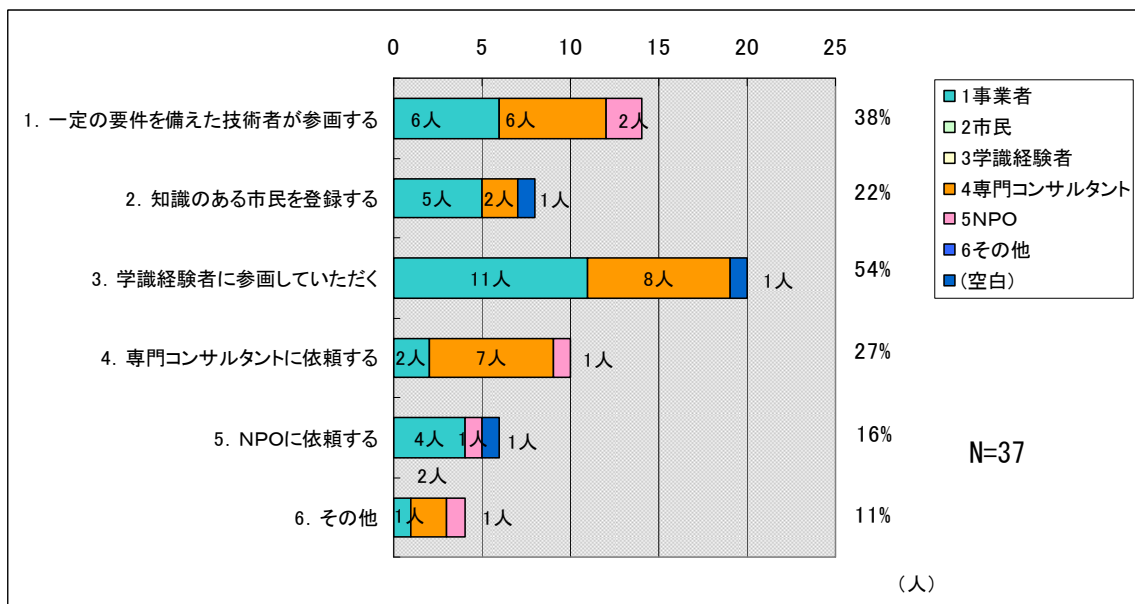
・市民の意見において具体的に表には出ていないものの重要である意見を引き出す技術
・どのレベルの合意を持ってよしとするかの判断（一部地域、広域の住民も含めて合意形成をとる範囲）
・中立性保証—といっても中立性の定義が難しい。中立性を「利害関係者の重心位置に立つこと」とするか「利害関係のない異なる次元に立つこと」とするか。また、「全ての利害関係者の立場になって平等に考える」とするか。
・コミュニケーション能力が重要、意見の理解と取りまとめができること。プレゼンテーションも当然必要となる。
・市民の意識喚起と継続を伺すシナリオ設定力、プレゼンテーション力。・合意形成の目標を実現する使命感（但し、柔軟な）
・全体企画力並びに合意形成に係わる費用（B/C）
・具体例の提示、全員からの意見の聴取。
・利害関係者の特定。
・（事業者の立場から）着地点を見据えた、全体運営が必要であると思う。
・プロセスとアウトプットを調整する戦略的な全体企画力（フリクションの少ない場合）
・フリクションのある場合はファシリテーターの中立性が担保される仕組み、周知徹底を計るPR手段の選択と情報発信力（正しい情報を正しく理解される仕組み）
・プレゼンテーション力が重要
・即時の判断力、分析力、話術
・幅広い一般知識
・目的達成のために、関係者において課題抽出を行い、各課題ごとに対策を考え、その対策について関係者間のうち、誰が行うか役割分担を決め、目的達成へ向かう、というような階段を踏んだ進行を実現することが重要である。
・市民の関心を引き付ける企画力
・意見収集、分析による問題、課題、発見力
・対立する意見のまとめ方（会議の運営力、マネジメント力）
・円滑な運営能力。
・現場（地域）に対する思い、愛着、関心
・課題に対する市民の認識レベルを把握し、適正な情報提供を行い、ある程度のレベルでの判断が行なわれるように運営すること。
・リーダーの育成、広報、PR手法
・関係者や問題課題を的確に掴み、目標やプロセスを十分に予想した上でのプログラムづくりの技術が重要だと思われる。
・情報収集能力を含むマネジメント力。事業を継続的に推し進める意志。
・高い倫理意識に基いたコミュニケーション、ファシリテーション力。公共としてどうあるべきか、公共事業としてどうあるべきかと考えること、考え続けること。
・市民との信頼関係を保つことが必要不可欠である。
・立場や見方によって利害関係が発生する。お互いが立場や利害について理解等しながら合意形成を行なうためには、計画の早い段階からまた、批判<評価をどうするかが重要であるし、会議比率についてもどういう形を用いるかもポイントとなる。
・ファシリテーション力：中立的な立場でいかに意見をまとめていくか。
・市民の様々な意見に対して、コミュニケーションやプレゼンテーションを活かしてまとめていく技術が重要であると考えられる。
・構造的、予算的、法的などの知識を有し、できうることを判断することができる上で、意見を収集し、解決の方向へリードする力。
・一般市民（無関心層）への周知、浸透方法、工夫。報道の活用方法（福山の事例で、小学生の作文による参画を通して、保護者（大人）への浸透方法、事例等）
・プロセスを管理する能力はどれも重要と思う。問題発見力、ブレないシナリオ建設も、関係者を選び出す能力も重要。それからそれぞれをサポートする手法、技術マニュアル等も必要。

問4 問2でお答えになった内容等で、合意形成事業で不足しがちなことは何ですか？不足をどのように補っていますか？

<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーション、コミュニケーション能力が不足する。P I 講習等への参加
<ul style="list-style-type: none"> ・合意形成を図ること自体の必要性。」また、ファシリテーション力の1つと考えるべきかもしれませんが、「参加者にも中立的立場で考えてもらえるようにする」力も必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・住民の合意形成への理解度。
<ul style="list-style-type: none"> ・法制度に関する知識、経済学に関する知識（専門家、事例関係者からの情報提供）
<ul style="list-style-type: none"> ・関係者全数（母数）の合意形成を要請されるケースは少なく、殆どがサンプル対象の合意形成となるか、そのサンプルリングの妥当性検証。
<ul style="list-style-type: none"> ・知識不足がある点。
<ul style="list-style-type: none"> ・行政側の範囲、担当が多すぎて、小回りが利かないこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・感心層への周知徹底。（マスコミ関係者の協力。関係者の事前ヒアリング）
<ul style="list-style-type: none"> ・専門家への依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有が図られていない ・情報提供に心がける
<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識が不足する（分野が異なると求められる知識が異なる） <p>→社内の専門家をチームに入れる。自分も講習会、研修会等で知識を得る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業で行う場合、多様な意見がある。それらの意見をまとめることは出来るが、最終的に1つにする場合、意見の対立が生じることもあり、それが平行線となって場合、まとめられないことがある。そのまとめ方がわからない。
<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール管理、運営の予算計画、実際に着手してみなければわからない、工程の変更や追加のWS等が発生し、予算、スケジュールともに不足しがちになる。予算面では涙を呑むしかなく、スケジュールは無理矢理まとめあげてしまう他ないように思う、そうしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の専門的、法的知識の不足→事前の学習会
<ul style="list-style-type: none"> ・制度にかかる最新の状況把握等→専門家に依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・運営者等の社会的認知、役割等の周知不足。中立性認識度が低い説明方法や周知手段の検討、努力。
<ul style="list-style-type: none"> ・人的ネットワークの形成。
<ul style="list-style-type: none"> ・「事業中止」の結論を出すことに対する正の評価。
<ul style="list-style-type: none"> ・特定分野の高い専門的内容に対する回答が必要になることがある。 ・専門家の意見照会をする。
<ul style="list-style-type: none"> ・批判的で理解しようとする人、しない人に対してどう対応するか。広報のみでは一方的、双方向に対してどこまで対応するかがポイントとなる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターの不足、運用システムの確立が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション力やコミュニケーション力が不足しがちであるため、コンサルタントへ依頼するなど補っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・法制度や金融工学が不足しがちとなる（土木コンサルを主体に動いていくためと思われる）、不足点については、個別に専門家へヒアリング等を行なう。
<ul style="list-style-type: none"> ・どの程度まで（市民に対して）やれば合意形成が図られたのかの判断基準はあるのか。その判断基準も、合意形成の過程で論議をしていくことは可能か。
<ul style="list-style-type: none"> ・WS等の運営能力を含めて、実際に参加することを積極的に実行。実施事例から必要な法知識と取り入れるため、報告書やWebから事例をとり込む。

問5 専門知識や合意形成に必要な人的資源を補う方法はどのようなものがよいですか？

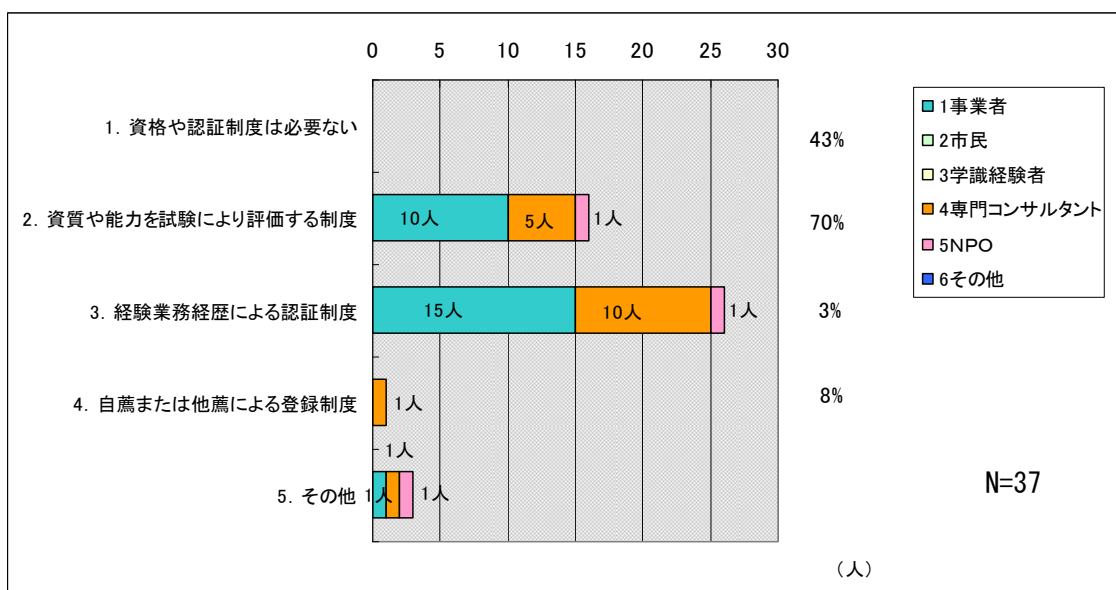
(複数回答)



【その他】

- ・ ①専門②合意形成
- ・ 目的やシーンに応じて、1. 2. 3. 4. 5. を適応する
- ・ 現在、取り組んでいる事業が始めてのケースなので、分からないが予算的なものもあり、NPOに依頼している。

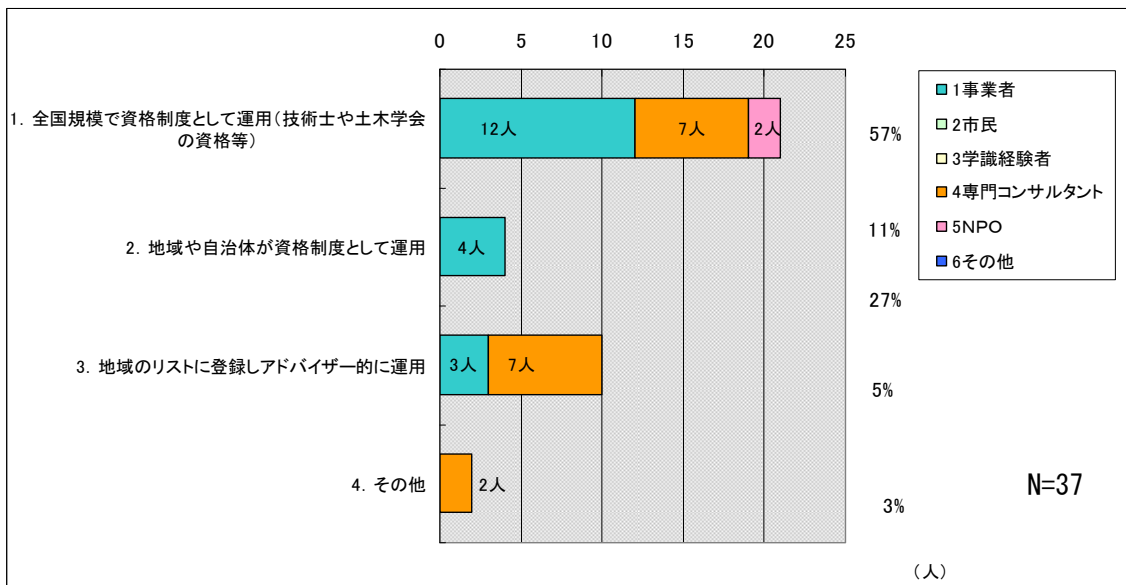
問6 合意形成において、倫理や技能を確保する方法として、資格や認証制度が一つの有効な手段と考えられますが、どのような形態が望ましいと考えられますか？(複数回答)



【その他】

- ・ 2. 3. 4 を組み合わせたもの
- ・ 講習やセミナー等への参加義務等も考慮する
- ・ 技術士の総合技術監理部門のことでは？

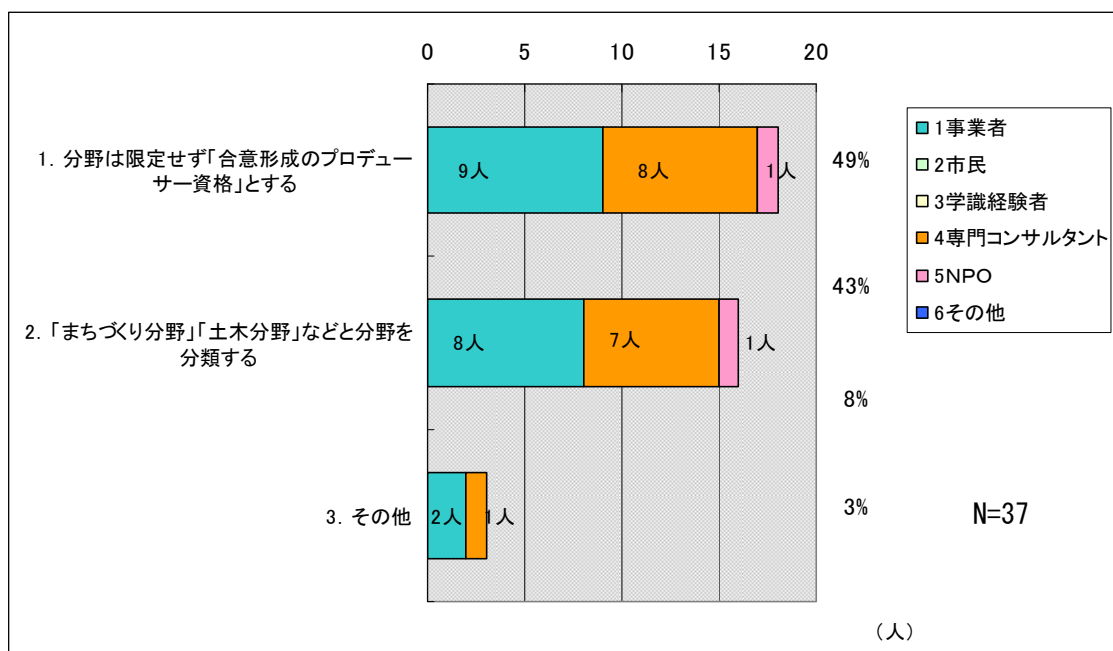
問7 資格や認証制度の運用形態はどのようなものが望ましいと考えられますか？(複数回答)



【その他】

・学会の資格制度として運用、地域・自治体は利害関係が生じるため望ましくない

問8 資格分野はどのように運用するのが望ましいですか？(複数回答)



【その他】

- ・分野で大別するが、細目を示したほうが良い 例) まちづくり→中心市街地活性化/ユニバーサルデザイン etc
- ・技術士の部門分けでいいのでは？
- ・分野を分けるのは良いと思うが、該当する分野がない場合も発生してしまうと思う。せめて、ある程度経験を経ることでキーワード登録をする制度でも良いのでは。
- ・確実に、プロデューサーが経済的にも見合う枠組みにしたい
- ・分野で大別するが、細目を示したほうが良い 例) まちづくり→中心市街地活性化/ユニバーサルデザイン etc
- ・技術士の部門分けでいいのでは？
- ・分野を分けるのは良いと思うが、該当する分野がない場合も発生してしまうと思う。せめて、ある程度経験を経ることでキーワード登録をする制度でも良いのでは。

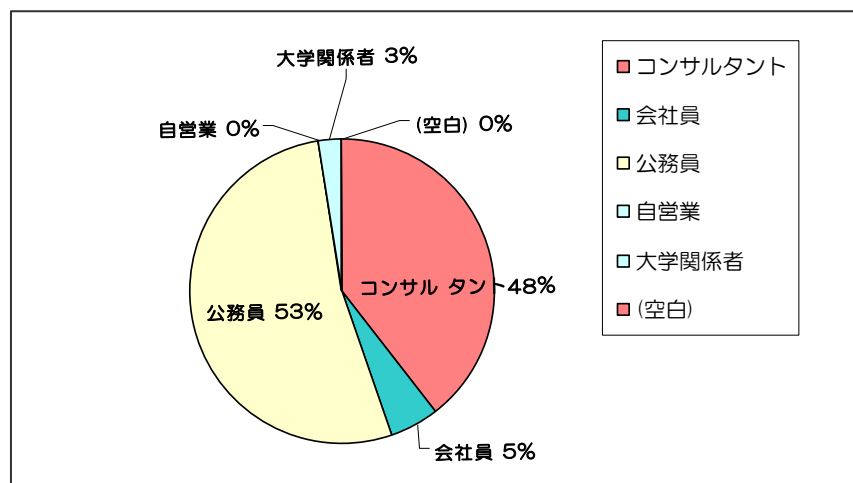
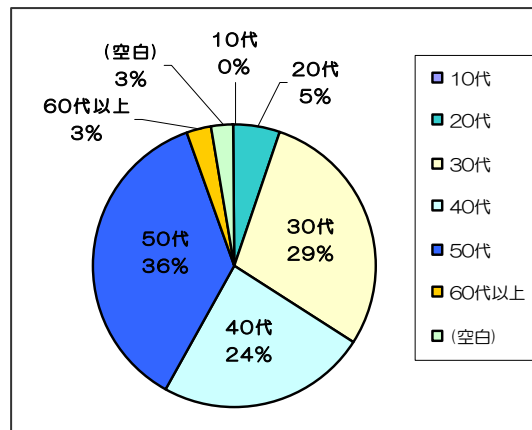
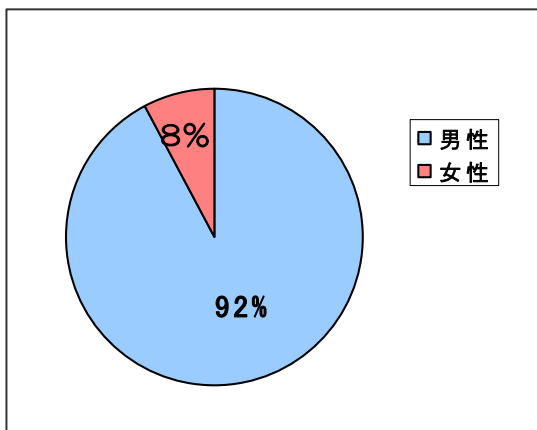
問9 資格制度の必要性、メリット・デメリットについて自由にお書き下さい。

<ul style="list-style-type: none"> ・メリット__合意形成のプロセスにおいて役割、立場が明らかになる。 ・デメリット__資格制度における更新制度のしくみを作らないとプロデューサー能力確保が困難になる。
<ul style="list-style-type: none"> ・評価方法によっては形だけになってしまう。
<ul style="list-style-type: none"> ・資格だけで経験がない、合意形成等を行うのには経験が重要となるので、試験だけでは判断できない。
<ul style="list-style-type: none"> ・資格にレベル設定されていれば、経験の熟度が自分で分かって良いのではないか？ ・メリット→立ち場が分かりやすい ・デメリット→資格があれば良いと見なされると利害に応じて悪用されるのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・メリット→スキルアップ・デメリット→特になし。
<ul style="list-style-type: none"> ・メリット→問い合わせが簡単にできる ・メリット→能力、経験を示すバロメーターとなる。 ・デメリット→資格のみで判断されていくこと、本来必要な様々な事態への適応能力が評価されることも起こり得る。
<ul style="list-style-type: none"> ・メリット→特化した技術を活用できる。 ・デメリット→取得者に悪用された場合等の資格そのものへのダメージ
<ul style="list-style-type: none"> ・自分も他分野の資格を持っているが、殆ど筆記試験レベルのものであり、実施経験等とはかけ離れている。コンサルティング的な活動は、経験という要素が重要であると思うので、資格制度の必要性は低いと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・資格制度ができることによって学び易くなる。合意形成は専門分野と合わせて活用する必要があるので、専門分野の専門家が合意形成を学び易くなる。 ・合意形成の必要性や市場化のために必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・必要性→合意形成を求めているためのいろいろな知識を持った専門家が重要。 ・デメリット→資格をもつのはそれなりの知識があるということでのいろいろな手法を取ることができる。 ・デメリット→資格だけでなく実施も重要。経験が思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・試行的取り組みを行い、それにより得た知見により、修正を加えていく運営方式でよいと思う。それにより、様々なメリット、デメリットのバランスが図られると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・資格制度にはなじまないが、必要時に登録制度があると選定に便利
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に信頼を得ることが大切、このためには能力・知識はもとより愛国心が大切。
<ul style="list-style-type: none"> ・社会的認知度の高まりとしての必要性、市民等の信頼関係の確立。社会貢献する会の増大。能力の評価方法が難しいため資格者のバラツキが出やすいことがデメリットか。
<ul style="list-style-type: none"> ・あるものを利用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・メリット→存在価値、相互監視が働いて倫理に基づく行動がとりやすくなる。それに対して正当な評価と報酬 ・デメリット→必ず成功させてくれるという過度の期待。
<ul style="list-style-type: none"> ・メリット→事業者側は信頼性を担保することができる。 ・デメリット→たとえば国土交通省の認可の資格では、逆に信頼性を疑われる場合があり得る。◎相互容認が望ましいと思う。資格の認知度を向上させることが重要。
<ul style="list-style-type: none"> ・利害の違った人の合意形成を行なうため、双方が求めるのは公平性を得るために資格制度は必要と考えるが、コストや地域性を考えるとブロックごとにまた、実務者の意識向上やそのフォロー制度も重要と考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・資格制度にすることで能力の向上が図られ、ある一定以上の基準かどうか判断できる。ペーパーテストはともかく、プレゼンテーション力やコミュニケーション力の評価が難しいのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・デメリット→資格システム自体が巨大化し、社会的コストが増大してしまう。資格者が社会的に貢献していることを十分にPRできず、社会的に認知が進まない。
<ul style="list-style-type: none"> ・メリット→社会的な責任をとりやすい。中立性を保つため。

個人属性

問10 あなたご自身についてご記入下さい。

[アンケート回答者]



千葉県職員研修会メモ

千葉県教育会館 090223(月)10:00～

参加者：講習者 33市町村 53名、

千葉県都市計画課職員数名

土木学会（上野、伊藤、大曾根、今野、西）、他スタッフ 5名

1. 合意形成の課題と対応（今野委員）

社会資本整備における市民合意形成について、合意形成の必要性や課題等を概説した。この点について、特に質問等はなかった。

2. 事例（西委員）

様々な場面における市民合意形成の事例を紹介した。この点において、特に質問等はなかった。

①鉄道立体交差化事業（小田急線訴訟）

②都市と景観（国立市訴訟）

③札幌駅前通り地下歩道空間整備事業（1000人ワークショップ）

④韓国における合意形成事例

3. 技術の習得（今野委員）

午前中の講義を受け、参加者に対し合意形成を図る上での対応について参加者に問い、解説を加え知識の習得を図った。この点において、質問は特になかった。

4. セッション（伊藤委員）

下記のテーマについてテーブルセッションを行い、意見交換を行った。

- ・セッション①：合意形成は本当に必要か（ファシリテーター今野委員）
- ・セッション②：合意形成の方法に問題はないか（同、伊藤委員）
- ・セッション③：合意形成における市民の権利と義務とは（同、西委員）
- ・セッション④：合意形成は誰が行うのか、その人材育成はどうあるべきか（同、大曾根委員）

<主な意見>

（1）合意形成の必要性

- ・利害の調整が困難
- ・意見を聞くことで、思惑と違う方向に行ってしまう
- ・情報公開の方法が難しい
- ・ルールづくりが必要
- ・地権者や利用者が他の行政範囲に及ぶ場合の意見の収集、周知方法
- ・地元キーマンの発掘、育成が必要
- ・様々な参加を行っている。目的と目標の設定、参加者の範囲、手法、行政内部の調整が重要と考えている。
- ・木更津市共同まちづくり条例、庁内調整を図ろうとしたが出来なかった。住民共同まちづくり条例が基本であり、都市局サイドで作成することの調整が先。本当に住民参加の合意形成が必要か、との意見もある。
- ・行政と市民との間にまちづくりに関する考えが違う。そのために市民の参加を募っている。参加者を募ったが、一般市民が少なく、福祉やまちづくり活動を行っている機関が多く、本来の意味の市民参加になっているか不満を感じる。

(2) 合意形成の方法に問題はないか

- ・市民は、参加の目的を理解していない。参加すると意見が通ると思っている。その辺の理解を高める必要がある。
- ・結果をどこまで反映するか
- ・状況に応じた合意形成手法が分からない。
- ・合意形成手法が必要な事業は何か分からない。
- ・合意形成には、第三者の関わりが重要。ただし、第三者とは誰か、どのような能力か。学識経験者とかコンサルという組織でなく、新たな人材が必要ではないか。
- ・第三者は行政、市民の一方は好ましくない。両方の立場を理解する者が必要。
- ・予算の関係上、第三者の関わりはなく、行政が事業説明を行っているので、住民から信頼されていない。
- ・住民と行政の間の調整役が第三者と考える。しかし、ケースバイケース（事業規模、種類）で変わる。
- ・ロスターという人材バンクがあると聞く。当市としてそのようなシステムを採用する際、住民がどう評価するか、が課題と考える。
- ・合意形成プロデューサーが第三者として活躍していければ好ましい。

(3) 参加者の集め方、範囲

- ・参加者にとってのメリット、デメリットなどがあり、範囲の設定が困難である。
- ・利害関係者が参加されることが多く、意見の集約が困難である。
- ・気軽に集められるコミュニティがあれば良い
- ・参加者の集め方は公募が基本だが、事業や規模によって異なる。どのような方法が良いか。

<その他>

- ・市民には情報を知る権利がある。
- ・また、意見を言う権利もある。
- ・参加のルールづくり、コミュニティづくりが難しい。
- ・住民と行政は対等であるべき。

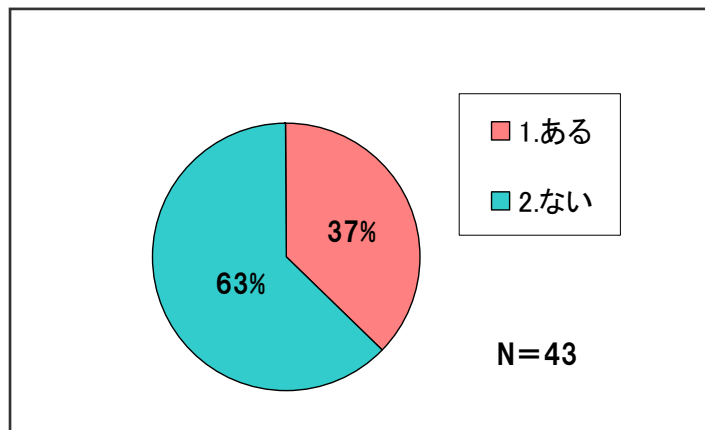
以上

<研修会風景>



「合意形成に関するアンケート結果」

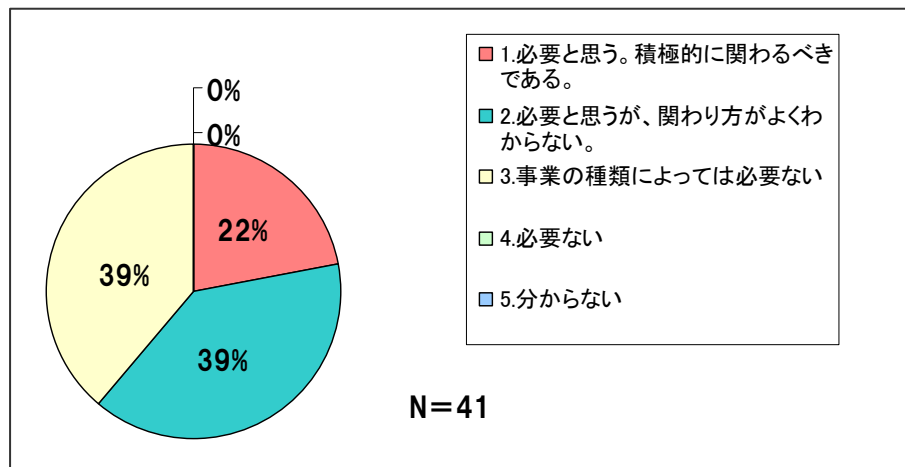
問1 市民参加に関わる事業を経験されたことはありますか？



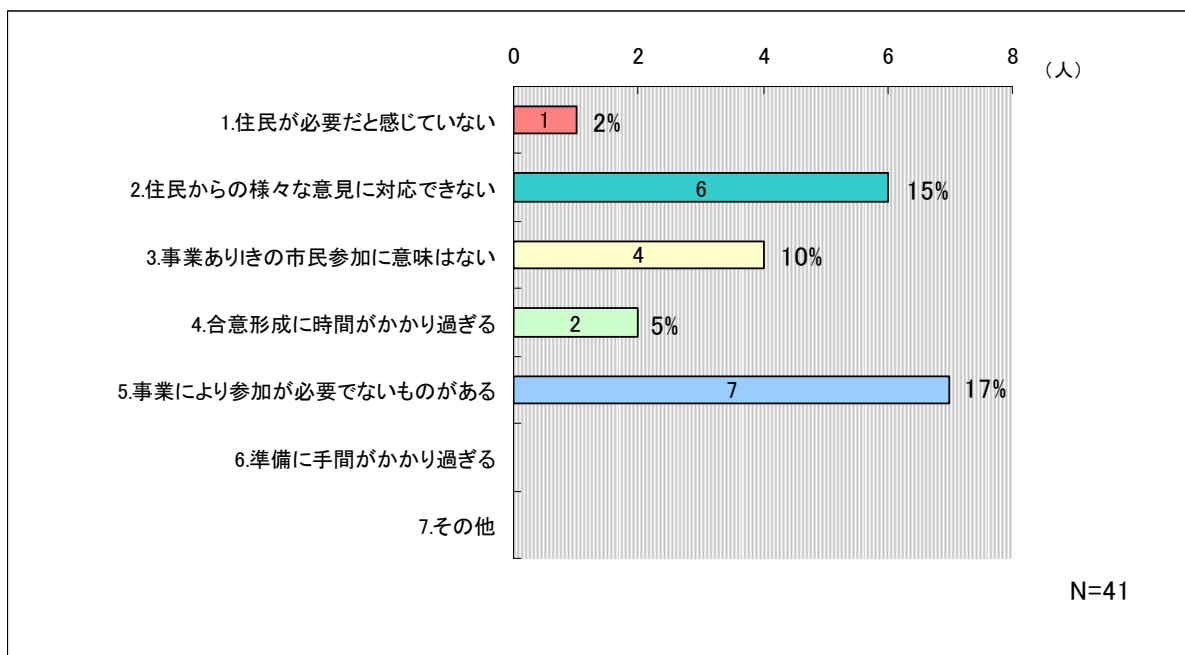
主な内容

- ・ 住民発意見型の地区計画策定に向けた検討
- ・ 公園整備
- ・ 協働のまちづくり基本条例市民懇談会
- ・ 市民参加条例、まちづくり活性化、まち育て、駅圏整備計画
- ・ 公園設計
- ・ 以前の部署が市民活動推進の仕事だったので全般的に関わってきた
- ・ 都市計画マスタープランを推進するための市民会議（土地利用計画について）
- ・ まちづくり支援、条例骨子策定
- ・ 景観形成基本計画
- ・ 地区計画
- ・ 都市計画変更
- ・ 住民からの申出による地区計画決定
- ・ 現在経験中「都市計画マスタープラン策定」
- ・ まちづくり協議会等

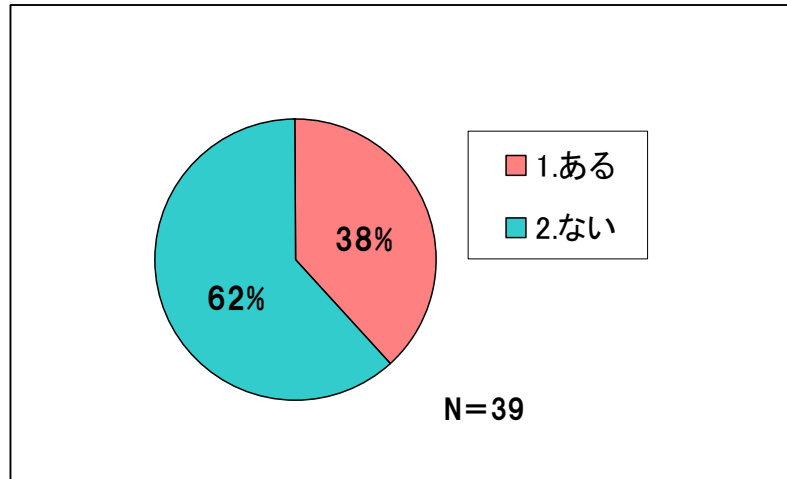
問2 公共事業において市民参加は必要だと思われますか？



問3 問2で「3. 事業の種類によっては必要ない」「4. 必要ない」とお答えになった方にお聞きします。必要でないと思われる理由は何ですか。(複数回答可)



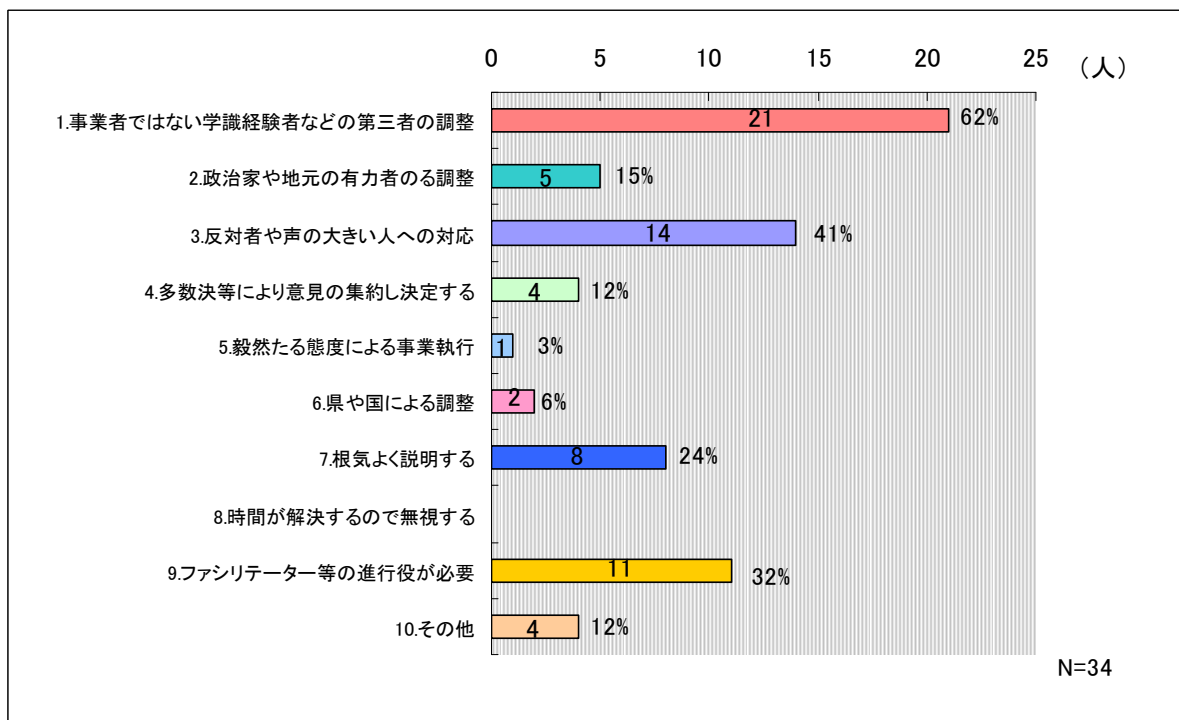
問4 市民参加型の事業で苦労していることはありますか。それはどのようなことですか。例えば「ゴミ焼却所位置の選定で住民ともめている」、「まちなみ景観で意見がまとまらない」等、具体的にお書き下さい。



主な内容

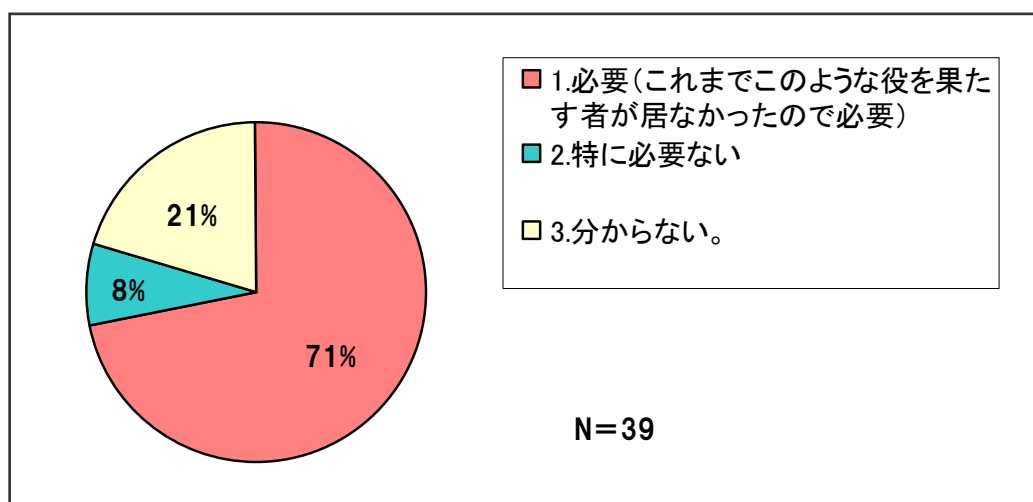
- ・ 既成市街地における地区計画は、反対派の意見が必ずあり、100%の合意が極めて難しい
- ・ まちづくり勉強会を開催したが参加者が集まらない
- ・ 地権者は必要と思わず、それ以外の人から事業の要望がある（保全型）
- ・ 意見が自分の身に関する事、要望のようなものになってしまう。
- ・ 参加者募集で集まりが悪い、市民参加の主旨が理解され難い、ファシリテーターの費用を予算化できない、時間がかかる。
- ・ 住民のエゴ、参加者のレベル差
- ・ 参加する市民の年齢層、所属団体に偏りがある。
- ・ そもそも市民の参加への意識が薄い。
- ・ 市民参加者のレベル、議論の的のズレ
- ・ 地区計画の地元ルール案形成過程での行政としてのサポート、関わりの度合いが難しい

問5 問4のような状況では解決策としてどのようなことが必要と思われますか。(複数回答可)

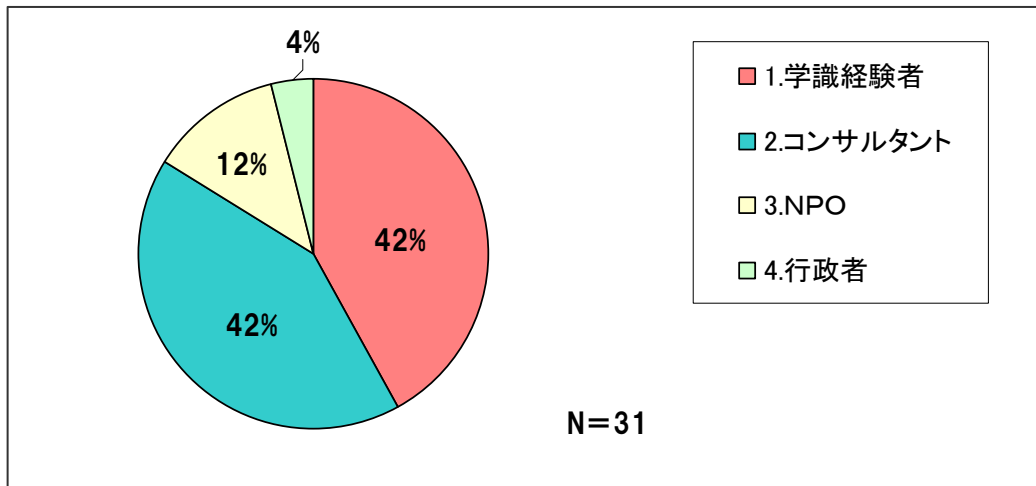


- その他**
- ・ 市民の意識教育
 - ・ 全体を統括するプロデューサーが必要、途中で変わらないで担当する
 - ・ 小さな声をすくい上げていくこと、良くも悪くもそれぞれの立場で考えることが大事
 - ・ 「募る」のではなく、行政側からか活動の場（学校、イベント、企業）に出て行くことが必要であるとする。
 - ・ エビデンスを示しての説明及び、基づいた執行

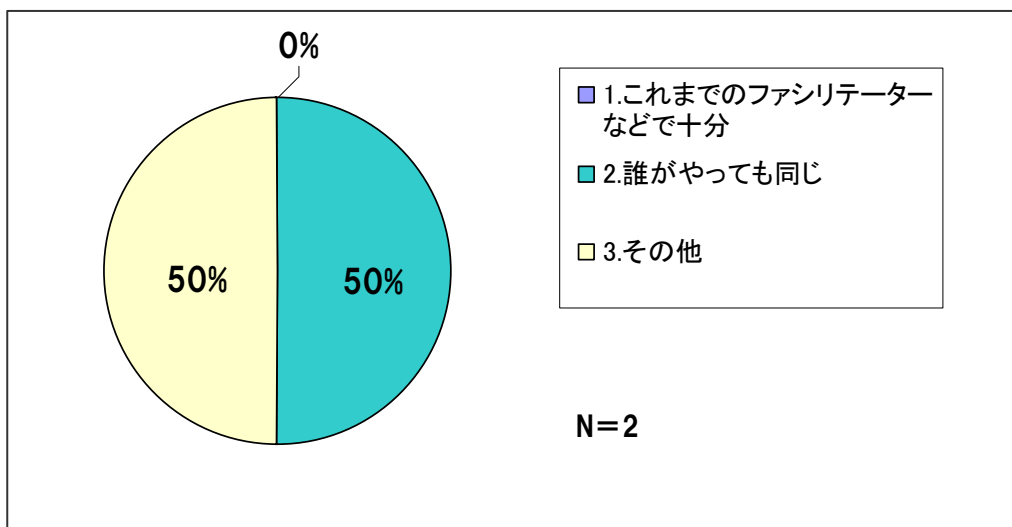
問6 研修で「合意形成プロデューサー」という立場の説明がありました。このような役割は必要でしょうか。



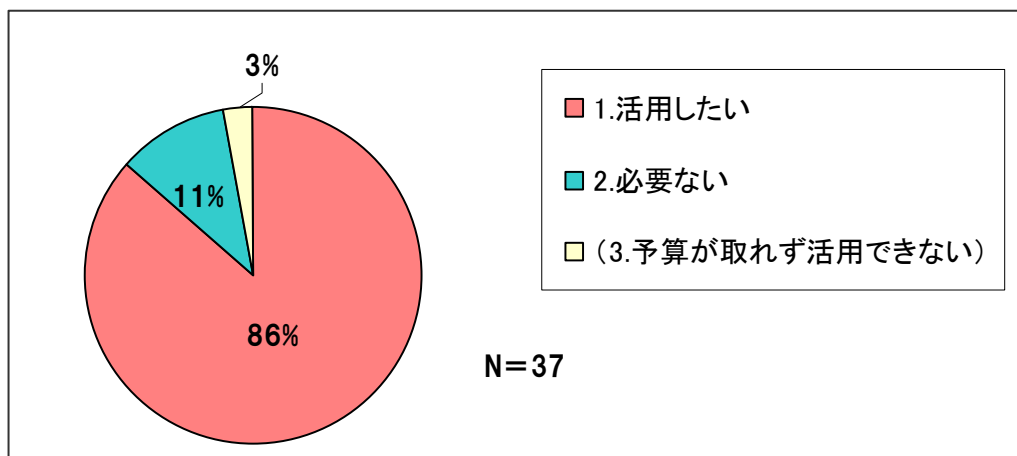
問7 問6で必要とお答えになった方にお聞きします。合意形成プロデューサーは、どのような立場の方をイメージしますか。(複数回答)



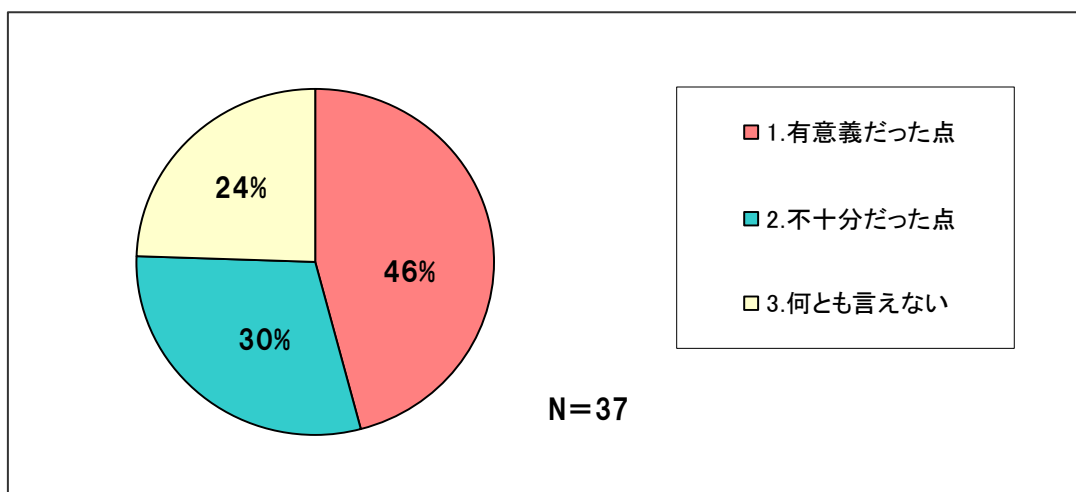
問8 問6で必要ないとお答えになった方にお聞きします。必要でない理由は何でしょうか。



問9 仮に、合意形成技術を持った「合意形成プロデューサー」がいたら活用してみたいですか。



問10 今回の合意形成に関する研修の感想を聞かせて下さい。



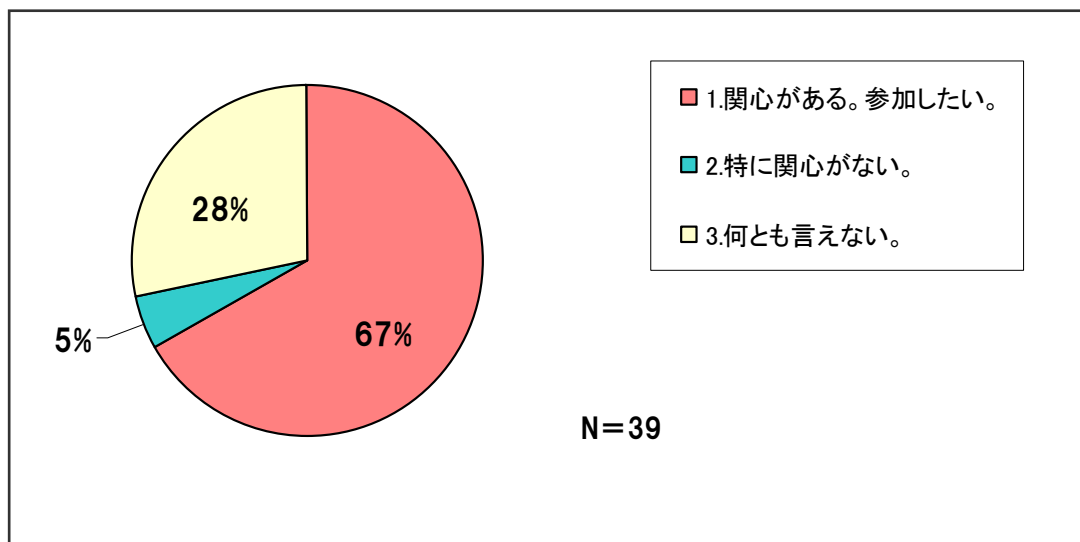
1. 有意義だった点

- ・ 合意形成の主な流れが分かった
- ・ 事例、総論の説明は有意義だった
- ・ WSの進め方について参考になった
- ・ 他市町村の意見を聞いた。
- ・ 住民の合意形成等の事例を知ることができ、今後の参考にしたいと思った。
- ・ WSの問題点、課題が少しみえた。
- ・ WSの実施
- ・ 合意形成における学問的アプローチ手法を学べたこと
- ・ 各地の事例
- ・ 各自治体の課題がそれに対する対応を聞くことができ、参考となった。
- ・ 合意形成の基礎についてよく理解できた。
- ・ 合意形成のスキルがこれだけまとめられている事を知らなかった。経験を積んで、体得できれば良いが、このような研修のかたちで学習することも良い機会になったと思う。
- ・ 重要であると思った。
- ・ 合意形成の必要性、まとめ役の重要性についてよく理解できた、課題も多いがこれからよく考えていきたいと思う。
- ・ 「第三者とは何か」ということについて深く掘り下げて話ができよかった。WSや講義で様々な事例を知ることができてよかった。

2.不十分だった点

- ・時間が足りない
- ・時間が短い
- ・合意形成手法の詳しい説明、実習等があると良かった、WSは人数が多く発現できない人もいた
- ・先進事例は多くの自治体を紹介していただいたが、もっと深く合意形成の問題や対応等を伺いたい。
- ・午前中の講義は一方的に話しているだけで、何を伝えたいのかが不明であり、伝える意思が館じれれない。午後のWSでのQ & Aは何のために行っているのか意味不明である。この内容では研修会に参加する意義がない。
- ・もう少し掘り下げて実験的な手法（合意形成のシュミレーション等）を学べると良かった。
- ・全体的に具体的な内容がぼやけていたように感じた。
- ・WSをグループで積極的に進められなかった。
- ・まだ課題が多くまとまっていない為。
- ・合意形成手法についてももう少し突っ込んだ内容があっても良かったのでは。象徴的でイメージが掴みにくかった。
- ・もっとWSの時間があれば他市の状況など話が聞けたかもしれない。

問 1 1 合意形成に関する研究会やシンポジウムなどに関心はありますか。今後積極的に参加してみたいですか。



問 1 2 貴職におかれて市民参加型事業の取り組みの成功例で、他の市町村に紹介できるような事例があれば、簡単にお書き下さい。

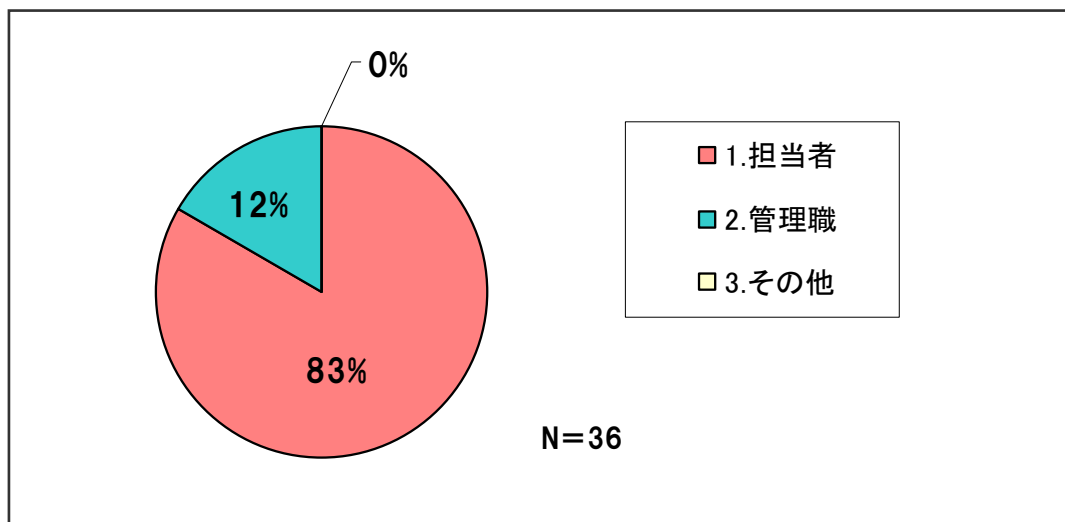
- ・ 地区住民のまちづくり活動のきっかけとは、「まち育て塾」を市事業として開催、1年後、参加者がまちづくり活動国体をつくり、今も自発的にイベントやまちづくり活動を行なっている

【その他意見】

- ・ この研修会は学会ではない、用語の使用等について不明な点が多い。

個人属性

問 1 3 あなた様ご自身についてご記入下さい。



第3章：シンポジウム活動のとりまとめ

3-1 土木計画学スペシャルセッション：社会資本整備における市民合意形成過程のあり方

土木計画学スペシャルセッションでは、主に次の2点の課題について議論が行われた。

■課題1：参加市民意見の代表性：市民参加における参加市民の偏りについて

サイレントマジョリティへの対応、コミュニティのつながりが強い地区（富裕層）への意見が通りやすいなど

⇒・アンケート調査等による多数の意見の把握と地区への集まりへの出張説明

- ・公共投資の優先順位検討の定量化
- ・無作為抽出による市民会議や市民投票の実施（ランダムサンプル調査と異なるのは、討議を行うことで、参加者の意見に深まりや公共性などが出てくる点）

■課題2：合意形成の場における第三者性・中立性について

合意形成の場において、第三者的な役割は誰が果たすのか。誰が認めないと、何がないと中立は保てないのか、どうあれば市民から信頼される第三者となりえるのか。

⇒・第三者性として、市民の中でどのステイクにも属さない第三者と、市民と行政の間の第三者性の二つの意味がある。

- ・第三者性として、利害関係を持ち込まないこと、特定のステイクホルダーに偏らないことが上げられる。
- ・参加の場では、中立性・第三者性の定義を示し、立場をあきらかに、現場での評価によってその担保を確認した。また、契約書に中立性を書面で記載することもある。
- ・第三者性とは社会的承認のプロセスであり、定義のしようがない。ステイクホルダーの橋渡しをする職業プロ的な第三者ということであれば、ここに資格制度のようなものはある。
- ・合意形成プロデューサーという資格制度があれば参加の場には入りやすくなる。ただ、その参加の場における中立性は、その現場などの評価（アンケートなど）になる。

3-2 市民合意形成フォーラム in 札幌

市民合意形成フォーラム in 札幌では、主に以下の話題について議論された。

■合意形成プロデューサーの役割

- ・求めたいことは、合意形成技術のプロである。市民に助言をしながら、市民に歩み寄って一緒に生み出す意識が必要。市民への技術的事項の翻訳をして欲しい。
- ・相反する意見を整理するためにコーディネートすることが必要。
- ・事業や地域に早い段階から係わらせる必要がある。柔軟な取り組み、専門性、中立性が重要である。

■参加できない人のフォローアップ

- ・1000人ワークショップでも1回は300人程度である。200万人の代表としては、極めて少なく、そこで決めるというのは課題である。参加できない人のフォローが大切。
- ・1000人ワークショップでも参加できなかった方の声を拾うことが十分ではなかった。アンケートの併用など柔軟な対応が必要。
- ・住民投票もあるが、その範囲の設定に課題が残る。参加方法、意思決定方法は継続的な課題。

3-3 市民合意形成フォーラム in 仙台

市民合意形成フォーラム in 仙台では、主に以下の話題について議論された。

■第三者性としての役割

- ・第3者が係わることで、マイナス要因を含めて、すべてのデータを情報提供させていくことが重要である。
- ・公平性を確保するために、第3者が重要な役割を担う。反対・賛成の市民が納得する第3者を選び合意に至ったケースもある。

■合意形成プロデューサーについて

- ・住民側にもリーダーシップをとれる人が重要で、合意形成プロデューサーは、地域で育てていくことも重要である。

3-4 市民合意形成フォーラム in 徳島

市民合意形成フォーラム in 徳島では、主に以下の話題について議論された。

■中立性について

- ・万能の中立性はない。行政でも中立性を確保できる場合もある。
- ・資格だけで中立性が担保できるものではない。関係者間の信頼関係を確立することが重要である。大学やNPOは、コンサルタントよりも中立性が高いのではなく、住民がそう見てくれやすいだけ。

■合意形成プロデューサーが必要な場面について

- ・どのような場面で、どのような合意形成プロデューサーをつけるべきかを考える必要がある。
- ・合意形成プロセスが必要かどうかを事前チェックする仕組みがないと、合意形成プロデューサーの必要性にはつながらない。

■資格認証について

○地域限定の技術者の登録

- ・合意形成の案件によって、地域性が必要になってくる場合もありうる。

○新たな資格制度

- ・土木学会の中に新たな制度を創設することはさほど難しくはない。

- ・アメリカのロスターのように登録者相互が認証しあう制度もある。
- ・受験者にメリットがある仕組みが必要である。技術士が土木学会の同分野の認定技術者資格を受験するメリットは少ないが、合意形成プロデューサーであれば、新たに取得するメリットは大きいのではないか。

3-5 千葉県研修会

千葉県研修会では、合意形成に関して以下の議論が行われた。

■合意形成の必要性と問題

- ・合意形成は必要であるが、住民の理解の促進、人選、手続き、情報提供、リーダー育成などが課題であり、ここにルール化が必要である。
- ・合意形成が必要な事業は何か、どこまで結果を反映してよいか分からない。

■第3者の関わり

- ・合意形成には、第3者の関わりが重要である。第3者とは、学識やコンサルのような組織や職業ではなく、あらたな人材が必要である。行政や市民というのは好ましくない。
- ・ロスターなどの登録制度の場合、市民がどのようにそれを評価するかが課題である。
- ・第3者は、資格で担保されれば望ましいが、市民から信頼されることが最も重要である。そのためには、市民の気持ち理解でき、コミュニケーションの図れる人であり、中立性を保つための制度も必要である。

3-6 アンケート結果分析

資格認定制度に関する主な項目について、以下にとりまとめる。

(1) 合意形成プロデューサーに必要な事項

仙台及び徳島のアンケート結果を整理すると、合意形成プロデューサーに必要な能力としては、以下に示す3点に整理できる。

■論点整理や企画力（マネジメント力）

問題発見や課題分析、シナリオ作成、体制づくり、参加者選定、運営予算、スケジュール管理等、全体をマネジメントする能力

■コミュニケーション力

コミュニケーション、ファシリテーション、プレゼンテーション能力など、合意形成の現場に必要な能力

■倫理及び中立性

関係者に信頼をされるために必要な倫理や中立性に関する資質

表1 合意形成プロデューサーに必要な事項

	仙台	徳島
問題発見・課題分析・シナリオ	77%	82%
体制づくり・参加者の選定	54%	63%
合意形成運営の予算、スケジュール管	35%	84%
コミュニケーション・ファシリテーシ	77%	84%
プレゼンテーション力	54%	47%
高い倫理意識	62%	54%
契約面での中立性	54%	32%

(2) 合意形成技術者の認定制度

ほとんどが、認定制度は必要としており、その認定方法としては、経歴を重視しながら認証という人の方が多く、試験による制度を上回っている。

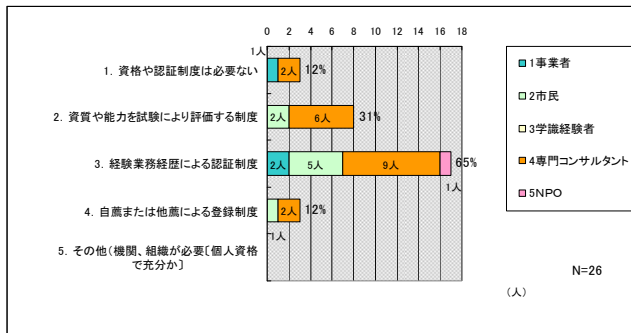


図1 認定の方法（仙台フォーラム）

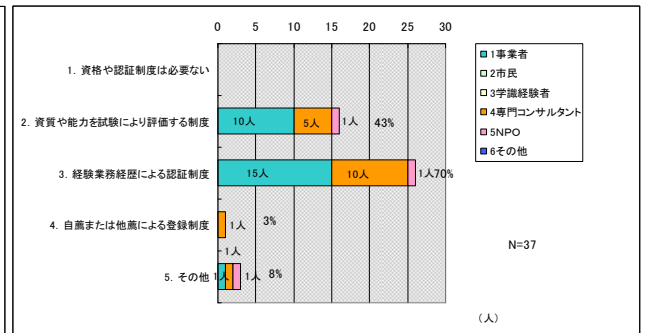


図2 認定の方法（徳島フォーラム）

(3) 資格や認定制度の運用形態

全国規模での資格制度の方を選択する人が多い。一方で、地域のリスト登録、地域や自治体の資格制度など、多様な運用形態も選択されている。

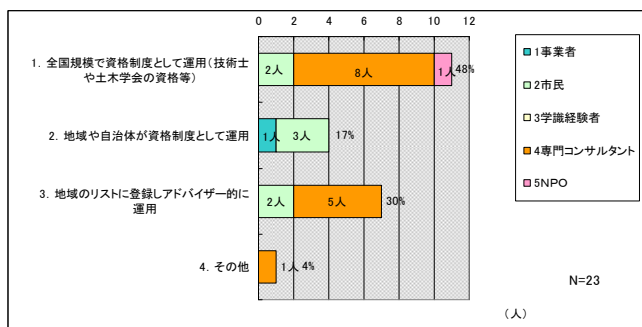


図3 認定制度の運用形態（仙台フォーラム）

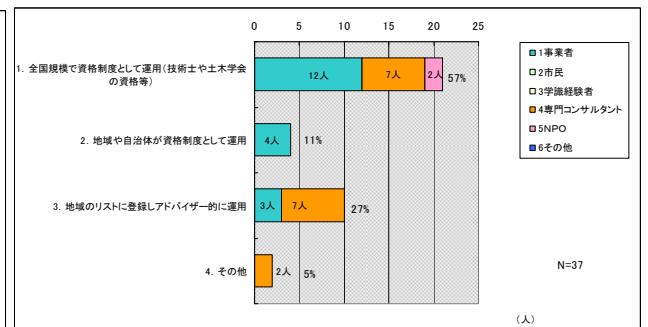


図4 認定制度の運用形態（徳島フォーラム）

第2編 合意形成プロデューサー（技術者）認定制度等の検討

第1章 合意形成プロデューサーの資質

1-1 合意形成プロデューサーの役割

社会資本整備事業において、市民やNPOが主体的に参加していくケースが増えている中で、市民の総意を生み出すプロセスや合意形成に対する姿勢が問われている。
市民合意形成プロセスの仕組みを十分に機能させるためには、「市民参加」を企画・推進（プロデュース）することが重要である。

少子高齢化社会の到来を迎えて、一層厳しさを増す経済状況の中で、国・地方の財政難により、公共事業偏重の予算編成に対する批判が高まっており、事業の必要性和効果さらには政策・事業評価などを関係する市民に充分説明することが求められている。

また、地方分権が進むにつれて、地域の実情や特性に応じた都市づくりを行うため、市民の意見や民間企業のノウハウを活かした社会資本整備が重視されてきている。

一方、人々の価値観やライフスタイルの多様化、あるいは情報公開やインターネット等の進展にとともに、人々の地域社会への関心が高まるとともに、NPOやボランティアなど地域に根付いた活動が活発になってきており、社会資本の使い手である市民が、自覚と主体性をもって社会資本整備に参加していくケースが増えてきている。

こうした社会環境変化をうけて、市民との合意形成の必要性が高くなってきている。

行政側は、これらに応える良質な社会資本を整備するためにも、事業の政策評価、計画プロセスの透明性、客観性や説明責任がこれまで以上に強く望まれ、行政側の説明責任は、ますます大きくなってきている。

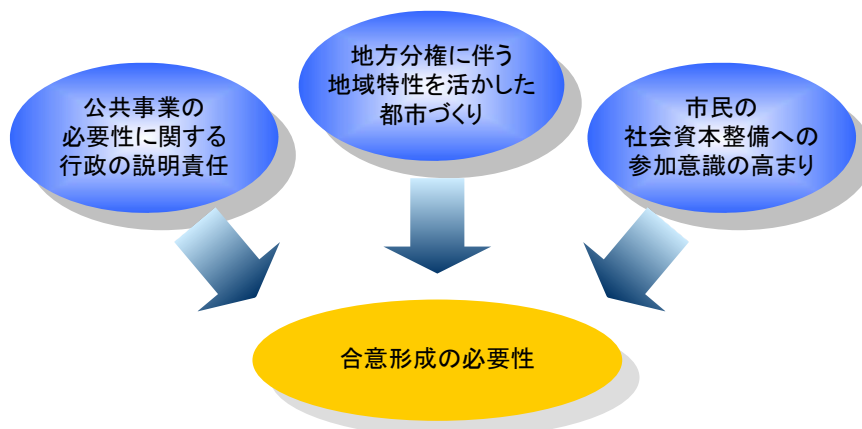


図 1-1 経済社会の変化と合意形成の必要性

一方、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民に対する行政のアカウンタビリティ（説明責任）を果たすことを目的として、中央省庁等改革を契機に政策評価制度が導入され、2002年度からは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、政策評価が実施されてきている。

その政策評価では、地元住民や市民の意見の反映や合意形成が重要な評価項目になっている。その対応策として、市民参加のあり方をより実質的なものに高めていくため、

2002年8月「市民参加型道路計画プロセスのガイドライン」の制定し、市民と行政の信頼関係のもとで質の高い道路計画づくりを推進している。

2003年1月には、市民の間でまちづくりに対する意識が深まる中、土地所有者、NPO法人、協議会等からの都市計画の提案制度の創設により、構想・計画段階における市民参加を推進している。

「河川整備計画・海岸保全基本計画」の作成に当たっては、必要に応じて公聴会などの開催や「環境アセスメント」では、スコ・ピング手続きの導入により、市民の意見を反映させる方向に改善を図っている。さらに、ラブリバ - 制度やアドプトシステム等により、維持管理における市民との連携を推進している。

このように、市民の意見を反映させる重要性は、

- ・事業の評価、必要性、効率性、透明性の確保
- ・社会条件の変化等への臨機応変な対応
- ・情報の共有化、市民とのコミュニケーションの推進

等の面から考えることができる。

今後、これらの法改正や通達による市民の意見を反映される仕組みを十分に機能させるため、想定される課題と利害関係者の関わりからそれぞれの立場における役割が発揮し、適切なアプローチがなされるよう、相互の調整を図る「市民参加」をプロデュースすることが重要である。

1-2 現場における必要性の整理

(1) シンポジウム活動での議論

市民代表、NPO、事業者、学識者、コンサルタント等を対象としたシンポジウムを開催し、合意形成における関係者の役割、合意形成プロデューサーの資格制度等について議論し、アンケートを実施した（詳細は第1篇参照）。そのとりまとめを以下に示す。

2-1-2 合意形成プロデューサーの資格制度の必要性

千葉県研修会のアンケート調査で設問した、「合意形成プロデューサーの必要性の有無」では、7割を超える方が必要としている。また、札幌、仙台、徳島でのシンポジウムの会場においても、全体的に合意形成プロデューサーのような役割の必要性を認めている傾向にあった。

さらに、仙台、徳島のシンポジウムでのアンケート調査で設問した、「合意形成プロデューサーの資格や認証制度の必要性」については、9割を超える方が必要としており、その内容は経験や、業務経歴による認証制度を求める意見が多い。

合意形成プロデューサーのような第三者的役割が必要
その職能を確立するために、合意形成プロデューサーの資格制度が必要
資格制度は、試験より業務経歴による認証制度の方の賛同が多い傾向

(2) 合意形成プロデューサーの必要な能力や資質

仙台、徳島のシンポジウムでのアンケート結果からは、合意形成プロデューサーの必要な能力・資質として、非常に重要とした内容は、次の3点に集約できる。

論点整理や企画力（マネジメント力）
問題発見や課題分析、シナリオ作成、体制づくり、参加者選定、運営予算、スケジュール管理等、全体をマネジメントする能力
コミュニケーション力
コミュニケーション、ファシリテーション、プレゼンテーション能力など、合意形成の現場で必要な能力
倫理及び中立性
関係者に信頼をされるために必要な倫理や中立性に関する資質

(3) 合意形成プロデューサーの中立性・第三者性

各シンポジウムにおいて、合意形成プロデューサーの中立性・第三者性、そのための資格のあり方が議論された。主な意見を以下に示す。

市民合意形成における中立性・第三者性

- ・資格で中立性が保てるわけではないが、あれば合意形成の場に入りやすくなる。
- ・万能の中立性はなく、関係者間において、その信頼関係を築くことが重要である。
- ・中立性を定義し、立場を明らかにし、現場の評価で中立性を担保すべきである。

資格制度

- ・資格制度は全国版と地域版があり、案件により地域限定の必要性の有無が異なる。
- ・土木学会の中に資格制度を創出するなら、受験者のメリットが重要である。

1-3 プロデューサーの資質

合意形成プロデューサーは、「専門的な知識 (Professional)」、「社会的受容性 (Public-acceptance)」、「プロセス・マネジメント (Process-management)」の3つの能力 (3つのP) を身につけるとともに、実務分野での実践を重ねていく必要がある。

専門的な知識 Professional	高度で幅広い工学的知識 制度的知識
プロセス・マネジメント Process-management	全体企画力、会議運営能力 マネジメント能力
社会的受容性 Public-acceptance	倫理観・使命感

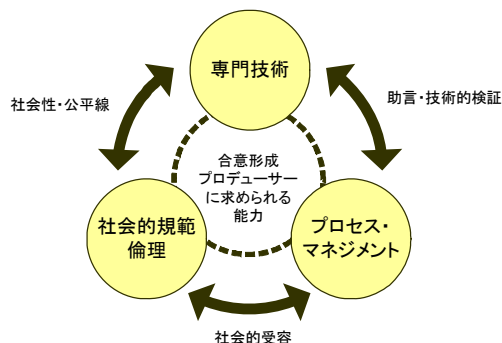


図1-2 合意形成プロデューサーの3つの能力

表1-1 3つのPに対する教育の視点

必要な能力		教育の視点			
		基礎能力	知識	経験	
専門的な知識 Professional	高度で幅広い工学的知識	社会工学的知識 (まちづくり、福祉・教育等) 土木工学的知識 (インフラ構造物等) 経済学、金融工学的知識			
	制度的知識	法制度 事業制度・事業手法			
プロセス・マネジメント Process-management	全体企画力	問題発見力・課題分析力 論点整理力・シナリオ設定力 合意形成の必要性の判断 合意形成の技術的手法の選定 体制作り / 参加者の選定 (多様なステークホルダーの公平な抽出等)			
		プロセス信頼性 (説明責任、第三者の活用、フィードバック 機会の設定等) 意思決定と公表 (意思決定プロセス・意思決定者の明確化、 ステークホルダーの意見反映努力、説明責任 等)			
		会議運営能力	プレゼンテーション力 コミュニケーション力 ファシリテーション力 問題対応力、交渉・調整力		
			マネジメント能力	合意形成運営の予算計画、執行 スケジュール管理 合意形成運営に関する契約	
	社会的受容性 Public-acceptance	倫理観・使命感	高い倫理意識 社会インフラに対するモチベーション		
		第三者性	社会的認知 (職種、資格登録等) 契約面での中立性保証	-	-

第2章 既存資格の認定・認証方法

技術士や建築士などの既存資格は、3つのPの内、専門技術や社会的規範・倫理性についての知識は有しているが、プロセス・マネジメント（問題対応能力、人間対応能力）に対して必ずしも十分ではなく、かつすべての要件を網羅していないため、合意形成のプロデュースに特化した新たな資格認証制度が必要である。

2-1 国内の既存資格の整理

(1)目的

本研究の目的の一つである『合意形成プロデューサーの資格認証制度のあり方』を検討する上で、国内における合意形成に類似する資格制度の資格認定システムや評価項目を調査することで、わが国での資格認証制度のあり方について検討する上で知見を得ることを目的に調査を実施した。

(2)制度検討の前提

国内における既存資格制度を検討する上で、個人に付加される資格であり、事業等を営む上で必要な許認可や届出等によって個人または団体、法人等が有する資格は対象としない。

(3)制度区分

合意形成プロデューサーには、『専門的な知識』と参加者とのコミュニケーションを図り、合意形成の場を運営・仕切るための『プロセス・マネジメント』に加え、合意形成に対して社会的に受容されるための高い『社会的規範と倫理』が求められる。

このような合意形成プロデューサーの役割を果たしていくために、既存制度の中で、合意形成に何らかか関与しているものを対象に調査していく。

既存の制度区分として、資格制度、登録制度に大きく分けられる。資格制度は、大きく2つに分けられ、1つは、国家資格等の公的資格を有していなければ関与する分野の活動（事業）ができない資格。もう1つは、認定・認証資格等の専門分野の能力や技術を担保する資格である。

登録制度は、自薦または他薦により登録を行うことでアドバイザー等の活動が行える。

表2-1 調査対象資格

資格制度【公的資格】	技術士、建築士、弁護士、不動産鑑定士
資格制度【認定・認証資格】	土木学会認定技術者、RCCM、再開発プランナー、まちづくり選考建築士、PMP
登録制度	まちづくりアドバイザー、景観アドバイザー、環境アドバイザー等
その他	土木学会四国支部ロスター制度

表 2-2 既存資格の整理

認定の主体	資格名称	試験の内容			資格更新	合意形成プロフェッサーに求められる能力					
		筆記試験	口頭試験	実務研修		専門的知識 (Professional)		プロセス・マネジメント (Process-management)		社会的受容性 (Public-acceptance)	
						高度で幅広い工学的知識	合意形成に関わる制度的知識	全体企画力	会議運営・マネジメント能力	倫理観・使命感等	第三者性
国家	技術士	あり	あり	なし	なし (但し、資質向上は責務)						
	弁護士	あり	あり	あり	なし						
	建築士	あり	なし	なし	なし						
自治体	まちづくりアドバイザー	なし (登録制度)	なし (登録制度)	なし (登録制度)	地域により相違						
	土木学会認定技術者	あり	あり	なし	あり						
社団法人	RCCM	あり	なし	なし	あり	(実務経験重視)					
	再開発プランナー	あり	あり	なし	あり						
	樹木医	あり	あり	あり	なし						
	PMP	あり	なし	なし	あり						
任意団体	土木設計技師	あり	なし	なし	あり						

凡例 : 十分なレベルを満たす(専門科のみ) : 資格取得要件等で最低限の要求レベルは満たす、 : 資格保有だけでは判断できない(個人スキルによる)

名称	技術士	
資格の概要	文部科学省の登録を受け、「技術士」の名称を用いて、科学技術の高度な専門応用能力を必要とする事項について、計画・研究・設計・分析・試験・評価、またはこれらに関する指導業務を行うことができる。	
登録者数	約 6.3 万人 建設部門が約 45%と過半数を占める (H20.12 時点)	
資格の技術分野	機械、船舶・海洋、航空・宇宙、電気電子、化学、繊維、金属、資源工学、建設、上下水道、衛生工学、農業、森林、水産、経営工学、情報工学、応用理学、生物工学、環境、原子力・放射線、総合技術監理 (21 分野)	
資格取得方法	社団法人日本技術士会が実施する試験に合格した後、登録し、登録証発行で取得	
受験資格要件	受験資格は 及び の要件を満たす必要がある。 技術士補となる資格 (技術士第一次試験に合格もしくは認定教育課程の修了) 必要な業務経験と期間	
試験の内容	筆記試験 「技術部門」全般にわたる論理的考察力と課題解決能力 「選択科目」に関する専門知識と応用能力 口頭試験 (筆記試験合格者) 技術的体験、経歴、専門知識の幅及び深さ、応用能力、総合技術監理能力等について、技術士としての適格性 (技術士の義務の遵守等) の判定	
資格更新	資格の更新規定はないが、技術士法第 47 条の 2 において、“技術士の資質向上の責務” が定められており、継続的に必要な知識や技能の水準の向上と、資質の向上を図るよう努めなければならない、と規定されている。	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 (Professional)	【高度で幅広い工学的知識】我が国の技術部門では最高峰の資格であり、専門とする「科目」については高い水準での専門知識と応用能力が備わっている、と判断できる。 【制度的知識】合意形成に際して必要となる制度的知識は個々のスキルにより差が大きい。
	プロセス・マネジメント (Process-management)	【全体企画力】専門とする「技術部門」全般にわたる論理的考察力、課題解決能力、技術的体験・経歴等が認められて取得できる資格のため、プロセス・マネジメント能力についても、合意形成プロデューサーに求められる素養は備わっている、と判断できる。 【会議運営能力・マネジメント能力】合意形成手法等の知識やマネジメント能力については経験や個々のスキルによるところが大きく、また、我が国においては合意形成に関わる専門的な教育訓練の享受機会がほとんどないことから、合意形成プロデューサーに求められるプロセス・マネジメント能力が備わっているとは、必ずしも言えない。
	社会的受容性 (Public-acceptance)	【倫理観・使命感等】技術士法第 44 条、45 条、46 条において、それぞれ“信用失墜行為の禁止”、“秘密保持義務”、“公益確保の責務”が定められており、口頭試験で適格性が認定されるため、倫理観・使命感等については満たしていると判断できる。また、社団法人・日本技術士会が定める「技術士プロフェッション宣言」において、“厳格な職業倫理を備えること”、“広い視野で公益を確保すること”を公に宣言している。 【第三者性】業務として甲乙の関係がある場合には、発注者側に偏った評価を受けるため、契約形態にもよるが、第三者性が確保されるとは言い難い。また、社会的な認知度が必ずしも高いとは言えないことも第三者性の確保において課題と言える。

参考：社団法人・日本技術士会 (<http://www.engineer.or.jp/>)

名称	弁護士	
資格の概要	<p>弁護士は、法律の専門家として、法廷活動、紛争予防活動、人権擁護活動、立法や制度の運用改善に関する活動、企業や地方公共団体などの組織内での活動など社会生活のあらゆる分野で活動している。活動は、大きく刑事事件と民事事件に分けられる。民事事件では、金銭や不動産の貸借、売買、交通事故等日常生活で起こる争いごとなどの法律相談、和解・示談交渉、訴訟活動などの法律事務を行っている。</p>	
登録者数	弁護士会 52 会 弁護士約 2.7 万人 (H21.4 時点)	
資格の技術分野	-	
資格取得方法	<p>国家試験である（新）司法試験に合格し、司法研修生として、導入研修、実施研修など 1 年間（旧司法試験：1 年 4 ヶ月）の研修を受け、司法研修所で試験を受けて資格を得る。司法制度改革により、司法試験や修習等の制度が変更（2004 年～）</p>	
受験取得要件	<p>新制度では、法科大学院で法曹としての教育を受け、大学院を修了した者、もしくは、予備試験に合格すれば、新司法試験を受験することができる。</p>	
試験の内容	<p>（新）司法試験 択一式（短答式）試験（公法系・民事系・刑事系） 論文試験（公法系・民事系・刑事系・選択科目） 予備試験 短答式（憲法・行政法・民法・商法・民訴法・刑法・刑訴法・一般教養） 論文式（短答式 8 科目に加え、法律実務基礎科目） 口述試験（法律実務基礎科目）</p>	
資格更新	資格の更新規定はない。	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 (Professional)	【高度で幅広い工学的知識】経験により一定水準以上工学的知識を保有している場合もあるが、 <u>基本的に工学的知識は保有していない</u> 、と判断できる。
		【制度的知識】紛争調停等でのスキルが高く、合意形成に際して必要となる一定水準の <u>制度的知識は満たしている</u> 、と判断できる。
	プロセス・マネジメント (Process-management)	【全体企画力】紛争調停等を実践する資格であるが、利害関係者が広範に及ぶ社会資本整備における合意形成プロデューサーの観点からみると、 <u>求められるプロセス・マネジメント能力は備わっている、とは必ずしも判断できない。</u>
		【会議運営能力・マネジメント能力】上記同様に、 <u>紛争予防等の能力については一定水準を満たしているものの、利害関係者が広範に及ぶ社会資本整備における合意形成プロデューサーの観点からみると、かならずしも十分なプロセス・マネジメント能力は備わっている、とは必ずしも判断できない。</u>
	社会的受容性 (Public-acceptance)	【倫理観・使命感等】弁護士法 1 条 1 項において、弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命としており、法律のもとで、 <u>倫理観・使命感等については満たしていると判断できる。</u>
		【第三者性】社会的な認知度が高く、第三者性の確保においては有利である。（但し、紛争状態にあるいずれかが直接的な依頼主ではない場合に限る）

参考：日本弁護士会 (<http://www.nichibenren.or.jp/>)

名称	建築士	
資格の概要	建築士とは、建築物の設計、工事監理等を行う技術者をいい、取り扱うことのできる建築物の規模により級が異なる。一級建築士、二級建築士、木造建築士等があり、一級建築士は取り扱える物件に制約がない。最近では、まちづくり分野でも活躍している。	
登録者数	一級建築士 約33万人（H20.3時点）	
資格の技術分野	一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士	
資格取得方法	一級建築士：財団法人建築技術教育普及センターが実施する試験に合格した後、管轄行政庁（国土交通大臣または都道府県知事）から免許を受ける。 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士：一級建築士として5年以上、構造設計・設備設計に従事した後、それぞれ3日間・4日間の講習を受け、その最終日に実施される修了考査に合格する必要がある。	
受験取得要件	<ul style="list-style-type: none"> ・二級建築士として建設実務通算4年以上の者。 ・建築設備士として建築にかかわる実務経験4年以上を持つ者 ・国土交通大臣が指定する建築に関する科目（指定科目）を修めて卒業後、所定の実務経験者（原則平成21年度入学者から適用） 	
試験の内容	<p>学科試験：建築計画、建築積算等、環境工学、建築設備（設備機器の概要含む）等、建築法規等、建築力学、建築一般構造、建築材料等、建築施工等</p> <p>設計製図試験：事前の公示課題で設計製図を行う</p>	
資格更新	資格の更新規定はないが、日本建築士会連合会が自主的な専攻建築士制度を策定し、「建築士の専門分化に対応した専攻領域及び専門分野（まちづくり、設計、構造、環境設備、生産、棟梁、法令、教育研究）を表示して、建築士の責任の明確化を図る」ことを目的とした継続審査・認定・登録制度を運営している。	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 (Professional)	<p>【高度で幅広い工学的知識】建築関連では最高峰の資格であり、建築分野に限定すれば、高い水準での専門知識と応用能力が備わっている、と判断できる。</p> <p>【制度的知識】合意形成に際して必要となる制度的知識は個々のスキルにより差が大きい。但し、まちづくり専攻建築士は、市民との直接的な対話が比較的多い分野のため、合意形成に関わる制度的知識を保有している場合も多いと考えられる。</p>
	プロセス ・マネジメント (Process-management)	<p>【全体企画力】あくまでも建築の専門家であり、個々人の経験やスキルにより異なるが、合意形成プロデューサーに求められる十分な素養が備わっている、とは判断できない。</p> <p>【会議運営能力・マネジメント能力】上記同様に、合意形成手法等の知識やマネジメント能力については経験や個々のスキルによるところが大きく、また、我が国においては合意形成に関わる専門的な教育訓練の享受機会がほとんどないことから、合意形成プロデューサーに求められるプロセス・マネジメント能力が備わっているとは、必ずしも言えない。</p>
	社会的受容性 (Public-acceptance)	<p>【倫理観・使命感等】建築司法第2条の2において、「建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」と定められており、建築家としての、倫理観・使命感等については満たしていると判断できる。但し、近年問題になった偽装問題等により、建築家に対して市民は厳しい評価をすることも想定される。</p> <p>【第三者性】業務として甲乙の関係がある場合には、発注者側に偏った評価を受けるため、契約形態にもよるが、第三者性が確保されるとは言い難い。但し、建築家としての技術的側面に着目すれば、知名度の高さ等からも第三者性の確保においては多少有利に働く可能性もある。</p>

参考：財団法人建築技術教育普及センター（<http://www.jaeic.or.jp/>）

参考：社団法人 日本建築士会連合会（<http://www.kenchikushikai.or.jp/>）

参考：一般社団法人 新・建築士制度普及協会（<http://www.kenchikushikai.or.jp/>）

名称	土木学会認定技術者	
資格の概要	土木分野全般を対象として、倫理観と専門的能力を有する土木技術者を社団法人土木学会が責任を持って評価し、これを社会に明示することを目的に2001年度に創設。 特別上級技術者：経験によって培われた高い倫理観、専門分野における高度な知識及び広範な見識によって日本を代表する技術者として土木界さらには社会に対して、多面的に貢献できる能力、上級技術者：複数の専門分野における高度な知識と経験、あるいは土木技術に関する総合的知識を有し、重要な課題解決に対してリーダーとして任務を遂行する能力、1級技術者：少なくとも1つの専門性を有し、自己の判断で任務を遂行する能力、2級技術者：土木技術者として必要な基礎知識を有し、与えられた任務を遂行する能力、とされている。	
登録者数	特別上級655人、上級446人、1級258人（H21.4時点）	
資格の技術分野	鋼・コンクリート、地盤・基礎、流域・都市、交通、調査計画、設計、施工・マネジメント、メンテナンス、防災、環境（10分野）	
資格取得方法	社団法人土木学会が試験を実施し、合格後、資格認定証を公布。	
受験資格要件	特別上級技術者：上級技術者資格の取得、土木学会フェロー会員、実務経験年数が17年以上、上級技術者：実務経験が12年以上、1級技術者：実務経験が7年以上、2級技術者：大学院、大学、短期大学専攻科及び高等専門学校専攻科に在籍またはそれらを卒業。	
試験の内容	筆記試験：経験問題（1級技術者：業務経歴に関する課題、上級技術者：経験に係わる課題）共通問題（技術者倫理に関する問題）専門問題（受験者が選択した分野。上級技術者の場合は主分野と副分野を選択） 口頭試験：特別上級技術者、上級技術者のみ実施	
資格更新	土木学会として継続的に必要な知識や技能の水準の向上と、資質の向上のためにCPD（継続教育）制度を運用している。	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 (Professional)	【高度で幅広い工学的知識】専門とする「科目」については高い水準での専門知識と応用能力が備わっている、と判断できる。
		【制度的知識】合意形成に際して必要となる制度的知識は個々のスキルにより差が大きい。
	プロセス ・マネジメント (Process-management)	【全体企画力】専門とする土木分野全般についての総合的知識や課題解決能力等（上級）が認められて取得できる資格のため、プロセス・マネジメント能力についても、合意形成プロデューサーに求められる素養は備わっている、と判断できる。
		【会議運営能力・マネジメント能力】合意形成手法等の知識やマネジメント能力については経験や個々のスキルによるところが大きく、また、我が国においては合意形成に関わる専門的な教育訓練の享受機会がほとんどないことから、合意形成プロデューサーに求められるプロセス・マネジメント能力が備わっているとは、必ずしも言えない。
	社会的受容性 (Public-acceptance)	【倫理観・使命感等】倫理観を有することを土木学会として認定する制度であり、倫理観・使命感等については満たしていると判断できる。また、社団法人・土木学会では、「土木技術者の倫理規定」を宣言している。
		【第三者性】業務として甲乙の関係がある場合には、発注者側に偏った評価を受けるため、契約形態にもよるが、第三者性が確保されるとは言い難い。また、社会的な認知度が必ずしも高いとは言えないことも第三者性の確保において課題と言える。

参考：社団法人・土木学会（<http://www.jsce.or.jp/>）

名称	RCCM (シビルコンサルティングマネージャ： Registered Civil Engineering Consulting Manager)	
資格の概要	技術管理者又は技術士のもとで、建設コンサルタント等業務に関わる責任ある技術者として、管理技術者あるいは業務成果の照査技術者となることができる。	
登録者数	約 2.6 万人 (H20.12 時点)	
資格の技術分野	土木に関わる河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境、機械、水産土木、電気・電子、廃棄物 (21 分野)	
資格取得方法	社団法人建設コンサルタンツ協会が試験を実施し、合格後、登録証を公布。	
受験資格要件	受験者の最終学歴と業務従事期間による。大学院：終了後 11 年以上、大学卒業後 13 年以上、短期大学又は 5 年制高等専門学校、卒業後 15 年以上、高等学校：卒業後 17 年以上、中学校：卒業後 20 年以上、その他：卒業後 23 年以上	
試験の内容	筆記試験のみ ・自己の専門とする技術分野の業務経験 ・業務関連法制度、技術者倫理及びその他建設一般 ・業務遂行のための業務管理技術力 ・土木関連共通基礎技術知識、受験する専門技術部門の専門技術知識	
資格更新	4 年ごとに登録更新が必要 ・講習会 ・CD-ROM による自主学習と確認テスト ・平成 21 年度からは C P D も必要	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 (Professional)	【高度で幅広い工学的知識】専門とする「科目」については一定水準の専門知識と応用能力が備わっている、と判断できる。
		【制度的知識】合意形成に際して必要となる制度的知識は個々のスキルにより差が大きい。
	プロセス ・マネジメント (Process-management)	【全体企画力】管理技術者としての能力が認められて取得できる資格のため、プロセス・マネジメント能力についても、合意形成プロデューサーに求められる素養は備わっている、と判断できる。
		【会議運営能力・マネジメント能力】合意形成手法等の知識やマネジメント能力については経験や個々のスキルによるところが大きく、また、我が国においては合意形成に関わる専門的な教育訓練の享受機会がほとんどないことから、合意形成プロデューサーに求められるプロセス・マネジメント能力が備わっているとは、必ずしも言えない。
	社会的受容性 (Public-acceptance)	【倫理観・使命感等】技術経験の比重が高い資格であるが、択一試験問題で技術者倫理が数問出題されており、最低限の必要な倫理観・使命感等については満たしていると判断できる。
		【第三者性】業務として甲乙の関係がある場合には、発注者側に偏った評価を受けるため、契約形態にもよるが、第三者性が確保されるとは言い難い。また、社会的な認知度がほとんどなく、第三者性の確保において課題と言える。

参考：社団法人・建設コンサルタンツ協会 (<http://www.jcca.or.jp/>)

名称	再開発プランナーと再開発コーディネーター	
資格の概要	再開発プランナー：市街地再開発事業や都市再生事業、都市整備事業等に関わる分野でまちづくりや土地利用、集合住宅、防災、景観等幅広い分野の計画の立案や各整備事業の推進に関与する。また、都市開発法や都市計画法規、不動産関連法規、評価、補償に係る法規等の専門的な知識を有し、都市再開発事業の企画・立案や権利調整に関わる。 再開発コーディネーター：市街地再開発事業等のコーディネーターに専門的に携わる専門家。	
登録者数	再開発プランナー：約2.7千人（H21.3時点） 再開発コーディネーター：約642人（同上）	
資格の技術分野	都市計画、まちづくり	
資格取得方法	社団法人再開発コーディネーター協会が資格認定を実施し、登録の上、登録証が交付。	
受験資格要件	再開発プランナー ・筆記試験を受ける年の4月1日現在で満20歳以上であること。 ・実務経験審査：実務経験審査を受ける年の4月1日現在満23歳以上で実務経験審査申請書に3年以上の都市再開発事業に関する実務経験を有し、筆記試験に合格した者で合格日より3年度の9月30日までに審査を受けること。 再開発コーディネーター：再開発プランナーが個人正会員として入会できる	
試験の内容	再開発プランナー： 筆記試験：市街地再開発事業に関する法律をはじめ都市計画関連法規、不動産法規、評価、補償、その他の関連分野についての四肢択一問題 実務経験審査（書類審査後に面接審査）：都市再開発法に基づく市街地再開発事業等に限定されず、広く都市の環境形成につながる土地や建物に係わる事業の企画、計画、設計、権利調整、資金調達、販売、管理運営等の業務の従事内容に関する審査。 再開発コーディネーター：再開発の実務等について面接も含めた厳しい審査	
資格更新	登録更新期間3ヶ年毎に更新講習の受講が必須	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 （Professional）	【高度で幅広い工学的知識】資格の概要に記載したまちづくりに関する分野については十分な専門知識と応用能力が備わっていると判断できる。
		【制度的知識】合意形成に際して必要となる制度的知識は個々のスキルにより差が大きい。但し、市民との直接的な対話が比較的多い分野のため、合意形成に関わる制度的知識を保有している場合も多いと考えられる。
	プロセス ・マネジメント （Process-management）	【全体企画力】市街地再開発やまちづくりでの計画立案や各整備事業の推進に関与する資格のため、プロセス・マネジメント能力についても、合意形成プロデューサーに求められる素養は備わっていると判断できる。
		【会議運営能力・マネジメント能力】市民との直接的な対話が比較的多い分野のため、合意形成に関わる会議運営能力やマネジメント能力は一定水準を満たしている場合も多いと考えられる。但し、これらは経験や個々のスキルによるところが大きく、また、我が国においては合意形成に関わる専門的な教育訓練の享受機会がほとんどないことから、合意形成プロデューサーに求められるプロセス・マネジメント能力が備わっているとは、必ずしも言えない。
	社会的受容性 （Public-acceptance）	【倫理観・使命感等】最低限の必要な倫理観・使命感等については満たしていると考えられるが、試験で問われないため、資格取得が合意形成プロデューサーに求められる素養がかならずしも備わっているとは判断できない。
		【第三者性】業務として甲乙の関係がある場合には、発注者側に偏った評価を受けるため、契約形態にもよるが、第三者性が確保されるとは言い難い。また、一般市民に対しては、社会的な認知度が低く、第三者性の確保において課題と言える。

参考：社団法人・再開発コーディネーター協会（<http://www.urca.or.jp/index2.htm>）

名称	樹木医	
資格の概要	樹木医とは、樹木の診断及び治療、後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及及び指導を行う専門家。 「樹木医」の名称は商標登録されており、(財)日本緑化センターによる資格審査に合格し、登録した者のみが使用できる。	
登録者数	樹木医認定者総数約 1,730 名 (H20 年度)	
資格の技術分野	造園、まちづくり	
資格取得方法	(財)日本緑化センターが実施する樹木医資格審査に合格し、樹木医として登録されることが必要。同センターが、樹木医登録者名簿を作成し、林野庁、都道府県緑化担当部局、都道府県緑化センター等に提出。	
受験資格要件	樹木の診断、治療等に関する業務経験が7年以上 (樹木医補：認定後の業務経歴が1年以上) 業務経験(例：大学及び研究所の教職員、研究員及び大学院生(林学、農学、造園学、園芸学等) 国、地方公共団体の農林・緑化関係職員、農林業・緑化関係の公益法人、会社等の役職員、農林高等学校、専門学校の教職員、造園業、植木生産業、農業(果樹栽培等)、林業(伐木作業は除く)等の従事者 等)	
試験の内容	第1次審査(筆記試験・書類審査) 樹木医研修の受講者を選抜するため、樹木医に必要な知識及び技能について筆記試験及び業績審査を実施。(120名の研修受講者を選抜) (試験会場：仙台、東京、名古屋、大阪、福岡) 研修 ・講義及び実習(2週間程度)後、履修科目ごとに筆記試験を実施 面接 ・研修終了時に樹木医としての適性等を判定するの面接を実施 資格審査 ・上記の結果に基づき、樹木医審査委員会による資格審査を行い、合格者を決定	
資格更新	規定はないが、造園CPD制度を活用し、継続教育にも取り組む必要がある。	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 (Professional)	【高度で幅広い工学的知識】樹木の診断及び治療、後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及及び指導を行う専門家であり、高度で幅広い工学知識は保有している、とは判断できない。 【制度的知識】合意形成に際して必要となる制度的知識が求められる資格ではないため、資格取得が合意形成に関わる制度的知識を保有しているとは言えない。
	プロセス ・マネジメント (Process-management)	【全体企画力】個々の経験やスキルにより差が大きいものの、基本的には、あくまでも樹木の診断及び治療、後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及及び指導を行う専門家であり、合意形成に関わる全体企画力を保有している、とは判断できない。 【会議運営能力・マネジメント能力】同様に、合意形成に関わる会議運営能力やマネジメント能力を保有している、とは判断できない。
	社会的受容性 (Public-acceptance)	【倫理観・使命感等】社会資本整備に関わる技術者としての倫理観・使命感を問われる資格ではないため、資格取得が合意形成プロデューサーに求められる素養がかならずしも備わっている、とは判断できない。 【第三者性】資格の目的やイメージが合意形成プロデューサーとかけ離れているが故に、契約形態や関与の仕方によっては第三者性が確保しやすい側面もあるが、そもそも合意形成プロデューサーとしての信頼は得られない可能性が高い。

参考：財団法人 日本緑化センター (<http://www.jpgreen.or.jp/index.html>)

名称	まちづくりアドバイザー	
資格の概要	<p>地域における自主的なまちづくり活動の支援（地域の問題点提起に際しての助言や地域住民の合意形成に向けた指導等）や、区役所、支所におけるまちづく事業全般に関する企画・運営への助言等を主な業務としている。</p> <p>自治体の判断により、まちづくりアドバイザーの登録制度を設けて運用。</p> <p>主な役割は、a) 地域における自主的なまちづくり活動の支援、b) 各区基本計画の推進に関するアドバイス、c) 職員研修（ワークショップの企画立案・運営のノウハウ等）d) まちづくりに関する幅広い助言（事業全般に関する助言）</p>	
登録者数	不明	
資格の技術分野	都市計画、まちづくり	
資格取得方法	地方自治体において、申告により経験や知識を有するなど一定の要件を満たした技術者を認定する。	
受験資格要件	なし（登録制度）	
試験の内容	なし（登録制度）	
資格更新	更新制度なし：仙台市・横浜市 など 登録更新制度あり：京都府・堺市・神戸市（3年毎）大阪市（1年毎） など	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 (Professional)	【高度で幅広い工学的知識】まちづくりに関する分野については十分な専門知識と応用能力が備わっている、と判断できる。
		【制度的知識】合意形成に際して必要となる制度的知識は個々のスキルにより差が大きい。但し、市民との直接的な対話が比較的多い分野のため、合意形成に関わる制度的知識を保有している場合も多いと考えられる。
	プロセス・マネジメント (Process-management)	【全体企画力】まちづくりでの実務経験に関する資格ではあるが、登録制度のため、かならずしもプロセス・マネジメント能力について適切な素養は備わっている、とは判断できない。
		【会議運営能力・マネジメント能力】市民との直接的な対話が比較的多い分野のため、合意形成に関わる会議運営能力やマネジメント能力は一定水準を満たしている場合も多いと考えられる。但し、全体企画力と同様の課題に加え、我が国においては合意形成に関わる専門的な教育訓練の享受機会がほとんどないことから、合意形成プロデューサーに求められるプロセス・マネジメント能力が備わっているとは、必ずしも言えない。
	社会的受容性 (Public-acceptance)	【倫理観・使命感等】最低限の必要な倫理観・使命感等については満たしていると考えられるが、試験で問われないため、資格取得が合意形成プロデューサーに求められる素養がかならずしも備わっている、とは判断できない。
		【第三者性】地域に根ざした自主的なまちづくり活動の支援を目的として活動しているため、発注者側に偏った評価は比較的受けにくく、第三者性は確保しやすい。但し、一般市民に対してはかならずしも社会的な認知度が高くなく、第三者性の確保においては課題と言える。

参考：各自治体ホームページ

名称	PMP (プロジェクト・マネジメント・プロフェショナル : Project-Management-Professional)	
資格の概要	アメリカにある特定非営利活動法人PMI本部 (Project-Management-Institute) が認定しているプロジェクトマネジメントに関する国際資格。 PMIがプロジェクトマネジメントに関する専門知識を有していることを証明するものであり、法的な位置づけはないが、プロジェクトマネジメントに関する資格のデファクト・スタンダードとして広く認知。	
登録者数	日本国内約 20.5 千人 (H19.8) 世界全体約 247.7 千人	
資格の技術分野	-	
資格取得方法	PMIが策定した知識体系「PMBOK(R) (Project-Management-Body-of-Knowledge)」に基づき資格認定試験を実施し、国際資格として登録後、PMI日本支部 (PMI東京支部事務局) が資格認定者に登録証が付与。	
受験資格要件	a) 大学卒業以上の者で過去6年間に3年以上のPM経験があり、5プロセス (立ち上げ、計画、実行、コントロール、終結) 群における実務経験が4500時間以上、b) 高校卒業以上の者で過去8年間に5年以上のPM経験があり、5プロセス (立ち上げ、計画、実行、コントロール、終結) 群における実務経験が7500時間以上、c) 35時間以上のPMに関する教育研修を受けたもの。(大学、PMI支部、企業内研修、Eラーニング、研修機関等) d) 上記の(a)または(b)に加えて(c)の条件を満たしたもの。	
試験の内容	筆記試験のみ 出題割合：立ち上げプロセス11%、計画プロセス23%、実行プロセス27%、コントロールプロセス21%、終結プロセス9%、プロフェッショナル責任9% コンピュータによる試験 (試験会場：東京、大阪、神奈川)	
資格更新	PMI資格保有者には、職務能力の継続的な育成、個人の学習機会の促進、奨励、学習の意識づけ、職務能力を向上させるアクティビティの実行、その記録を標準化、および学習する目標を明確にしたしくみの提供、グローバル資格としての認識とPMIの資格の価値の維持、の4つ観点から3年間に最低でも60PDU (Professional Development Units) を取得し、報告することが求められる。	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 (Professional)	【高度で幅広い工学的知識】認証試験ではプロジェクトマネジメントに関する経験・教育・知識しか問われないが、専門的知識を保有してはじめて取得できる資格とも考えられるため、一定の専門知識と応用能力が備わっている、と判断できる。 【制度的知識】合意形成に際して必要となる制度的知識は個々のスキルにより差が大きい。但し、プロジェクトマネジメントに関する経験・教育・知識を認証する資格であり、合意形成に関わる制度的知識を保有している場合も多いと考えられる。
	プロセス・マネジメント (Process-management)	【全体企画力】プロジェクトマネジメントに関する経験・教育・知識を認証する資格であり、合意形成に関わる全体企画力は一定水準を満たしている、と判断できる。 【会議運営能力・マネジメント能力】プロジェクトマネジメントに関する経験・教育・知識を認証する資格であり、合意形成に関わる会議運営能力やマネジメント能力は一定水準を満たしている、と判断できる。
	社会的受容性 (Public-acceptance)	【倫理観・使命感等】「PMI倫理・職務規定」により職場のみならず、家庭や専門職ボランティア活動のあらゆる場面で正義と名誉を重んじる行動をとることを宣言しており、倫理観・使命感等については満たしていると判断できる。 【第三者性】業務として甲乙の関係がある場合には、発注者側に偏った評価を受けるため、契約形態にもよるが、第三者性が確保されるとは言い難い。また、一般市民に対しては、社会的な認知度が低く、第三者性の確保において課題と言える。

参考：PMI日本支部 (<http://www.pmi-japan.org/>)

名称	土木設計技師	
資格の概要	技術士のようなコンサルティングエンジニアではなく、建設コンサルタントの中核業務である定型的な土木設計業務についての一定の知識、技術力、経験が担保されたことを認証する、いわば実務型のテクニカルエンジニアとしての資格。	
登録者数	平成 21 年度より試験開始	
資格の技術分野	土木全般	
資格取得方法	建設産業共同教育訓練協議会で実施する資格認定試験を経て、登録申請し、登録証と携帯用登録証が付与。	
受験資格要件	1) 大学卒業者：指定学科・卒業後 3 年以上、指定学科以外・卒業後 4 年 6 ヶ月以上の実務経験、2) 短期大学・高等専門学校卒業者：指定学科・卒業後 5 年以上、指定学科以外・卒業後 7 年 6 ヶ月以上の実務経験、3) 指定学科の各種学校・専修学校(2 年過程以上)の卒業者：卒業後 5 年以上の実務経験(受験資格は一級土木施工管理技士と同様とする)、4) 高等学校卒業者：指定学科・卒業後 10 年以上、指定学科以外・卒業後 11 年 6 ヶ月以上の実務経験、5) 上記以外 15 年以上の実務経験	
試験の内容	筆記試験のみ 四肢択一式問題(建設行政等の知識、周辺業務の知識、土木一般に関する知識、土木設計に関する知識) 記述式問題(土木設計業務に関する経験事例、具体的な業務を想定した土木設計の技術力を問う問題) (試験会場：札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、岡山、福岡、鹿児島)の 9 都市)	
資格更新	登録後、5 年毎に登録更新が必要。 登録更新の条件は未決定(H21.4.30 現在)	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 (Professional)	【高度で幅広い工学的知識】技術士や R C C M と異なり、あくまでも定型的な業務での認証試験のため、一定水準の専門的知識は保有しているものと考えられる。このため、最低限必要な専門知識と応用能力が備わっている、と判断できる。 【制度的知識】合意形成に際して必要となる制度的知識は個々のスキルにより差が大きく、また、資格の目的が定型的業務のため、資格取得が合意形成に関わる制度的知識を保有しているとは言えない。
	プロセス・マネジメント (Process-management)	【全体企画力】個々の経験やスキルにより差が大きいものの、基本的には、上述のとおり、技術士や R C C M と異なり、あくまでも定型的な業務での認証試験のため、合意形成に関わる全体企画力を保有している、とは判断できない。 【会議運営能力・マネジメント能力】同様に、合意形成に関わる会議運営能力やマネジメント能力を保有している、とは判断できない。
	社会的受容性 (Public-acceptance)	【倫理観・使命感等】「土木設計技師」に求められる資質として、高い倫理観を有していることが掲げられているが、資格試験で問われていないため、試験で問われないため、資格取得が合意形成プロデューサーに求められる素養がかならずしも備わっている、とは判断できない。 【第三者性】業務として甲乙の関係がある場合には、発注者側に偏った評価を受けるため、契約形態にもよるが、第三者性が確保されるとは言い難い。また、一般市民に対しては、社会的な認知度が低く、第三者性の確保において課題と言える。

参考：建設コンサルタンツ協同組合 (<http://www.kencon-coop.or.jp/>)

参考：建設産業共同教育訓練協議会 (<http://www.fuji-kkc.ac.jp/doboku-elearning.asp>)

2-2 海外における資格制度の概要

アメリカ（メディエーター）、イギリス（プランニング・インスペクター）、フランス（討論委員会）では、第三者的立場が制度化されている。

(1) 調査目的

欧米諸国では、社会資本整備の策定においては、市民合意形成の手続きが制度化され、行政や市民等に対して中立的な立場で議論の調整や円滑な進行を行う第三者制度が確立されている。そこで、本研究の目的である『合意形成プロデューサーの資格認証制度のあり方』を検討する上で、欧米諸国の資格制度について、情報収集・調査を行うことにより、わが国での資格認証制度のあり方について検討する上で知見を得ることを目的に調査を実施した。

(2) 調査内容

欧米諸国の内、アメリカ、イギリス、フランスの合意形成技術に関する資格制度（技術、評価、更新等）について、文献およびWebで情報収集を行い、整理した。

表2-3 海外における第三者的立場

		アメリカ	イギリス	フランス
特徴		複雑で長期に渡る裁判に代わる裁判外紛争処理法（ADR：Alternative Dispute Resolution）の一つとしてメディアエーションが活用されているのが特徴である。	社会資本整備の諸計画においては、第三者であるインスペクターが計画策定に関わることが制度に位置づけられている。	定規模以上の社会資本整備に関し ては、事業の基本方針を計画する構想段階から公開討論の実施が法令により義務付けられている。
専門資格		<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（Professional Engineer (P.E)） ・認定都市計画家（AICP Certified Planner (AICP)） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公認都市計画士（Chartered Planner） ・公認調査士（Chartered Surveyor） 	CTIによって認定された学校を修了して、Ingenieur diplomе de (+ 卒業した学校名) として表示され学位を名乗る。
専門家名簿		ロースター (Roster)	-	-
認証	資格名	メディアエーター	プランニング・インスペクター (Planning Inspector)	討論調査委員
	運営機関	紛争処理協会 (ACR)	計画審査庁	討論全国調査会 (CNDDP)
	資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練：100 時間（紛争処理全般 80 時間、専門分野紛争処理 20 時間） ・実務経験：過去 5 年以内に 100 時間 または生涯で 500 時間 ・その他：3 通の推薦状 	6 週間のトレーニング 2 年間の実習	学識経験者（専門知識を持つ者という規定に則り調整知事が任命する）
	資格の更新	3 年後に再認証を受ける。 3 年間に 30 時間の継続教育、50 時間の実務経験を得ることが必要。ただし、実務経験が生涯計 500 時間に達した時点で再認証が不要となる。	継続教育を受ける	-

<アメリカにおける合意形成技術に関する資格制度>

(1)アメリカの資格制度

アメリカの市民参加制度の特徴

アメリカでは、複雑で長期に渡る裁判に代わる裁判外紛争処理法（ADR：Alternative Dispute Resolution）の一つとしてメディエーションが活用されているのが特徴である。このメディエーションは、紛争状態にある人々が受託可能な合意形成をしていく紛争解決のプロセスであり、そのプロセスを進行させるのがメディエーターである。交通プロジェクトにおいては、紛争を予見し、未然に防止するために、メディエーションが基本計画、詳細計画、建設段階のそれぞれで適宜用いられている。

ここでは、合意形成プロデューサーに求められる『専門的な知識』、『プロセス・マネジメント』、『社会的規範と倫理』等の評価する仕組みとして、専門資格、専門家名簿、認証等があげられる。

専門資格

社会的に幅広く認められた資格である。アメリカでは合意形成を目的とした専門資格は存在しないが、土木に関連する専門資格として、技術士（Professional Engineer（P.E.））、認定都市計画家（AICP Certified Planner（AICP））の2つが挙げられる。

- ・ 技術士（Professional Engineer（P.E.））
- ・ 認定都市計画家（AICP Certified Planner（AICP））

専門家名簿

紛争処理の分野では長年「ロースター、Roster」と呼ばれる仕組みが利用されてきた。一定条件を満たした専門家リストを作成、公表することにより、紛争処理サービスの消費者が自らのニーズに最も合った専門家を利用できるよう、支援する仕組みである。（連邦環境紛争処理研究所の専門家名簿）

認証

専門家資格に類似した仕組みであるが、社会的に幅広く認められたものではない。一定の条件を満たす個人に対し、認証される。合意形成、紛争処理に関連する認証制度を実施している紛争処理協会のメディエーター認証について調査する。

(2)メディエーター認証制度の内容

制度概要

紛争処理協会（ACR）は、2002年にメディエーター認証タスクフォースを設置し、紛争処理に関する専門知識を有することを認証する仕組みの導入を検討している。この認証制度は、18の専門分野を問わず「紛争処理」全般への汎用的適用を想定している。2004年3月に提言が発表されているが、その後、米国内の専門家の中で議論を呼んでおり、認証制度自体は未だ導入されていない。

認証基準は、以下の3段階による認証が提言されている。

a)事前審査

- ・ 教育訓練：100時間（紛争処理全般80時間、専門分野紛争処理20時間）
- ・ 実務経験：過去5年以内に100時間または生涯で500時間
- ・ その他：3通の推薦状

b)筆記試験または口頭試験

・ コミュニケーション、紛争処理、対話内容の運営等、文化の多様性、倫理、メディエーションの歴史、モデル、戦略、スタイル、プロセス構造、第三者役割等

c)再認証

最初の認証は3年間有効。3年後に再認証を受けなければならない。3年間に30時間の継続教育、50時間の実務経験を得ることが必要。ただし、実務経験が生涯計500時間に達した時点で再認証が不要となる。

<イギリスにおける合意形成技術に関する資格制度>

(1)イギリスの資格制度

イギリスの市民参加制度の特徴

イギリスでは、社会資本整備の諸計画においては、第三者であるインスペクターが計画策定に関わることが制度に位置づけられている。イギリスの道路や都市計画に関する多くの計画では、事業実施の前提となる計画を策定する段階、いわゆる計画段階において公開審問（Public Inquiry）が実施されている。この公開審問において、計画の案についての審問を取り仕切るのがインスペクターである。インスペクターは、公開審問の討議を経て、自治体に対する勧告を行うことができる。

また、合意形成プロデューサーに求められる『専門的な知識』、『プロセス・マネジメント』、『社会的規範と倫理』等を評価する仕組みとして、王立都市計画協会（RTPI）、王立公認調査会（RICS）などの資格認定もされている。

専門資格

イギリスでの特徴は、計画策定に携わる多くの計画専門家が専門的能力として、社会的合意形成を円滑に進めるために必要なコミュニケーション力を習得していることである。

・公認都市計画士（Chartered Planner）

・公認調査士（Chartered Surveyor）

プランニング・インスペクター（Planning Inspector）

所属審査庁に所属するインスペクターは、プランナー、サーベイヤー、法律家などから適宜公募によって選ばれ、2年間の実習を経て実務に就いているに

(2)プランニング・インスペクターの内容

プランニング・インスペクターの制度の概要

1909年に設立された計画審査庁に属する都市計画の専門家がプランニング・インスペクターである。英国においては、地域開発計画などの策定や、不動産開発・建築許可申請において、行政と市民の意見が対立した場合、第三者としてプランニング・インスペクターが双方の意見を理解し、技術的な側面も勘案しながら総合的に判断を行い、意思決定者である行政に勧告する制度が運用されている。

プランニング・インスペクターは公平性を確保するため、当該対立地域に全く関係のない者が選ばれる。また、プランニング・インスペクターは対立案件について当該地の視察や利害関係者に事前ヒアリングを行い、公開審問のプロセスを設計する。

プランニング・インスペクターは、計画審査長が適宜公募で採用している。仮採用期間に、6週間にわたるプランニング・インスペクターにあるためのトレーニングと2年間の実習を受ける。また、プランニング・インスペクターになったあとも専門的能力の向上のための継続教育は受けなければならない。

専門家の内訳（2003年4月）

建築家	49名
薬剤師	1名
シビックデザイナー	10名
エンジニア	41名
公認都市計画士	245名
弁護士/法律	28名
公認調査士	25名
合計	298名

<フランスにおける合意形成技術に関する資格制度>

(1)フランスにおける市民参加制度の特徴

フランスでは、一定規模以上の社会資本整備に関しては、事業の基本方針を計画する構想段階から公開討論の実施が法令により義務付けられている。

この公開討論は、第三者的な独立行政法人である討論全国調査会（CNDP）によって組織、運営される。討論全国調査会の役割は、市民等との意見交換や討論は計画主体が取り仕切って実施するが、その議論の進め方が適切かどうか監視するのが役割である。

討論には、調整知事が任命する各種団体（政治、社会経済、環境保護等）・利用者、近隣住民などの代表が参加することとなるが、公平で透明な議論を行うため、討論調査委員会を設置する。同委員会が討論の運営を監理する役割を担う。また、委員には、専門知識を持つ者という規定に則り調整知事が任命するがそれ以外の制約は特に決められていない。この委員のメンバーには、学識経験者が任命されている。

(2)専門資格

フランスには、Professional Engineer に相当する個人の技術者資格制度はなく、CTI（The Engineering Title Committee）によって認定された学校を修了して、Ingenieur diplome de（+卒業した学校名）として表示され学位を名乗る。

また、職業資格としての Professional Engineer や合意形成に関わる資格は、存在しない。

第3章 資格認定制度(案)

前章までは、「合意形成プロデューサー」の資質と資質を評価するための認定制度の必要性、また、様々な資格認定制度について求められる能力や要件及び、資格の内容について把握した。

本章は、「合意形成プロデューサー資格」を想定した場合の制度について検討する。

まずはじめに、資格認定制度について目的や認定方法により分類をおこない、特徴を整理し、次いで、「合意形成プロデューサー資格」に適用可能か、その際の課題や、導入条件を考察する。最後に、資格認定制度案を提案し、今後検討すべき内容等を整理する。

3-1 資格認定制度の分類

(1) 資格認定の目的

資格認定の目的からの分類では、成果や安全性を確保するため、特定の業務実施の条件とする場合や、個々の能力や技術を認定・確保する場合等に分けることができる。これら分類は、完全に分けられるものではなく、ある程度相互の目的を合わせて持っている場合が多い。

その他、個人啓発や知識を体系化し、知識を普及させるための資格、誰に頼めばよいか窓口を明確にするための資格があげられる。

特定業務の実施条件として設置

技術士、会計士等、特定業務の実施条件として設置。公的資格に多く見られる。

技術・能力を認定・確保するための資格

業務実施の絶対的な必要条件でなくとも、認定制度による、能力や技能を認証する資格。民間資格に多くみられる。また、社団法人や財団法人が業界のレベルアップ等を目的に設置する場合もある。

その他、個人の啓発や知識普及のための資格

社内資格や一般的な知識に関する資格。社内資格では適用範囲は狭くなるが各事業者内での知識体系を整理し、普及、伝承させることができるメリットがある。

窓口を明確にするための資格

登録制度などにより、依頼窓口を明確にする。

(2) 取得の要件

資格取得の要件は、受験時に実務経験や特定分野の学校の卒業相当の能力を要求する場合が多い。さらに、技術士補、二級建築士、司法研修生等、本資格の研修・見習いの資格を取得後に、さらに経験を求める場合がある。

また、まちづくりアドバイザー等では、技術士等その他の資格取得を要件とし、補完関係をもたせている。取得者規模が小さい、設置後間もない場合等では、広い範囲の知識を試験により計測することが困難なことも考えられるため、このような方法も有効である。

(3) 認定の方法

筆記試験、口頭試験、実務研修が主な認定の方法である。筆記試験でも知識を求めるだけでなく、経験論文的な試験も考えられる。

一方で、まちづくりアドバイザーのように、登録型の資格もある。

登録時に取得要件を付け業務経歴の提出を求めることも一つの方法である。

いずれの場合でも、該当する資格に求められる知識はどのようなものを明確にし、その知識の有無を認証できるように制度を組み立てる必要がある。

(4)取得後の更新制度

取得後の更新方法では、一定期間毎の講習を義務づける、継続教育等による資質向上を要求する場合がある。

取って終わりではなく、資質向上の場を設けることは重要と考えられる。講習の実施、取得者の情報交換の場を設けることは、資質を向上させ、さらには資格取得後のメリットとなりうる。具体的な方法は今後の課題となるが、定期刊行誌、メールマガジン、情報交換サイトの立ち上げ、最新の知識体系の提供等が考えられる。

(5)認定主体

国または国に準じる機関(独立行政法人等)、自治体、社団法人、財団法人、民間企業、NPO 等が認定主体として考えられる。資格の規模や社会的な位置づけ、地域や関係者・市民のニーズにより認定主体が異なってくる。

(6)対象地域

全国的に大規模な資格制度を設けるより、限定された地域で普及させるニーズが高い場合は、地域限定版の資格制度も考えられる。

3-2 「合意形成プロデューサー資格」設定時の方向性

(1) 基本的な考え方

「合意形成プロデューサー資格」設置の目的は、市民が公共的な事業実施の場に参加するケースが増えている中、「市民参加」を円滑に進め、市民意見を反映できるしくみを整えることが重要であり、その際の運営や技術的なプロデュースへの要望へ対応することにある。

「1-3 プロデューサーの資質」で示した、合意形成プロデューサーに求められる“3つのP (Professional、Process-management、Public-acceptance)”に関する十分な知識を有するとともに、実務分野で合意形成を実践した経験を兼ね備えていることが望ましい。

このうち、「専門的な知識 (professional)」と「社会的受容性 (public-acceptance)」に関しては、技術士やRCCE等の社会資本整備に関する既存資格や、建築士、まちづくりアドバイザーなどの関連資格によって代替することも可能と考えられるが、「プロセス・マネジメント (process-management)」に関しては、その他の資格の中では、あまり示されていないのが現状であり、独自の評価制度が望ましいと考えられる。

たとえば「合意形成手法・知識」と「合意形成の経験・実績」に対する評価を組み合わせた資格制度等が考えられる。

このような資格制度により、専門家の仕事・役割・責任がより明確になり、実績や能力を開示することで、社会・市民にとっても理解が深まり、コンサルタント・合意形成プロデューサーへの信頼が高まるものと考えられる。

企業・組織にとってもスタッフの技術レベル向上は組織の信頼確保につながり、発注側にとっても「第三者」として認知しやすくなり、目的に適した専門家を選択することができるようになるものと考えられる。

(2) 合意形成プロデューサー資格適用時の方向性

「3つのPに関する十分な知識の習得が必要」、「特にプロセス・マネジメントに関する独自の評価制度が必要」、「実務分野で合意形成を実践した実務経験を兼ね備えていることが望ましい」という、基本的な考え方をもとに、合意形成プロデューサー資格適用時の方向性(案)と課題を表3-1に示す。

資格の基本的な目的は、「合意形成に関する技術・能力を認定する」こととなるが、どこまで、業務実施の要件となりうるかは、今後の社会的な認知が得られるかにより判断する必要がある。

また、学生や新卒者が合意形成を学ぶために取得する資格(知識の普及を目的)と、業務を円滑に実施するための資格に分ける必要も考えられる。

表 3-1 意形成プロデューサー資格適用時の方向性と課題

資格制度の分類項目	方向性(案)	課題・導入条件等
資格認定の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・合意形成に関する技術・能力を認定し、社会資本整備にかかわる市民参加を促し、円滑に進めることを促進することを目的とする。 ・特定の業務について資格保有を推奨または、業務実施の要件とする。 ・保有者の登録、紹介、誰に頼めばよいか窓口を明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施を認可するための資格とするには、社会的な認知や普及が必要。 ・誰に頼めばよいかの窓口は、認定主体により変わってくるが、ホームページの設置など効果と合わせ今後検討が必要。
取得の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備にかかわる一定の経験や知識を有していることが望ましい ・合意形成、社会資本整備業務経歴や知識保有を要件とする ・一方で、経験の浅い技術者や学生等へ知識を普及させる、制度も必用と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得の要件となる具体的な経歴の内容(社会資本整備、PI、住民広報等)は今後検討を要す。 ・技術士等その他の資格取得を要件とし、補完関係をもたせることも考えられる。 ・学生や新卒者が合意形成を学ぶために取得する資格(知識の普及を目的)と、業務を円滑に実施するための経験も含めた資格に分ける必要が考えられる。
認定の方法	<p>合意形成プロデューサーに求められる“3つのP (Professional、Process-management、Public-acceptance)”に関する知識を確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・試験制度、業務経歴等認定方法は検討を要す。 ・現段階では、市民合意形成ハンドブック、Web ラーニング教材を知識体系の基本とする。
取得後の更新制度	<p>継続的な情報交換の場設置や資質向上を伴った更新制度を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい情報提供・情報共有の場設置は、本制度を普及させていくためにも不可欠 ・定期刊行誌、メールマガジン、情報交換サイトの立ち上げ、最新の知識体系の提供等
認定主体	<p>民間でも可。NPO による運用も可能。</p>	<p>資格の性格上公共性確保や市民と近距離であることが重要</p>
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一段階では地域を限定し試行することも有効と考えられる。 ・技術士や土木学会認定技術者資格制度の様に、試験を実施し全国的な「資格」として取り扱うことも可能であるが、都県市や地方単位で独自に試験制度を設定する等、ある程度柔軟に運営する事が想定される。 	<p>全国的に大規模な資格制度を設けることは導入段階では困難(運用試験が必要)</p>

3-3 資格認定制度(案)

(1) 資格認定制度の提案

合意形成プロデューサーに関する資格認定制度について具体的な内容を示す。

現段階では、知識体系や知識取得、資格認定方法、運用において必要となる事項(運用形態)を提案する。

認定方法

試験等による「資格制度」、経験等による「認定制度」、専門家として、登録リストに掲載する「登録制度」または、その組み合わせにより運用する事が可能である。

試験を実施する場合、制度の普及の観点から、学生や新卒者を含めた基本知識の習得を第一レベルとし、次いで具体的な経験を第二のレベルとすることが望ましい。

認定主体

公共性確保や市民と近距離であることに留意する必要がある、法人やNPOが考えられる。

対象地域

技術士や土木学会認定技術者資格制度の様に、試験を実施し全国的な「資格」として取り扱うことも可能であるが、都県市や地方支部単位で独自に試験制度を設定する等、ある程度柔軟に運営する事が想定される。

知識体系

合意形成に必要な知識、技術体系を提示する。基本的にはこれまで検討してきた、3つのPの知識が最低限必要な知識となる。(市民合意形成ハンドブック、Webラーニング教材をベースとする。詳細については「4.合意形成プロデューサーの育成と教育」に示す)

情報交換の場(取得後の技術向上、取得によるメリット向上)

ホームページや情報交換サイトの立ち上げを検討し、認定制度を土台に相互の知識向上を図る。

外部への発信

市民・行政等に情報を発信し、合意形成の普及に努める。(誰に頼めばよいか 窓口を明確にする)

表 3-2 資格認定制度(案)

認定方法		認定主体	対象地域	評価 (メリット・デメリット)
方法	運用			
試験	試験等により、登録者の資質や能力を評価し、「適正あり(合格)」の場合登録できる。 試験は筆記(論文、知識)、面接、ディベート形式等による。	財団法人 社団法人 NPO 民間企業 等	【全国版】 技術士制度や土木学会認定技術者資格制度の様に、試験を実施し全国的な「資格」として取り扱う。	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の観点から、教育プログラムや試験内容を設定する事が出来る。 ・一定レベルの資質を確保出来る。 ・全国規模の場合運用に労力。 ・制度を活用するための社会的合意が必要。(業務参加要件に活用してもらえる、できる等)
			【地域版】 都県市や地方支部単位で独自に試験制度を設定する	
経験	業務経歴、経験等一定の条件を満たす場合、団体等が認定する。 個人の認定に加え、ISO やプライバシーマークのように団体(会社)を認定する事も考えられる)		【全国版】 特定の団体が、認定し、全国規模で管理する	登録者のスキルを保証し、事業への成果や責任についても担保できることが理想。
			【地域版】 都県市や地方支部単位で独自に認定制度を設定する	
登録 自薦や 他薦に よる	専門家として、登録リストに掲載。 講習を義務づけ、受講してはじめて登録できる等の運用形態も考えられる。		氏名、経歴、得意分野(道路、まちづくり、市街地活性化、商業等)、活動可能な県等登録 登録制度の場合は、全国版・地域版の違いは大きくないと考えられる。	登録者のスキルの保証がしにくい。 事業への成果や責任についても課題。

(2)今後の検証事項

今後、資格認定制度については、社会的に受け入れられるか、社会や技術者のニーズに合っているか、知識や技術の普及方法についての実現可能性を検証することが必要である。特に、

- ・知識体系が十分であるか
- ・知識の普及に効果的で魅力ある情報交換の場の設置方法
- ・現実的な認定方法(資格制度・認定制度・登録制度)
- ・運用地域や運用主体

については、十分な検討が必要となる。

表 3-3 資格認定制度の対比

認定の主体	資格名称	試験の内容			資格更新	合意形成プロフェューサーに求められる能力							
		筆記試験	口頭試験	実務研修		専門的知識 (Professional)	プロセス・マネジメント (Process-management)	社会的受容性 (Public-acceptance)	第三者性				
国家	技術士	あり	あり	なし	なし (但し、資質向上は責務)								
	弁護士	あり	あり	あり	なし								
	建築士	あり	なし	なし	なし								
自治体	まちづくりアドバイザー	なし (登録制度)	なし (登録制度)	なし (登録制度)	地域により 相違								
	土木学会認定技術者	あり	あり	なし	あり								
	RCCM	あり	なし	なし	あり	(実務経験重視)							
社団法人	再開発プランナー	あり	あり	なし	あり								
	樹木医	あり	あり	あり	なし								
	PMP	あり	なし	なし	あり								
任意団体	土木設計技師	あり	なし	なし	あり								
検討案	合意形成プロフェューサー	登録	登録	登録	あり								

凡例 : 十分なレベルを満たす(専門科のみ) : 資格取得要件等で最低限の要求レベルは満たす、 : 資格保有だけでは判断できない(個人スキルによる)

<参考>

名称	(仮称)合意形成プロデューサー	
資格の概要	<p>米国では、対立点が発生した場合や予見された場合において、事業主体や各利害関係者から中立的な立場にある第三者が解決案の作成を支援し対立点を解消する手法であり、紛争を回避あるいは処理するための一手法として、メディエーションが多用されている。メディエーションは、話し合いを通してお互いにとってメリットがある結果(Win-Win)を得ようとするものであり、「交渉」と「管理的意思決定」の中間に位置する。</p> <p>メディエーションに際し、当事者間で第三者として関与し、最終的に当事者が任意に意思決定を行うまでの支援を行う役割を持つのがメディエーターである。</p> <p>メディエーターの職能が確立されているが、資格制度は存在していないため、“Roster(ロスター)”や“Panel(パネル)”と呼ばれる専門家名簿が関係機関(ACR、ECR、MODR など)によって作成、運用されている。</p> <p>社団法人・土木学会四国支部「四国の土木技術者における合意形成運営技能の評価方法に関する研究調査委員会」では、この運用制度を参考に、社会資本整備における合意形成をマネジメントできる技術者の資格制度として、“(仮称)合意形成運営技術者”の確立を目指し、検討しており、この認証・登録制度として、“四国版ロスター”を試行している。</p> <p>「(仮称)合意形成プロデューサー」とは、社会資本整備の様々な場面において、多様な利害関係者の意向を調整し、円滑な合意形成を進めつつ、対象事業等を社会的に望ましい方向へ導いていく、すなわち“合意形成を総合的にプロデュース”する技術者である。</p>	
登録者数	登録制度は未確立(H21.4.30現在):“四国版ロスター”も試行段階。	
資格の技術分野	-	
資格取得方法	前述「3-3 資格認証制度(案)」参照	
受験資格要件	前述「3-3 資格認証制度(案)」参照:現時点では一定の条件を設けることを想定	
試験の内容	前述「3-3 資格認証制度(案)」参照:現時点では登録制度、試験(筆記、面接、ディベート形式等)の組み合わせを想定	
資格更新	前述「3-3 資格認証制度(案)」参照:現時点では一定期間での登録更新を想定	
合意形成プロデューサーに求められる能力	専門的知識 (Professional)	【高度で幅広い工学的知識】社会資本整備に関わる合意形成運営の技術者としての経験や実務経験についての認証・登録制度であり、資格認証試験において、工学的知識に関する一定の条件設定が想定されるため、最低限必要な専門知識と応用能力が備わっている、と判断できる。
		【制度的知識】資格認証に際して、合意形成運営に関する“経験”を要件とすることを想定しているため、合意形成に関する一定水準の制度的知識を保有している、と判断できる。
	プロセス・マネジメント (Process-management)	【全体企画力】同様に、合意形成運営に関する経験とノウハウを保有していると考えれば、合意形成に関わる一定水準の全体企画力は保有している、と判断できる。
		【会議運営能力・マネジメント能力】同様に、合意形成に関わる会議運営能力やマネジメント能力を保有している、と判断できる。
	社会的受容性 (Public-acceptance)	【倫理観・使命感等】資格認証に際して、社会資本整備に関する合意形成プロデューサーとしての倫理観や使命感を確認することを想定しているため、求められる倫理観・使命感等は満たしている、と判断できる。
		【第三者性】どのような立場で合意形成の場に参画するかによって異なるが、資格の目的や名称の与えるイメージからも、第三者性は比較的確保されやすいと判断できる。

参考:市民合意形成フォーラム in 徳島・配布資料参照(土木学会四国支部)

参考:「社会資本整備の合意形成円滑化のためのメディエーション導入に関する研究(2006.7)」

(<http://www.ml.it.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk70.pdf>)

第4章 合意形成プロデューサーの育成と教育

4-1 知識の醸成

プロデューサーとしての能力・知識の向上と均質化を図るため、教育プログラムの体系化が必要である。

一般的な企業における教育は、計画的な OJT（日常の業務に就きながら段階的・継続的に実施するもの）を基本に、それを補完する形で必要に応じて新しい知識や技術等を身につけるための OFF-JT（通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練）やジョブローテーションを実施している。

しかし、複雑化する社会問題に対し、高度な専門能力や創造力をもった人材が求められているものの、必要とされている知識・技能の高度化・専門化のために OJT だけでは対応しきれなくなっている。能力開発の実施体制は必ずしも十分なものとはいえない。これに対して、時間の制約、費用の問題、教育訓練が行える人材不足、教育訓練に関するノウハウの欠如が問題とされる中、さまざまな試みが行われている。

問題解決のための社会的技術については、これまでは経験的に得るものとされてきたが、最近では大学での専門教育、Web 教材や専門書による自習型研修、講習会・研修会、社内研修、そのほか実務による能力開発プログラムなどが拡充してきている。今後は、一層の内容の充実と体系的な教育が期待される。

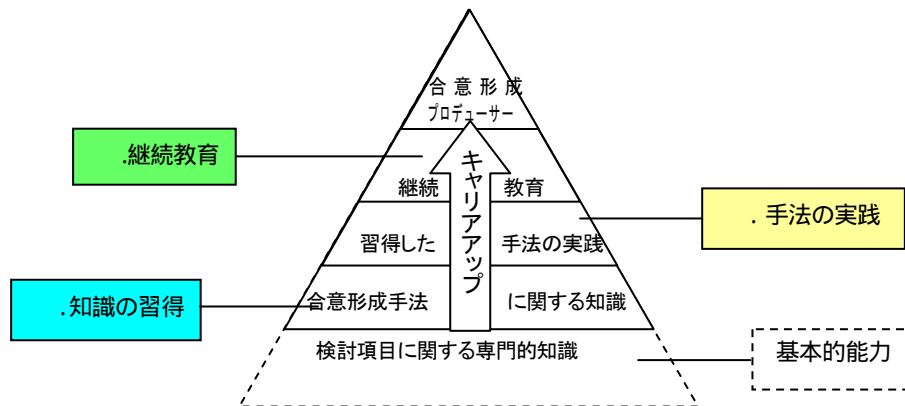


図 4-1 知識の醸成段階

表 4-1 必要な知識

知識の醸成	習得する知識	習得方法及び成果
知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 3つのPの習得方法 Professional Process-management Public-acceptance ➤ 習得するスキルのレベル ➤ 評価方法 	<ul style="list-style-type: none"> セミナー、講習会 テキストの作成 ・合意形成緑本の活用 / Web教材の活用 大学、市民講座、Eラーニング 市民向けテキストの発行 目指すスキル
手法の実践	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 習得した知識の実践 ➤ 評価方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践方法
継続教育	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術力の維持・更新 ➤ 評価方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時期 ・更新方法

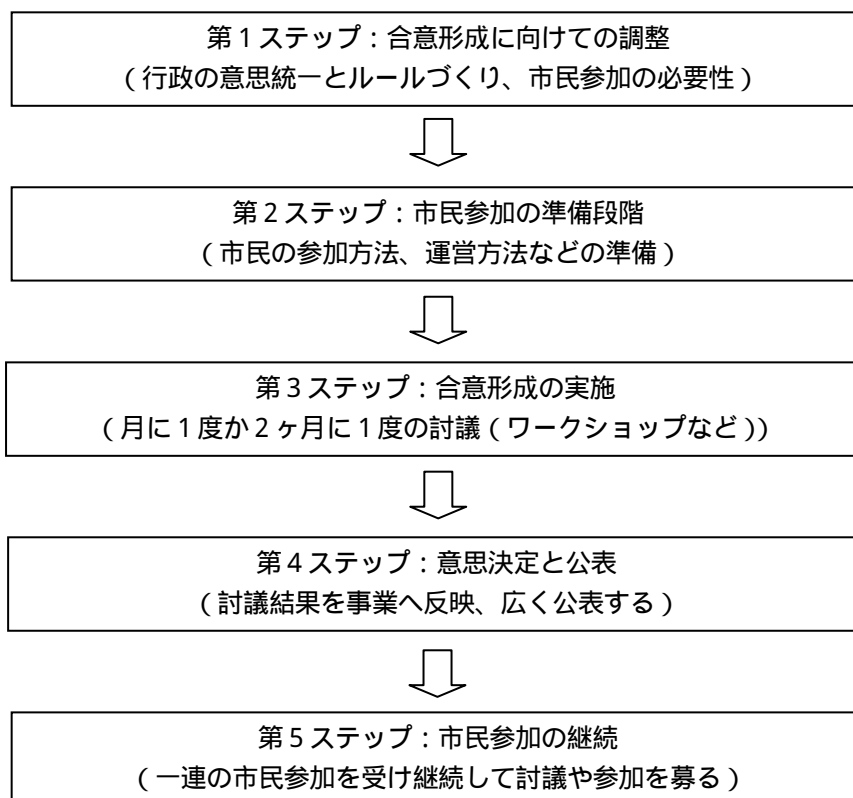
4-2 知識の習得のポイント

現在、合意形成プロデューサーに必要な3つのPを習得するためのプログラムは存在しない。ここでは、その習得のための要点並びに留意点をまとめる。

(1)合意形成の基本ステップを理解する

社会資本整備を考える場合、それぞれの段階ごとに市民参加の局面があり、構想・計画・設計・施工・運用・維持管理といった各段階で、ある種の合意形成が必要となる。また、それぞれの参加の局面で、合意形成の目的や形態、論議の論点等によって、参加者（対象者）のかかわりや合意形成の手法、シナリオが変わってくる。

これらの各段階での共通のシナリオとして、第1ステップ：合意形成に向けての調整（行政の意思統一とルールづくり、市民参加の必要性） 第2ステップ：市民参加の準備段階（市民の参加方法、運営方法などの準備） 第3ステップ：合意形成の実施（月に1度か2ヶ月に1度の討議（ワークショップなど）） 第4ステップ：意思決定と公表（討議結果を事業へ反映、広く公表する） 第5ステップ：市民参加の継続（一連の市民参加を受け継続して討議や参加を募る）という5つの基本ステップに区分できる。



(2)市民意識等の分析手法を把握する

市民の多様な意向を効果的に把握し合意の方向性を検討するために、市民参加の目的や事業の性格、地域性（市民の意識、風土）に応じて、それらの意向を分析・評価して適正な判断を下すことが求められる。そのためには、適正な分析手法を用いて、問題やその構造の明確化、案の代替性の評価等を行う必要がある。代表的な手法として、KJ法、ブレインストーミング法、AHP法、コンジョイント分析などがある。これら、それぞれの手法には利点と課題があり、いくつか手法を組み合わせることにより、市民参加をより円滑に進めることが可能となる。また、情報

を共有するための情報の公開・収集は、市民参加における根幹的なものであり、どのような場合においても必要と考えるべきである。

最近では、市民参加の場が増えたことから「合意形成」関連の出版物、報告書が多く出回っている。これらの手法について出版物を通して、手法の特徴や活用場面を把握することは有効である。

【参考となる文献例】

<合意形成を図るための手法>

- ・「合意形成プロデュース～コンサルタントの新しい役割～」H15.6 土木学会合意形成小委員会
- ・「市民合意形成ハンドブック 社会資本整備と合意形成プロデュース」H20.6月、同上
- ・Webラーニング(技術者Web学習システム) 科学技術振興機構

<合意形成プロデューサーとしての倫理・役割> (いずれも土木学会発行図書)

- ・「土木学会誌叢書2 合意形成論 - 総論賛成・各論反対のジレンマ - 」
- ・「土木技術者の倫理 - 事例分析を中心として - 」
- ・「土木技術者倫理門団 考え方と事例解説」
- ・「技術は人なり - プロフェッショナルと技術者倫理」 等

(3)情報共有のための手法を理解する

情報公開の手法として、TV・CATV・ラジオ・新聞等の活用や広報誌、ニュースレターなど直接手元に配布する紙媒体など、様々なツールがある。実際の運用に際しては、それぞれの手法のメリット・デメリットを十分に理解した上で、取り扱う案件の利害関係の程度や影響範囲等に応じた適切な組み合わせを検討することが必要である。また、市民参加を進める上では、情報公開と情報収集は切り離すことができない。必ず意見等の受付先を明示することを忘れないようにすることが必要である。市民の声が反映できる手法を理解することも重要である。

(4)市民参加の場への積極的な参加

市民参加は理論ではなく実践である。机上での手法の習得に留まらず、多くの現場に接することで、事業者、市民の考えや意見の収集方法、運営について参考文献等で得られた知識を基に実証を重ねることが重要である。また、市民合意形成シンポジウムなどにも積極的に参加し、市民参加の背景、参加の手法、合意形成プロセスなどの紹介を聞くことも必要である。

このようにOJT、OFF-JTを通じて多くの事例から学ぶことは、より知識を高める教育の場として有効な方法である。

市民合意形成フォーラム

主催：土木学会コンサルタント委員会市民合意形成小委員会

- 第1部：話題提供
 - 「(仮題)ダム事業における合意形成のポイント」
 - 「(仮題)合意形成にはプロデューサーが必要」
 - 「(仮題)道路事業における合意形成の進め方」
 - 「(仮題)住民参加から協働のまちづくりへ-元津部町再整備事業の事例から」
 - 「(仮題)資格制度のあり方」
- 第2部：ハネル討論会

ダムや道路の整備等における市民参加に関する取り組み事例等を踏まえ、社会資本整備における市民合意形成における今日的意義とあり方、そして残された課題等について、市民のみならず共に考える「市民合意形成フォーラム」を開催させていただきます。奮ってご参加下さい。



コーディネーター
市民合意形成小委員会・委員

ハネリスト
東北工業大学 准教授
国土交通省 仙台市河川部事務所
NPO法人 まちづくり政策フォーラム
市民合意形成小委員会・委員

西村 秀和 氏

青木 俊明 氏
高松 昭浩 氏
足立 千佳子 氏
大宮根 正一 氏

日 時：平成20年10月27日(月) 18:30～20:30
会 場：ハネル仙台 「けやきの間」
仙台市青葉区本町2-12-7
(JR仙台駅より徒歩約7分、JR山石線青葉通駅より徒歩約5分、
市営地下鉄広瀬通駅より徒歩約3分、市営地下鉄勾当台公園駅より徒歩約5分)

参加費：無料(どなたでも参加出来ます！)

問い合わせ・申し込み先
E-mail: nisimura-h@chodai.co.jp
TEL: 022-711-2650
FAX: 022-714-6075(〈株〉長大 小野寺、西村)

※当日でもご参加できますが、席に空きがございませんので、できる限り事前に申し込みください。

図4-2 市民参加フォーラム例

第5章 今後の課題

～合意形成プロデューサーとして活躍の場の拡大に向けて～

「合意形成プロデューサー」一般には馴染みのない名称である。どのような者かという点、社会資本整備の市民参加の場において、コミュニケーションによる円滑な合意形成を進めるためには様々な選択肢の優先度、トレードオフの関係を見極める、総合的な見地から調整する専門家のことである。本書では、この専門家のことを合意形成プロデューサーと称している。具体には、専門的な知識はもちろんであるが、ステークホルダー間における単なる調整役だけではなく、関係者間のコミュニケーションを図り、実りある合意形成の場を運営・仕切るためのプロセスマネジメントの能力や、合意形成に対して社会的に受容されるための高い社会的規範と倫理心を備えた者である。

合意形成プロデューサーの必要性は、市民参加の場においてその役割や存在は認められたが（全国シンポジウムの声より）いざ実施となると、このプロデューサー役を誰が担えるのかということになる。もちろん職業人としてそのような者が存在する訳もなく、これまでの市民参加の場面では、業界的な立場から学識経験者やコンサルタント、NPO等、市民参加の経験や知識など、これらの手法を身につけている者が担っている。ただここで問題になるのは、そのような者の中立性である。市民参加の現場においては、公正・公平性が求められる。しかし、中立的な行動規範を示すだけでは不十分で、必ずしもそのような者が中立的立場であるかという点と市民の評価はそうではない。

何故中立的立場として認められないのか。特にコンサルタントの場合、事業者からの委託によって市民参加の場を取り仕切る事が多く、事業者寄りとの批判されることがある。このように契約上の問題もあるが、本質は、合意形成プロデューサーという立場が社会に認知されていないことに起因すると思われる。合意形成プロデューサーはこのような印象を払拭し、事業者、市民の双方から信頼される立場ではない。

本書では、市民参加における社会資本整備の円滑な合意形成を目指すためには、合意形成プロデューサーとしての資格化（認定）が必要であると考え、認定のあり方についてまとめた。

今後は、合意形成プロデューサーという存在や必要性の認知を高めるとともに、それらの能力を正当に評価し、認証する機関を確立する必要がある。そのためには次の点で更なる実証と議論を重ね、事業者・市民の双方にとって真に求められるプロデューサーとしての職制を確固たるものとするべきと考える。

プロデューサーとしての社会的認知に向けての広報活動
認定機関の設立

(1) プロデューサーとしての社会的認知に向けての広報活動

一般市民にはプロデューサーとしての役割、立場の認知度は低い。優秀な人材の確保、雇用機会の拡大、更なる技術の飛躍を高めるためにも、プロデューサーの社会的認知を高める必要がある。具体的な方法としては、以下の点がある。

市民やNPOなどを交えたシンポジウムでの広報活動の継続
HPやパンフレットなどによる合意形成プロデューサーの立場や効用のアピール

(2) 認定主体・運用方法の検討

プロデューサーとしての第三者性を確保するとすると、事業者若しくは市民側の一方に偏った立場では合意を得ることは困難である。また、プロデューサーを活用する際、自己申告の能力や経歴だけでは信頼性に乏しく、採用することに二の足を踏むことも想定される。本編では、資格

として認証する手段として、何らかの団体が必要と整理した。

既存資格を活用するという点では土木学会認定技術者が担うことも考えられるが、独自性となると必ずしも既存資格では十分ではない。したがって今後は、国や自治体などの公の団体若しくは組織とするのか、また土木学会や建設コンサルタント協会などの公益法人か、あるいはNPOなどの団体とするのか、認定機関、方法、認定要件など、実施に向けての実証実験を行い、実現性の高い認定方法を検討する必要がある。

(3)教育・育成プログラムの確立

合意形成プロデューサーとしての要件を満たすためには、合意形成手法やコミュニケーション力などを身につける教育プログラムは必須である。このことにより、技術者個々の能力や経験に頼るだけでなく、より高度で専門的な知識や技術力習得を目指す。上記、認定機関や認定方法の検討と併せて、継続的な教育・育成プログラム(案)とその実施機関、認証方法等についても検討が必要である。

2009年5月

社団法人土木学会コンサルタント委員会合意形成小委員会委員一同

第3編 海外事例との比較による合意形成の仕組みの研究

目次

はじめに	100
第1章 ソウルヒアリング調査概要 (調査対象プロジェクト、ヒアリング調査先、視察団構成、訪問先一覧、 ソウル副市長との懇談、清溪川復元視察、始華地区視察、土木学会 韓国分会分会長あてレター)	102
第2章 ヒアリング調査報告	114
2.1 ソウル市バス再編事業 (ソウル緑交通運動連合を含む)	114
2.2 ソウル外郭環状高速道路事業	121
2.3 ソウル森プロジェクト事業	126
2.4 ソウル北村地区まちづくり事業	129
第3章 欧米日韓比較から見た日本型市民合意形成試論	133
3.1 現行手続きの概要	133
3.2 第三者的立場の人間なり組織なりの関与の程度	134
3.3 社会資本整備の合意形成に向けて	135
3.4 日本型合意形成のあり方	136
第4章 まとめに代えて	139
4.1 ソウル視察に参加して	139
4.2 「市民合意形成フォーラム in 徳島」発表資料	141
付録:	
(1) 韓国都市計画法	付録—1
(2) 日本外務省あて依頼文書	付録—9
(3) 「ソウル市の概要」ほか	付録—10

はじめに

海外事例との比較による合意形成の仕組みの研究の一環として、平成 20 年 9 月に、韓国ソウル市を訪問して、関係機関とのヒアリング調査と関連事業の現地視察を実施しました。

ヒアリング調査の対象プロジェクトとしては、ソウル市バス再編事業、ソウル外郭環状高速道路、ソウル森プロジェクト、ソウル北村地区まちづくりの 4 事業、加えて、清溪川復元事業、始華地区総合開発事業の 2 箇所について現地視察を実施しました。さらに、ソウル副市長とも懇談の機会をもつことができました。

韓国ソウルにおける、市民合意形成の現状状況を一言で言い表すとすれば「説明、参加、協力」というキーワードによる表現が適切ではないかとおもいます。すなわち、行政・事業者から市民へ向けて、ひたすら説明会での説明を行って、市民・市民代表は、結局は説得されて協力を惜しまなくなる、といった状況が見て取れました。

もちろん、行政側の担当者が、市長などトップの意を受けて、ひたすら市民への説明に相当な回数を費やすという「熱意」というか「使命感」みたいなものに、感銘を受けるところもすくなくはないのですが、個々の市民の意見が集約されていくというよりは、市民を代表する団体に発言の場が与えられた、ことで市民の意見も反映されていますよ、みたいなところも感じられました。

一方、今般のヒアリング対象事業は、ある意味、大変に有意義な事業であるということから、説明を受けて、市民側が内容を理解していくにつれて、反対とか疑問とかが「薄れていった」という事実も当然ともいえるような事業ともいえます。この 4 事業のヒアリングから「韓国では・・・うんぬん」とはいえないとおもいました。従って、本報告書を執筆する立場として、なるべく総括するようなことを避けて、そこで見聞した、一つ一つの「見聞事項」を述べよう、という姿勢が大事なことと判断しました。

ソウル市バス再編事業からは、「市民検討委員会」（総数 20 名中、市民団体代表 4 名を含む）がソウル市交通政策部門とバス事業者との利害対立の間に立ってその調停役をはたしたこと、外郭環状高速道路事業においては、道路利用者としての市民が渋滞解消のためには高速道路の早期完工が望ましいという主張をしたことが、大統領・仏教界間の早期和解に繋がったこと、ソウル森プロジェクトからは「市民と共に作り上げていく森造成」というキャッチフレーズのもとに、市民有志が森造成の運営管理に大きく協力していること、北村地区まちづくり事業からは、住民組織自体が住民間の調停役を引き受けつつ、その結果を踏まえての行政側への提案役、そして景観保全における監視役を担ってきたこと、等等の日本の市民合意形成プロセスにも大いに参考とすべき事項を学ぶことができました。

今後の課題として一つだけあげておきたいことがあります。それは、韓国の「国土の計画及び利用に関する法律」第 26 条は都市管理計画案の住民提案の制度を定めたものがありますが、この制度の実態というか現実の対応について調べておくことが必要ではないかということでもあります。

日本の場合は、都市計画法第21条の2「都市計画の決定等の提案」により、住民提案制度が設けられています。住民は、都道府県・市町村に都市計画の素案等（都市計画図書ではない簡易なもの）をもって提案することとなっており、決定に係る都市計画図書の作成、手続きに係る費用は、すべて行政もちとなっています。

韓国では、提案する住民が、管理計画図書・計画説明書を提案書として添付することになっていて、その後の計画の立案・決定に必要な費用の全部又は一部を、行政と提案者が協議し、提案者負担にさせることができることになっています。なお、提案された計画案の判断は、両国とも行政が行い、結果を提案者に通知することとなっています（韓国：提案日から60日以内に判断し回答、日本：遅滞なく判断し回答）。

最後になりましたが、ヒアリング調査の遂行にあたり、日本土木学会韓国分会長の金国一氏、(株)日水コン韓国代表事務所長の山下順一氏の両氏をはじめ、多くの方々にお世話になりましたこと、深く感謝もうしあげる次第であります。加えて、ソウルヒアリング調査・調査団長としてご苦勞をおかけした宇都宮大学の森本章倫準教授には出発から現地調査全日程について引率をお願いしました。深く感謝申し上げます。深く感謝申し上げます。

2009年3月
海外調査WG 主査
西 淳二

第1章 ソウルヒアリング調査概要

■ 調査期間

2008年9月22日(月)～25日(木)

■ 調査対象プロジェクト

- ・ ソウル市バス再編事業
- ・ ソウル外郭環状高速道路
- ・ ソウル森プロジェクト
- ・ ソウル北村地区まちづくり

■ ヒアリング調査先

- ・ ソウル市交通企画課
- ・ ソウル市公園造成課
- ・ ソウル市住宅政策課
- ・ ソウル高速道路株式会社
- ・ 緑交通運動連合

■ 視察団構成

団 長：森本章倫	宇都宮大学
副団長：上野俊司	株式会社オリエンタルコンサルタンツ
団 員：西 淳二	株式会社ユニオン・エンジニアリング
成田眞利子	NARITA 国際法務行政書士事務所
酒本 宏	株式会社グランドデザイン
西田幸夫	東京理科大学
伊藤将司	株式会社福山コンサルタント
小川剛志	千葉県
西村秀和	株式会社長大
幹 事：水上 裕	湘北短期大学
幹 事：林 将廣	株式会社アイ・エス・エス創研
現地同行者：山下順市	株式会社日水コン 韓国代表事務所

■ 訪問先一覧

○ソウル市公園造成課




Choi, Kwangbin
Director
Parks Development Division
Seoul Metropolitan Government

11-1, Munhaguijo-gil, Jung-gu, Seoul, Korea, 100-250
TEL : 82-2-2115-7570 FAX : 82-2-2115-7639
Mobile : 82-11-308-1063 E-mail : kbchoe17@hotmail.com
http://www.seoul.go.kr

○ソウル市バス政策課




Yang, In Seung Director of Bus Policy
Seoul Metropolitan Government

15, Deoksugung-gil, Jung-gu, Seoul, 100-739, Korea,
TEL : 82-2-6360-4551 / FAX : 82-2-3707-8764
E-mail : isyang@seoul.go.kr
http://www.seoul.go.kr

○ソウル市建築課




Song, Hyun Kwan
Deputy Director
Architecture Division
Seoul Metropolitan Government

15, Deoksugung-gil, Jung-gu,
Seoul, Korea 100-739
TEL : 82-2-3707-8748 FAX: 82-2-3707-8209
Mobile : 82-11-317-0447
E-mail : shk1@seoul.go.kr
http://www.seoul.go.kr



이경아 Lee, Kyungah
주책국 건축과 한옥문화팀 / 공학박사 Ph. D.
Hankuk Teasin, Architecture Division, Housing Bureau

100-739 서울특별시 중구 덕수궁길 15번지
15 Deoksugung-gil Jung-gu Seoul Korea
Tel 02 3707 8581 Fax 02 3707 8209
E-mail kuaile@hanmail.net

○ソウル市副市長

서울특별시 行政2副市長
Vice Mayor II Administrative Affairs
Seoul Metropolitan Government

巨潭 崔 昌 植
P h . D . Choi, Chang-sik

15, Deoksugung-gil, Jung-gu, Seoul, Korea, 100-744

○ソウル高速道路株式会社



SEOUL BELTWAY CORPORATION

Management Support Part I Director
Byoung Jin Kim

345-1, Samha-ni, Jangheung-myeon, Yangju-si,
482-813, Korea
TEL +82 31 894 3040 FAX +82 31 894 3131
MOBILE +82 19 243 0458 E-MAIL bjkim@seoulbeltway.co.kr

○東部エンジニアリング



日本土木学会 韓国分会

会長 **金 国 一**
工学博士 / 技術士(水資源)
Fellow會員

100-282
ソウル 特別市 中区 仁峴洞2街 73-1 PJビル 5F
Tel:02-2122-6800 Fax:02-2122-6921
Mobile:011-496-0763
E-mail:kookil@dbeng.co.kr



韓國河川協會
Korea River Association

會長 **金 国 一** 工學博士 / 技術士(水資源)

(社)韓國河川協會 www.riverlove.or.kr
135-703 서울特別市 江南區 驛三洞 635-4 韓國科學技術會館 本館 306號
Tel. 02-565-7962 Fax. 02-565-7970 Mobile. 011-496-0763
E-mail. kookil@dbeng.co.kr
會長室直通 : 02-2122-6800

○綠色交通



Networks for Green Transport
www.greentransport.org

Min, Man-Gee
General Secretary

Zip-code : 110 - 530
2F 161-16, hyehwa-Dong,
Jongno-gu, Seoul, Korea
TEL : +82-2-744-4855
FAX: +82-2-744-4844
Mobile : 019-353-6263
E-mail : kingl@chol.com

녹색교통운동 후원계좌
신한은행 100-008-954576 (사)녹색교통운동

■ 視察先一覧

- ソウル森
- ソウル市内バス交通状況
- 北村地区韓屋街並み
- ソウル外郭環状高速道路
- 清溪川復元事業
- 始華地区総合開発事業

■ソウル市バス再編事業- 1

【日時】

2008年9月23日（火） 14：00～14：40

【訪問先】

ソウル市バス政策課 梁 仁承課長 他2名

【当方担当】

主担当：西 / 副担当：成田

【事前質問事項】

- Q1 再編にあたり、市民の合意形成はどのように図られたのでしょうか。
第三者的な立場の人は、いたのでしょうか？
また、市民に対してどのようなPRを行ったのでしょうか。
- Q2 バス再編事業に反対は無かったのでしょうか。
また、あった場合その対応はどのようにされたのでしょうか。
- Q3 鉄道・地下鉄事業者との調整はどのように進められたのでしょうか。
- Q4 再編後に市民の税負担が年間約100億円増加したとお聞きしました。
このことに対する市民からの不満はないのでしょうか。
また、あるとすれば今後市民との合意をどう進めていこうとお考えでしょうか。
- Q5 利用者の減少に伴い廃線の検討が必要になった場合、地元住民との話し合いはどのように行っているのでしょうか。また、その際にはどのような点に注意されているのでしょうか。
- Q6 ソウル市の総合交通計画(鉄道・地下鉄・バスの役割分担等)について教えてください。
- Q7 バス再編事業による効果はどの程度だったのでしょうか。

【ヒアリング状況】



質疑応答中



質疑応答中

■ソウル市バス再編事業- 2

【日時】

2008年9月24日（水） 16：30～17：30

【訪問先】

緑色交通 河ヘジョン部長 他1名

【当方担当】

主担当：西村 / 副担当：上野

【事前質問事項】

- Q1 委員会での活動の中で、住民の意見をどのように委員会に反映させたのでしょうか。
- Q2 再編にあたり、市民の合意形成はどのように図られたのでしょうか。
第三者的な立場の人は、いたのでしょうか？
- Q4 バス再編事業の内容で反対意見が出たのはどのような事項だったのでしょうか。
また、その対応はどのようにされたのでしょうか。
- Q5 鉄道・地下鉄を含めた交通インフラの中で、バス再編はどのように位置付けられていたのでしょうか。
- Q6 バス再編事業による効果はどの程度だったのでしょうか。
- Q7 当事業に限らず、市民参加を進める上で大切なのはどのようなこととお考えですか。

【ヒアリング状況】



緑色交通



質疑応答中

■ソウル外郭環状高速道路

【日時】

2008年9月24日（水）10：00～12：00

【訪問先】

ソウル高速道路株式会社 金 乗珍部長 他2名

【当方担当】

主担当：伊藤 / 副担当：小川

【事前質問事項】

- Q1 反対運動と工事再開までの経緯についてお聞かせ下さい。
- Q2 反対運動がありながら、早期に和解し合意に至った理由は何だとお考えですか。
第三者的な立場の人は、いたのでしょうか？
- Q3 国政懸案政策会議の組織構成と活動内容を教えてください。
- Q4 工事再開にあたり下記の事項が合意条件となったと聞いていますが、その後の状況はどのように進んでいるのでしょうか。
・「仏教界、環境団体との国立公園環境保全のための協議」
・「環境影響評価に『自然環境と歴史文化的保存価値』を重視する基準改正」
- Q4 ソウル市の土地利用計画・交通計画の概要についてお聞かせ下さい。
- Q5 外郭環状道路は都市計画決定なされていたのでしょうか。
また、ルート変更にあたり都市計画変更がなされたのでしょうか。

【現地視察・ヒアリング状況】



事業内容の説明



質疑応答中



ソウル高速道路株式会社



環状高速道路料金所

■ソウル森プロジェクト

【日時】

2008年9月23日（火）10：00～12：00

【訪問先】

ソウル公園造成課 崔 光彬課長 他2名

【当方担当】

主担当：西田 / 副担当：林

【事前質問事項】

- Q1 計画及び建設にあたり、市民との合意形成はどのように図られたのでしょうか。第三者的な立場の人は、いたのでしょうか。また、市民にどのようなPRを行ったのでしょうか。
- Q2 「市民と共に作りあげていく森造成」の市民参加プログラムとはどのようなものですか。
- Q3 “市民参加”することと“愛される森”になることとの関係をどのように評価していますか。また、市民の評価はいかがですか。利用者の推移はどのようになっていますか。
- Q4 サラン・モイムの活動内容、管理運営内容について教えてください。
- Q5 サラン・モイムとソウル市はどのようにしてパートナーシップを組み、どのように役割分担されているのでしょうか。
- Q6 ソウルグリーントラストとはどのようなものか教えてください。
- Q7 ソウル市の公園・緑地計画の概要について教えてください。
- Q8 ソウル市のグリーンベルト計画について教えてください。
- Q9 ソウル森建設のきっかけは何だったのでしょうか。また公園のコンセプトを教えてください。

【現地視察・ヒアリング状況】



現地視察



現地案内サイン



事業内容の説明



質疑応答中

■ソウル北村地区まちづくり

【日時】

2008年9月23日（火）14：40～15：00

【訪問先】

ソウル建築課 李 キョンア氏 他1名

【当方担当】

主担当：水上 / 副担当：酒本

【事前質問事項】

- Q1 住民の合意形成はどのように図られたのでしょうか。
第三者的な立場の人は、いたのでしょうか。
- Q2 まちづくりを進める上で、反対意見は無かったのでしょうか。
- Q3 まちづくりへの取り組みの中に、住民の意見はどのように反映されたのでしょうか。
ソウルの場合ワークショップ手法は一般的なのでしょうか。
- Q4 ソウル北村地区まちづくりのきっかけは何だったのでしょうか。
- Q5 北村地区には住民組織や市民団体がたくさんあるようですが、組織間のネットワークがまちづくりにどのように活かされているのでしょうか。
- Q6 市には、まちづくりの推進組織はありますか。
ある場合、どのような組織構成になっているのでしょうか。
- Q7 まちづくりに対し、市はどのような支援を行ったのか。
- Q8 伝統住宅再生の効果はどのようなところに表れていますか。

【現地視察・ヒアリング状況】



現地視察



現地視察



質疑応答中



質疑応答中

■ソウル市

【日時】

2008年9月23日（火） 17：00～17：30

【訪問先】

ソウル市 崔 昌植行政第2 副市長

【当方担当】

主担当：森本 / 副担当：上野

【訪問経緯】

今回の視察調査団の訪韓を知ったソウル市副市長が当研究委員会の活動に興味を示し、面会の要請を受けて急遽訪問することとなった

【意見交換】

当研究委員会の活動内容の説明
日本における合意形成の実情について
ソウル市における合意形成の実情について

【ヒアリング状況】



ヒアリング中



ヒアリング中



ヒアリング中



ヒアリング後副市長を囲んで

■清溪川復元事業<現地視察>

【日時】

2008年9月23日（火） 15：00～16：40

【事業概要】

- ・ 暗渠上の平面一般道と高架高速道路の撤去
- ・ 清溪川の復元、整備
- ・ 清溪川両岸に片側2車線の道路整備
- ・ 周辺商店街の活性化

【調査概要】

- ・ 清溪川の復元状況視察
- ・ 親水公園の利用状況視察

【現地状況】



起点広場



起点付近



河川及び親水空間整備状況



親水空間利用状況

■始華地区総合開発事業<現地視察>

【日時】

2008年9月24日（水）9：00～12：00

【事業概要】

- ・ 始興市、安山市、化城郡をまたぐ12.7kmの防潮堤による干拓地17,300haの開発
- ・ 優良農地、複合営農団地、工業用地の造成、ベンチャー企業誘致
- ・ 農業及び工業用水確保のため始華湖（6,100ha、有効貯水量18,000万トンの淡水湖）の造成
- ・ 葦湿地公園の造成
- ・ 世界最大規模の潮力発電所の建設

【調査概要】

- ・ 始華地区の開発の状況視察
- ・ 安山市役所にて資料収集

【資料】



開発計画図



潮力発電所(建設中)パンフレット

【現地状況】



葦湿地公園現地



葦湿地公園現地

2008.7.10

土木学会韓国分会

分会長 金 國一 (Dr. Kook-Il KIM) 様

土木学会コンサルタント委員会

委員長 廣瀬 典昭

合意形成小委員会

委員長 上野 俊司

韓国ソウル市における市民合意形成に関するヒアリング調査
についてのご協力をお願い

拝啓

平常より土木学会の様々な活動に対して、変わらぬご支援を頂き深く感謝申し上げます。さて、わがコンサルタント委員会において市民合意形成に関する研究調査を担当しております「市民合意形成小委員会」が中心となって、貴国ソウル市近郊の社会資本整備プロジェクトを対象に、標記のヒアリング調査を実施したいと熱望しております。

文献調査の結果、「ソウル市バス再編事業」「ソウル外郭環状高速道路」「ソウル森プロジェクト」「ソウル北村地区まちづくり」の4プロジェクトを当面の対象として関係部局、関係市民団体、関係事業者、関係の学識経験者等からのヒアリングを行いたいという希望をもっております。

ソウル市バス再編事業の場合であれば、関係先として「ソウル市」「緑交通運動連合」「緑消費者連帯」「経済正義実現市民連合」「ソウル市バス輸送組合」「学識経験者」等かと考えます。

訪問時期としては、現時点として2008年9月22日(午後)、23日(全日)、24日(全日)を予定しております。

誠に勝手なお願いで恐縮ではありますが、何分のご配慮をもって関係先への「紹介」をお願い申し上げます。

敬具

*ソウル連絡先

山下 順市

(株) 日水コン韓国代表事務所長

E-mail: j.yamashita@hotmail.com

Fax: 02-3664-6314

Tel: 02-3664-6306

第2章 ヒアリング調査報告

2.1 ソウル市バス再編事業

(1) 事業概要

a)バス再編事業の背景並びに手法

- ・ ソウル市の人口（2006）1040万人、人口密度 17,000人/km²
- ・ 2005年時点の分担率 地下鉄35.9% 地下鉄+バス 63%
- ・ 清谷川復元プロジェクトが当初トップダウン方式で進められたために、その過程において大変は労力時間を費やした（4,400回にも及ぶ市役所と市民との説明会の開催など）。16.5万台/日の高架高速道路の廃止とそれに伴うバス再編をもくろんだが、バス再編のほうは市民団体の強い力の前に失敗に終わった。清谷川復元は2005年10月完成した。
- ・ 1974年ソウル最初の地下鉄建設（7.8km）
- ・ 1990年代 ソウル地下鉄8路線287km完成、しかしバスの低い定時性が問題
- ・ 今回の改革の方法として、前回の失敗（トップダウン方式、清谷川復元事業）に鑑み、新しい構造を探求し、その手法として「都市ガバナンス」（urban governance）を取り入れ、政府、市場、市民社会、専門家からなる参加主体の自立性、相互依存、パートナーシップ、ネットワークの構築による合意形成の仕組みと説明責任をもつ「改革市民委員会」（委員20名）を立ち上げることにした。
- ・ 委員構成は市政府から4名（市議会の2名を含む）、市民団体から4名（緑交通運動連合、YMCA、緑消費者連帯、経済正義実現市民連合）バス業界から4名（労働組合1名を含む）、専門家8名（交通工学・交通計画学識者6名、会計士1名、弁護士1名）の20名が市長（現大統領）から任命された。
- ・ 2003.8.26に第一回会議、2004.7.1までに19回におよぶ会議（ほぼ月に2回）、改革実施後も2004年12月までに、さらに9回開催された。平均出席者数は15人であった。上記公式会議のほか、非公式のミーティングも数多く開催された。会議において、とくに意見が錯綜し、決着のおつかなかった論点については次回会議に修正案を再議論する形をとった。なお、市民、利用者に向けて公聴会、ワークショップ、なども実施した。改革案は委員会からの勧告という形で、開発研究院、ソウル特別市、利害関係者の3者へ提出された。実行段階にたいして、委員会方式は弱点をもっていたので、ソウル市とバス事業者間の調整に多大な時間を費やし、「取引費用」も増加した。

b)バス再編事業改革案の骨子

- ① 準公営的な運営方式の採用 (Semi Public Operation) 市内を4ブロックに分割して、それぞれの運営母体を入札方式で決定した。一定時間内のバス同士の乗り換えは無料(運賃収入総額は減少した、運賃も格安ほぼ90円くらい)、バス-地下鉄間の乗り換えは割引、運営母体(会社連合体)には利用者数ではなく、運行キロを基にして収益配分を行う方式にした。
- ② 市民の満足度は向上した。以前の45.6%から84.1%へ。
- ③ バスの色分け4色：青=幹線、緑=支線、黄色=循環、赤=都市間バス
- ④ 改革前の税金からの負担は約100億円(年間)だったが、改革後は260億円に増加した。平均乗客数の増加17.3%、市民満足度の増加84.1%、低運賃100ウオン、自家用車の減少による渋滞時間低下等の効果からみれば、許されるのではないかという考え方もあるが、今後の課題(260億円の赤字は最新統計では200億円規模まで縮小されそう)。
- ⑤ 外側車線に設置されていたバス専用車線はあまり効果がなかったため、中央にバス専用車線を設置する方式を積極的に採用した結果、運行時間の短縮効果も大きかったため、この中央方式をさらに延長しつつある。

(2)都市のガバナンス

都市ガバナンスは、都市という特定の場所で発生する協同統治の形態であり、それは利害関係者のパートナーシップとネットワークを構築し、相互協力と合意形成により、複雑な都市問題を解決する力となる。複雑で多様な都市問題は地方公共団体単独ではもはや解決困難な状況にあるから、利害関係者がお互いに信頼を持ち、さらに地方公共団体と対等な関係を維持しながら、相互協力、交渉、合意する形で「都市ガバナンス」を形成して解決への道を進むべきである。ソウル市バス再編事業における都市ガバナンスの役割を担ったのが「市民委員会」であった。

ソウル市は2004年7月1日にバス交通体系を抜本的に改革した。その改革を誰が、どのように進めて、改編の過程において利害関係者当事者間の葛藤は何だったのかについて、考えてみると、そこに「市民委員会」の果たした役割と活動が改めて評価される。ソウル市の市民委員会が2003年8月発足以来、毎月2回の会議を行い、ソウル市、市民団体、バス輸送組合、バス輸送労働組合、利用者など直接的な係わりを持つ各界の意見を収斂しながら、2004年6月最終的な案を確定する過程は、まさに利害関係者間の合意形成へのプロセスであったといえよう。

(以上は第32回運輸政策セミナー「金洗埴ソウル市バス改革委員会委員長：ソウル市のバス改革プロセスにおける市民委員会の役割と活動」を参照した)

(3)バス政策課長ヒアリング(Yang, In Seung 課長)

- ・ チョンゲチョンの事業からバス再編が大きな課題となったが、市民説得が大変だった。
- ・ 当初、中央車線方式は反対が多くて出来なかったもので、ソウル市全体のプロジェクトとして取り組むこととした。
- ・ ソウル市とバス業界とは対立関係にあったので、ソウル市側は「市民の賛成」という旗をバックにバス改革へと進んだ。
- ・ 20名の市民と専門家とからの市民委員会は毎週の会議(2003年12月~2004年5月)と説明会と、連続して実施した。説明会以外にも人を集めて、その地域の説明会をするなども。
- ・ 路線の決定はソウル市が決め、料金収入はバス会社全体で配分(距離、台数で費用補償)、赤字の場合は税金を投入することとした。ガソリンの値上がりも追い風となった。バスの利用者を増やすためのキャンペーンをやって、もっと収益を高めようと考えている。
- ・ 「路線の調整」が最大の問題であった。当初362路線が462路線に再編。路線の調整の問題は二つ、①市民は乗っていく路線が無くなる問題、②バス事業者は収益のあるものが良いので、収益の悪い路線には反対。
- ・ 委員会の構成メンバーは市民団体を含めて20名。
- ・ 税金投入に対する市民からの反対は強くない、なぜなら、バスは大衆交通を担っているので、バス事業への援助は下層福祉事業とも言えるから。

- ・（会議の調停者は誰か？という上野さんからの質問に対して）自発的な個人の集まりが委員会へという流れ。運営費はバス会社。委員長（大学の教授）がとりまとめ役。公務員も委員会メンバーとして個人的に入っていた。
- ・ 2013年のLRT新路線ができれば、新しいシステム導入ということで、ソウル市が主体となってバス路線の再調整を行うことになる。

(4)バス政策課への事前質問事項ならびに解答（全体説明から執筆者が構成したもの）

①再編にあたり、市民の合意形成はどのように図られたのでしょうか。第三者的な立場の人は、いたのでしょうか。また、市民に対してどのようなPRを行ったのでしょうか。

（答え）20名の市民と専門家とからの市民委員会は毎週の会議（2003年12月～2004年5月）と説明会と、連続した。説明会以外にも人を集めて、その地域の説明会をするなども。市民委員会内で合意したものは、全体説明会、地域説明会を何回も開催することで、最後まで市民の理解を得ることに努めた。第三者的な委員として、学識8名（交通工学専門家、交通計画専門家、弁護士、会計士）が任命された。

②バス再編事業に反対な無かったのでしょうか。また、あった場合その対応はどのようにされたのでしょうか。

（答え）バス事業者からの反対は収益の悪化だったので、距離と台数とで配分することと、それでも追いつかないときは税金投入で対応した。市民からの反対は、自分の使っている路線が無くなるというものであったので、30分以内の乗り換え料金は無料として、乗り換えすれば、とにかく行けないところが無いように再編した。中央にバス専用帯を設けることについては、自家用車利用者からの交通渋滞（車線が減ることから）が起きるので反対があったが、ソウル市全体の「プロジェクト」として乗り切った（市長のリーダーシップが大きかったように感じた）。

③鉄道・地下鉄事業者との調整はどのように進められたのでしょうか。

（答え）1974年ソウル最初の地下鉄建設（7.8km）、1990年代 ソウル地下鉄8路線28.7km完成、しかしバスの低い定時性が問題という現状を鑑みて、地下鉄・バスを一体的の公共交通として再編することで、少しでも乗用自動車の利用を減らして厳しい大気汚染にも対処することが、ソウル市全体の大きな目標「公共交通対応型都市開発」でもあった。

④再編後に市民の税負担が年間約100億円増加したとお聞きしました。このことに対する市民からの不満はないのでしょうか。また、あるとすれば今後市民との合意をどう進めていこうとお考えでしょうか。

（答え）税金投入に対する市民からの反対は強くない、なぜなら、バスは大衆交通を担っているので、バス事業への援助は下層福祉事業とも言えるから。

⑤利用者の減少に伴い廃線の検討が必要になった場合、地元住民との話し合いはどのように行っているのでしょうか。また、その際にはどのような点に注意されているのでしょうか。

うか。

(答え) 2013年のLRT新路線ができれば、新しいシステム導入ということで、ソウル市が主体となってバス路線の再調整を行うことになる。ソウル市の人口動態や自家用自動車から公共交通への転換を考えれば、当分の間、利用者減少は考えにくい。

⑥ソウル市の総合交通計画(鉄道・地下鉄・バスの役割分担等)について教えてください。

(答え) 交通機関分担率を見てみると、最近10年間で、バスとタクシーの分担率は低下傾向にある一方、地下鉄と乗用自動車の分担率は増加傾向を示している。2005年の時点において、公共交通機関にとっては、小さいながら重要な変化が起きている。すなわちバスの分担率が26.3%から26.8%へと若干増加し、乗用自動車の分担率が26.4%から26.3%へと若干減少に転じたことである。現在、中央バスレーンの延長は67.9kmであるが、これを今後さらに192km延長する計画で、バス運行の旅行速度向上、定時性確保によってバス利用者の増加を図る。

⑦バス再編事業による効果はどの程度だったのでしょうか。

(答え) バス利用者数の増加(4,869→5,709トリップ/日)、バス・地下鉄合算利用者の増加(9,307→10,344トリップ/日)、バス改革における運賃及びサービス提供の点について、市民の満足度は次第に増加してきている。以前の45.6%から84.1%へ。

(5) 緑交通運動連合への質問と回答(全体説明から執筆者が文章を構成したもの)

①委員会での活動の中で、住民の意見をどのように委員会に反映させたのでしょうか。

(答え)「市民委員会」20名中に市民団体代表として4名を任命した。

②再編にあたり、市民の合意形成はどのように図られたのでしょうか。第三者的な立場の人は、いたのでしょうか。

(答え)市民委員会内で合意したものは、全体説明会、地域説明会を何回も開催することで、最後まで市民の理解を得ることに努めた。第三者的な委員として、学識8名(交通工学専門家、交通計画専門家、弁護士、会計士)が任命された。

③バス再編事業の内容で反対意見が出たのはどのような事項だったのでしょうか。またその対応はどのようにされたのでしょうか。

(答え)バス事業者からの反対は収益の悪化だったので、距離と台数とで配分することと、それでも追いつかないときは税金投入で対応した。市民からの反対は、自分の使っている路線が無くなるというものであったので、30分以内の乗り換え料金は無料として、乗り換えすれば、とにかく行けないところが無いように再編した。

④鉄道・地下鉄を含めた交通インフラの中で、バス再編はどのように位置付けられていたのでしょうか。

(答え)1980年代の「地下鉄の乗客増加、バスの乗客数の減少、自動車所有の百万人

突破」、そして1990年代の「交通混雑による厳しい大気汚染、自動車所有1000万人突破、ソウル地下鉄8路線287km完成」という時代背景のもと、地下鉄・バス間の乗り継ぎ割引、道路中央にバス専用路線を設けてバスの運行速度向上・定時性確保につとめることでのバス利用者の増加（並びに乗用車利用者のバス・地下鉄転換）、さらに今回のバス再編事業によって、バス運行を「都市間、都市内幹線、支線、循環」の4クラスに分けることで、公共交通機関同士の競合から一体的システム移行をめざすこととなった。

⑤ バス再編事業による効果はどの程度だったのでしょうか。

（答え）バス利用者数の増加（4,869→5,709トリップ/日）、バス・地下鉄合算利用者の増加（9,307→10,344トリップ/日）、バス改革における運賃及びサービス提供の点について、市民の満足度は次第に増加してきている。以前の45.6%から84.1%へ。

⑥ 当事者に限らず、市民参加を進める上で大切なのはどのようなこととお考えですか。

（答え）市民団体の窓口を一つにして、そこと、いろいろの「対話」をもって、計画時点から工事完了段階まで、進めていくことが大切。



(6) ソウル緑交通運動連合の概要

ソウル緑交通運動連合は、ソウル市内に専用の事務所を構え、14名のフルタイムのスタッフ（2003.9 現在）を要する交通 NGO である。理事は交通・環境・自動車等様々な分野の専門家であり、学生運動経験者も含まれている。

団体の収入は、会員 5,000 人（ヒアリング時には 2,000 人とも）からの会費と、交通に関する調査・研究の受託である。調査・研究の受託では、韓国政府の国家機関が行う調査・研究に匹敵するレベルの高い成果物を刊行している。

ソウル市緑交通運動連合はソウル市バス再編事業に関して、市民団体の立場で「改革市民委員会」の一員として、当時の市長（現大統領）から任命される形で参画し、利用者の役割での調整役を担った。

- ・ スタッフの報酬は民間企業に及ばないものの、月に 80 万ウォン程度であり、若くて独身なら一応自活できる額のようなものである。
- ・ ソウル市緑交通運動連合に相当するような交通 NGO が日本に存在しないだけに、驚異的である。（参考：韓国の NGO 紹介～「緑色交通運動」 上岡直見 2003/9/30）

(6) ソウル緑交通運動連合へのヒアリング(まとめ)

- ・ LRT の導入等により現在のバス路線を改めて再編する機会も将来的に見込まれるが、ソウル緑交通運動連合としてはソフト的な部分に参画したいと考えている。
- ・ 「改革市民委員会」での活動に際して、理事他と事務局内で話し合うことはできたが、メンバー全員の意見を聞きながら対応することはできなかった。
- ・ 日本の交通権学会と定期的に情報交換を行っている。第 32 回運輸政策セミナーで発表した「金洸埴」氏はソウル緑交通運動連合のメンバーである。
- ・ 市へのアピールポイントは、「委員会で支援するから、交通権を確保するために無理に決めるな」ということである。
- ・ 市民との非公式会議は、委員会より深いレベルで話をする際に実施した。



2.2 ソウル外郭環状高速道路事業の合意形成について

ソウル高速道路株式会社 金秉珍 (Byoung Jin Kim) 氏

(1) 事業の経過と合意形成

(a) 区間概要

- ・ソウル外郭環状道路「一山～退溪院間」の36.3km (環状道路全線は128km)
- ・BT0方式でソウル高速道路株式会社が管理
- ・工期は2001. 6. 30～2007. 12. 28 (予定は2006. 6. 29) 約18ヶ月遅れる
- ・問題の発生区間は、北漢山国立公園にかかる7.5km



▲ 図-1 外環環状道路の全体図

(b) 問題の発生

- ・2001年6月：仏教界及び環境団体 (NGO、ソウル市民等) は、国立公園に指定されている北漢山と周辺環境の破壊への危惧から、路線の全面見直しを要求した。
- ・仏教界の主張は、静かな寺院環境、環境団体は環境破壊への影響が主張点
- ・反対集会は37回で述べ11, 120人 (2001. 6～2003. 12)



▲ 図-2 反対運動の状況

(c) 問題発生への対応：委員会の設立

■路線調査委員会を設立 (2002. 8～12)：建設交通部 (施工者)

- ・仏教界 (環境団体を含む) 6名、事業施工者6名による会議
- ・会議3回、現地踏査1回実施するも失敗
- お互いの立場を譲らず、合意に至らない。

■再検討委員会設立までの動き

- ・2003年3月：建設交通部長官 (大臣) は当初計画の路線を支持。その後、建設交通部副長官 (副大臣) が現場を視察し、当初計画の路線実施を示唆した。

- ・2003年3月：盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領は選挙公約で撤回するとした当初計画路線を、「白紙化した状態で話し合うように」と公的な場でも指示した。

■路線再検討委員会（2003.4～6）：国務総理室（政府）

- ・仏教界（環境団体を含む）5名、政府5名、委員長1名（学識）による会議
- ・合同会議6回、現地踏査1回、国民討論会1回
- ・国民討論会では、住民の代表者に対する話し合い場とした。
- ・委員において路線投票を行うが、現路線と北側迂回案の双方にわかれ結論がでない
→合意に至らない。

(d) 問題発生への対応

■広報を実施

- ・事業の必要性を訴える広報を実施
- ・北部地域の住民が工事再開の運動を展開
- ・関係機関（政府、記者団、学会、郡や市の議会、議員等）への説明の実施



▲ 図-3 広報資料の例

■調停会議の実施

- ・仏教界、環境、政府、交通担当者等によるメンバーで構成される、国政懸案政策調停会議を開催した。
- ・運営は、ソウル高速道路株式会社が実施した。
- ・国政懸案政策調停会議は、仏教界・環境団体（NGO、地域住民等）にその必要性を踏まえ、世論調査に応じるよう勧めた。

■大統領との直接面談

- ・ 2003. 12 : 盧武鉉大統領が仏教界の指導者を訪れ理解を求めた。



▲ 図-4 大統領と仏教界の面談状況

(e) 合意形成

■ 合意形成

・ 最終的に国政懸案政策会議は、2001年11月以後工事が中断していたソウル外かく循環高速道路の賜牌山区間を当初計画の路線どおり工事を再開する事を決定し、仏教会、環境団体も合意した。

・ 合意形成の背景には、北部地域住民を中心としての工事再開の世論の動向、仏教界、環境団体（NGO、地域住民等）と国立公園保全のために協議していくこと、環境影響評価の際、自然環境と歴史文化的保存価値を重視する内容が反映されるように基準を改正するということが確認されたため。

・ 2004年5月、トンネル工事を再開し、14ヶ月後の2005. 7月に貫通し、全線工事は、2007年12月に完成した。

■ 修正案

・ 国立公園区間において、当初の切土案だった箇所について、トンネルに変更し、自然景観などへ配慮した。

・ 工法を工夫しての工期の短縮を実施した。



▲ 図-5 修正案

■合意形成に関する費用

・最初の2回の委員会後に実施した、広報や会議、修正案検討などの合意形成に関する費用は20億ウォンであった。

・BTO方式をとったが、施工後の30年の返済のため、今回の工期延伸は特に影響していない。

■その他

道路の整備効果として、土地の上昇、物流コストの低下、北部地域の時間短縮などが上げられる。

(2)質疑と回答

■Q：なぜ、2回の委員会が失敗したのか。

→A：委員長は大学の教授がつとめたが、それぞれの立場があり、相容れる状況ではなく、双方の理解が得られず、平行線のままであった。

■Q：仏教界、NPO、環境団体、市民などとの交渉は、個別に実施したのか。

→A：NPOなどを市民団体は統一して、統一の窓口をつくって、代表者との交渉を行った。

■Q：住民の反対はどんなものであったか。

→A：住民の主に地域外のソウル市の環境に感心の強い人・環境団体が反対をした。また、当該地区にある寺院が反対をし、仏教界まで巻き込む反対運動となった。

地域住民（北部地域住民）の反対はほとんどなく、むしろ、道路ができることによる効果の期待が大きかった。

■Q：韓国における仏教界とは、世論を代表する団体なのか。

→A：必ずしも世論を代表とする団体ではない。今回、当該地域に17の寺院があり、各寺院から本山へ、そして仏教界を巻き込む問題となった。

■Q：住民の反対運動はどのように沈静化したのか。

→A：地域住民（北部地域住民）による道路建設の必要性の訴えをきっかけとして、工事再開の運動が行われるとともに、大統領と仏教界との和解合意により、世論も工事再開の方向となり、反対運動は沈静化した。

■Q：都市計画決定及び環境影響評価は実施されていたか。またそれはいつか。

→A：かなり昔（時期は不明）に都市計画決定を実施したが、その時は、反対はなかった。また、環境影響評価も実施している。

■Q：今回の反対運動・計画変更に伴う支出追加は、今後の事業採算性上問題とならないか。

→A：支出は膨らんだが、交通時間の大幅な短縮、道路建設にともなう地域経済の活性化等により、利用台数の増加などが見込まれ、事業採算性は今のところ問題となっていない。

■Q：道路建設に伴って地域振興の具体的な事例はあるか。

→A：道路建設に伴い、土地の値段が上がった。道路建設により移動時間が短縮され便利になり、テーマパーク等の建設計画がある。

■Q：今回の合意形成にかんする会議のどこかにコンサルタントは入っているか。

→A：会議にコンサルタントは入っていない。代替案作成など技術的な面では関わっている。

■Q：今回の教訓として、今後の事業実施にあたり生かすべきものはなにか。

→A：計画案策定の段階から、住民の意見等を十分に踏まえ、計画を行うべきである。

■Q：今回のような取り組みは、韓国の市民参加として、一般的な対応か。

→A：今回のような対応をすることはあまりなかった。今回の取り組みをきっかけとして、様々な面で住民参加が広がっていくと考えている。

<ヒアリング風景>



2.3 ソウルの森プロジェクト事業

(1) 事業概要

王様の狩り場として使われたが、1908年に設置されたソウル最初の上水道水源地だった。それから競馬場、ゴルフ場を経て、現在、自然を愛する市民家族公園のソウルの森に生まれ変わった。また、ソウルの森は歴史的な出来事であった清溪川復元とともに、光化門から清溪川~中浪川~漢江へと流れる水路が通る美しい森を計画した。

位置：ソウル特別市城東区聖水洞1街685番地一帯

面積：1,156,498 m²

主要施設

テーマ公園：文化芸術公園(220,000 m²)、自然生態森(165,000 m²)、自然体験学習園(85,000 m²)、湿地生態園(70,000 m²)、漢江水辺公園(33,000 m²)

主要施設：ソウルの森広場(軍馬像)、噴水広場、スケート広場、トウクソム家族の広場、野外舞台、森の広場、森の中遊び場、水遊び場、水辺の休憩室、水辺の憩いの処、森の小路、スポーツ広場、エコの森、風の丘、ギャラリーガーデン、昆虫園、イベント広場、生態学習園、環境遊び場、野外自然教室、バードウォッチングデッキ、湿地草花園、漢江水辺公園、森の中のミニ図書館、鏡の池、彫刻の森、思索の道、ユニバーサル遊び場、ソウルの森橋、ソウルの森トンネル、守りの森、展望デッキ、滝、歩行架橋、鹿小屋

総事業費：2483億ウォン 公園の事業費 235,259百万ウォン 内 2483億ウォン(市費)
工事費 693億、補償費 1728億ウォン、その他 63億ウォン

事業期間：2003. 1 ~ 2005. 4.

http://foreign.sd.go.kr/jpn/park/park1_03.html

工程

先行工事の施工

仮施設工事および敷地の造成 2004. 1 ~ 2004. 2.

先行工事 2004. 3 ~ 2004. 4.

本工事の施工

調達庁の契約および企業の選定 2004. 1 ~ 2004. 3.

蘆島第1種地区単位計画交通影響評価審議の議決 2004. 6.

土地、建物、営業権保証協議および行政執行 2004. 5 ~ 2004. 11.

本工事の施工 2004. 2 ~ 2005. 4.

工事完了 2005. 4.

* 2004年秋の市民・家族植林イベント(ソウルグリーントラスト)

(2)ヒアリング内容

イミョンバク大統領がソウル市長時代 2003 年 6 月 28 日ソウルグリーントラストを開設した。
市民参加 交通処理が問題になった。2005 年 9 月
2003～2005 年の間、年間 5,000 人、70 社が参加し、基金 50 億ウォンが集まった。
競馬場のトラックを活かしている。
野生動物 947 種

公園管理のパートナーシップ公園管理事務所と愛する民間団体（サラン・モイム）
ボランティアで基金の 50%を集めた。

2005 年 6 月 18 日公園の開設にあわせ KBS コンサートを行って以来、利用者は 1,000 万人を越えている。
2006年 本読むキャンペーン
2007年 Smile Seoul Forest
ボランティア 3,000 人／年
造って 4 年になるが 20 年後森になることを考えている。

2003年 跡地利用について、土地価格が高かった。イミョンバク大統領がソウルの森構想を説明した。
それまでに、ビジネスセンター、チャイナタウン構想などがあつた。当初、地元住民はビジネスセンターが土地の価値が上がるので良いと考えた。市では都市が成長して森の価値が上がると説明会を 4 回開催して市民組織を造つた。
市民の意見を取り入れるものとして公園の名称を聞いた。
工事については 18 名の外部専門家で委員会を構成した。
料金をもらわない公園は基本的に 24 時間開放する。防犯については CCTV を設置している。
ホームレスは森にはいない。
計画について複数案作成するのが設計者であり計画の説明はソウル市職員が行う。
ワークショップの運営は市が行い、個別説明も行う。
公務員は担当任期が 4 年と短い。市民との信頼関係を築く。1 つの公園（300～400ha）を造りうまくいくと市議が実績として持ち出してくる。
市役所内部の組織間での調整は、市長が決めたら動くという、目標が決まっており前向きに各組織とも進める。
公園のデザインはコンペで決めるのでデザインした人が関与する。設計については自然に合わせてオーバーデザインにならないようにした。
設計コンペ時には、駐車場、サッカー場があつたが市民の意見を取り入れ、サッカー場はなくし駐車場も縮小した。

施工段階では学生たちのボランティアにより木を集め植樹した。
公園に対する市民の考え方、市民の自然への意識が高まっており、市内の公園を造る方向で進めている。

維持管理

施設はソウル市が民間委託で管理し、掃除はボランティア団体が担当している。ソウル市の公園全体では個別にボランティアがいるが、ソウルの森で組織的に活動し勉強してそれぞれの公園管理に帰る。
ソウルグリーントラストの組織は 1 2 名の事務局に支援者、専門家グループがついて、小さい規模の森を造る計画で進んでいる。

グリーンベルト計画

ソウル市はグリーンベルトの精神を強く守っている。国の法律で開発規制がかかっており住宅問題など国で検討してもらおう。ソウルの森を造るときにも許可をもらっている。

説明会運営

説明会はすべてソウル市の職員が担当した。決議が必要な場合にはコンサルタントや大学教授が参加した。

参加はメーリングリストで案内を出す、近隣の人が意見を出す。場所は、区民会館などで2時間程度

合意形成の国民性

強く主張する人はいるが、会って説明を重ねる。

管理

生命の森という団体がありこれを土台として管理組織を造った。NPOの組織は増加しているが人が集まらない。グリーントラストは良い活動である。

(3)その他質疑応答

Q1 計画および建設にあたり、市民との合意形成はどのように図られたのか

イミョウンバク大統領が市長時代に行われた。

2003年1月、ソウルの森の造成計画が樹立された後、国際懸賞金公募を通じて基本計画(案)が立てられ、2003年と2004年の春、秋、そして2005年の春に現在のソウル市とソウルの森を共同で運営する市民団体「ソウルの森サラン・モイム(愛する集い)」の始まりとなったソウルグリーントラストの主管の下で「市民家族木植え」を通じて森の一部が造成された。

数回の諮問会と住民説明会を開催し、学会の専門家らの意見と実際に利用する地域住民の意見を取り入れ、2004年2月20日、基本的な実施設計により完工された。

Q2 “市民参加”することと“愛される森”になることとの関係をどのように評価していますか。また、市民の評価はいかがですか。利用者の推移はどのようになっていますか。

計画段階：ワークショップおよび公聴会などを通じて、専門家と各界各層の人たちからの意見を取入れた。

造成段階：ソウルグリーントラストを通じて市民の参加および自主的に工事を施工、2003年～2005年6月まで5回にわたり4万8千株を市民らが直接植える。

Q3 サラン・モイムとソウル市はどのようなパートナーシップを組み、どのように役割分担されているのでしょうか。

管理・運営：ソウルの森サラン・モイム(愛する集い)とソウル市がパートナーシップを組んで管理・運営(ソウルの森サラン・モイム(愛する集い)ソウルグリーントラスト傘下の民間組織)

ソウルの森サラン・モイム(愛する集い)：ソフトウェア分野(生態教育、広報、マーケティング、プログラム運営など)

ソウル市：ハードウェア分野(施設物および財産管理など)

Q4 ソウル森建設のきっかけはなんだったのでしょうか。また、公園のコンセプトを教えてください。

ソウル市民に自然と共に息づく森、市民と共に作っていく森、誰でも楽しめる喜びの森というコンセプトを元に造成されました。

2.4 ソウル北村地区まちづくり事業

(1) 事業概要

-ソウル市内に残る歴史的な街並み「北村(ブクチョン)」の保全に関して-

ソウル特別市鐘路区北村(ブクチョン)には多くの伝統的家屋「韓屋(ハノク)」が残る。韓屋の街並みは時代ごとに形を変え、多いときには1,500棟に至った。

行政は保全施策としてさまざまな規制をしてきたものの、地域住民から規制解除の要望が高まり(1988年:地域住民による「保全地区解除推進委員会」など)、1991年、規制一辺倒の政策から規制緩和に踏みきった。1999年には美観地区内の建築審議の手続きを無くし、規制は最高高度地区を残すのみとなった。その結果、韓屋が900棟余りに減少し、韓屋を壊したところへ3~4階建てのマンションが建ち、地価は上がらずに街並みや生活環境は急速に崩れ、住環境の悪化が止まらなくなった。

地域住民より保全対策の声が高まり、ソウル市はソウル市政開発研究院に、北村づくり総合対策立案のための政策研究を依頼する一方、住宅局長を責任者とした「北村タスクフォースチーム」を結成、住民代表・行政・専門家による議論を重ね、2000年10月「北村づくり総合対策」を立案した。

2001年より官民協同による北村づくり事業を展開し、行政は住民ひとりひとりの自由意思を尊重して自ら参加する住民たちに支援と恩恵を与える政策を実施中。事業の一環として、韓屋登録制、韓屋改善補修費支援、消滅危機韓屋の買収、環境整備、韓屋委員会運営、北村文化センター設置、税金減免等の支援を行っている。来年(2009年)は北村第1種地区単位計画が立案され、韓屋景観保存にむけて住民参加によるまちづくりが更に推し進められる予定。

(2) 現地調査及びヒアリング

2008年9月23日 現地視察の上、ソウル市役所住宅政策課文化局李キョンア氏にお話を伺った。

全体の印象・街並みの外観に関しては景観に対する配慮が行き届き、新旧統一性のある伝統的な街並みが形成されてきている。電柱の地中化や一部石畳が施されていた(写真1)。

伝統的な住宅「韓屋」は間取りをL字やコの字とし、その内側に中庭を取って敷地境界ぎりぎりに家を配置しているため、道路に対しては閉鎖的になっている(写真2)。

斜面沿いにもかなり密集して家が建てられている(写真3)。

地域の商業化・観光化によるトラブルもあったとのこと、日本で人気を博した「冬のソナタ」のロケ地もあり、その主人公ユジンの家は一時期大量の観光客を集めたいが今は更地となっている。

一部道路が狭く坂道も多いため防災体制について尋ねたところ、古くから住んでいる人を中心にコミュニティ形成を図ることで対応しているとのことであった(写真4~5)。

市の担当者によれば、今は地域住民と行政とのあつれきは特になく、行政指導で2001年より補修支援を行い、一戸あたり3000万ウォンを上限に助成しているとのこと。また、2009年6月には北村第1種地区単位計画があり、韓屋景観保存のために地域住民の参加をこれまで以上に誘導することができる予定、との説明であった。



写真1 軒先と塀で覆われた区画道路,一部石畳



写真2 配管や看板の色も統一されている



写真3 斜面に建て詰まりの状態



写真4 松並木のある幹線道路



写真5 生活密着道路と路上駐車



写真6 歩行通路にはカラータイルを使用

(3) ソウル北村づくりに関する質問と回答

Q1. 住民の合意形成はどのように図ることができたのでしょうか？ 第3者的な立場の人はいたのでしょうか。

—市民との合意過程について、北村づくり事業の初期段階は1999年9月、北村地区の地域住民がソウル市長に北村の懸案解決及び保全対策立案の要請に始まりました。ソウル市はソウル市政開発研究院に北村作り総合対策立案のための政策研究を依頼し、ソウル市政開発研究院の研究とは別に、2000年2月住宅局長を責任者とする「北村タスクフォース」を構成しました。北村タスクフォースチームは、住民団体代表・専門家・ソウル市と鍾路区の関連部署関係者で構成され、民官協議の団体として会議を開催し、北村の懸案と対策を論議しました。結局、ソウル市政開発研究院で試案を作成した後、タスクフォースチームの論議とソウル市政策会議報告及び住民説明会等の過程を経て修正された後、2000年10月「北村作り総合対策」が立案されるに至ります。この過程で第3者的な立場の専門家は、住民相談及び諮問の役割をして地域住民の積極的な参加を誘導し、意見を集約して北村づくり事業施行に助力しました。

Q2. 村作りを進行させる際、反対意見はなかったのですか？

—もちろん、北村づくり事業初期には事業自体に反対する住民たちの反発によって、少なくない痛みを経験しました。代表的な韓屋密集地域である嘉会洞 31 番地と 11 番地一帯住民たちで構成された

人々は二度にわたり住民説明会開催をだめにし、市長との対話を通して反対意見を提示しました。具体的には、韓屋の大部分が古く変形して保全価値がないので、住民たちが自由に開発するように規制を全面解除することを要求しました。また、韓屋に対する支援と公共投資、それに伴う地域の価値上昇に対しても相当な不信感をあらわにしました。結局、ソウル市はその間推進された規制一辺倒の政策から、住民ひとりひとりの自由意思を最大限尊重して自ら参加する住民たちに支援と恩恵を与える政策に方向を転換し、その一環として「韓屋登録制」の導入が最終決定されました。

Q3. 村作りの対処中に住民の意見はどのように反映されたのでしょうか？ ソウルの場合ワークショップは一般的なことですか？

ー2001年北村づくり事業が始まった当時は、北村住民団体代表、ソウル市関係者と専門家で構成された北村タスクフォースチームを通して住民意見集約が成立し、それ以後、北村に現場事務所を設置し、専門家と公務員が韓屋改善補修及び韓屋買入等に関して住民相談を受けました。2005年北村づくり中間評価のために、全住民を対象に事業の成果及び問題点、北村の未来像、これからの北村管理政策の方向に対する意見を調査しました。その分析結果を2006年北村長期発展構想に盛りこんで、その他必要な場合は、住民対象アンケートを実施して住民の必要事項を聞いています。現在は北村第1種地区単位計画の合理的な計画立案のために、住民との持続的な面談及び住民説明会を開催して民官協力の地区単位計画立案を推進しています。

Q4. ソウル北村づくりのきっかけは何ですか？

ー前述しましたように、ソウル北村づくり事業は、1999年9月北村地域住民が市長との対話を申し込み、北村の懸案解決及び保全対策立案を要請しながら始まりました。当時住民達が北村保全を要求するようになったのにはいくつかの理由がありました。第一に急激に壊れていく北村に対する危機感が高まったということです。1,500余棟に至った韓屋の数が900棟余りに急激に減少し、韓屋を壊したところに狭苦しく建てた4階多世帯住宅が町内の様子を醜くし、住居環境も悪くなったのを目にしたからです。第二にIMF金融危機とかみ合いながら開発利益に対する期待感が大きく減ったことです。韓屋を壊して多世帯住宅を建てれば、相当な開発利益を得ることを期待した住民達は、IMF以後むしろ経済的困難を経験するようになりましたが、このような状況は北村の未来と経済的価値に対する発想の転換を刺激するようになりました。韓屋を撤去して多世帯住宅を作るよりは、韓屋をよく守って生かすのが韓屋の価値はもちろん町内の品格と価格を高めるのに効果的であるという、新しい認識が住民たちの間に広がるようになってきたのです。

Q5. 北村地域で住民組職や市民団体がたくさんあるようですが、組職間のネットワークが北村づくりにどのように活用されていますか？

ー北村の一部住民組職や市民団体はたびたび連合して、住民行事を誘致するとか北村づくりに対する意見を提示したりしました。現在は、北村第1種地区単位計画立案のために2洞22系統の住民代表組職を活用し住民の意見集約をしています。

Q6. 市には村作り推進組職はありますか？ ある場合、どんな組職構成になっていますか？

ー北村づくり事業推進初期には、2001年北村事業組を核に鍾路区、SH 公社が役目を分担してソウル市文化課、観光課、税務行政課、駐車計画課等関連部署が支援業務を一緒に推進しました。その後、数回組職が改編され、現在は住宅局建築課内に韓屋文化チームという組職が構成されて北村づくり事業が運営されています。

Q7. 村作りに対して、市はどんな支援を実施しましたか？

ーソウル市では北村づくり事業の一環として、韓屋登録制実施、韓屋改善補修費支援、消滅危機の韓屋買入、環境整備事業、韓屋委員会運営、北村文化センター設置、税金減免等の支援をしています。韓屋登録制実施によって、北村の900余棟の韓屋のうち411棟が登録をし、310棟が改善補修を終え、33棟の韓屋を買い入れた後、改善補修後賃貸して伝統文化体験観等に活用しています(2008.9.23現在)。また、約4km程の道路を対象に環境整備事業が実施され、月2回の韓屋委員会運営を通して北村景観保存のための関連案件を処理し、また北村文化センター設置を通して北村住民相談及び伝統文化講座運営をしています。

ー来年、北村第1種地区単位計画が立案され、今年制定された「景観法」(2007.5.17)と「ソウル特別市景観条例」(2008.5.29)等を利用して、歴史文化都市ソウルの代表的都市景観中の一つの北村の韓屋景観保存のための北村住民の参加をもっと積極的に誘導することができるものと考えられます。

Q8. 伝統住宅再生効果は、どんな点で現われていますか？

ー北村づくり事業はさまざまな肯定的効果をもたらしました。第一に長年にわたって韓半島の風土と人文的与件に合致するように進化発展してきた住居文化である「韓屋」に対して、再認識をするきっかけを作りました。それまで韓屋は住むのに不便な建築物と認識されてきましたが、北村づくり事業において韓屋の改善補修を支援し、多くの韓屋が簡潔で役に立つように改造されたり設備も向上し、韓屋は元気な住居文化の代名詞として認識されるようになりました。昨今、韓屋は親環境ウェルビング住宅として脚光を浴び、アトピーの子供がいる家庭で人気が高いのみならず、大使館邸、役場、歯科、幼稚園、ホテル、公演場、修練院等が韓屋で建てられ、韓屋を主題にした展示会が国内外(ソウル, LA, ニューヨーク, ワシントン)で開かれ、その可能性がもっと広がっています。第二にソウル市の北村づくり事業以後、多くの自治体及び中央政府で韓屋に対する認識を改めるようになりました。ソウル市を含む総8自治体では、韓屋支援条例を制定し、韓屋支援事業を行い、国土海洋部では、「韓屋産業化のための基盤構築研究」用役を遂行し、韓屋に不適合な各種法令を改正しようと準備中です。今年制定された「建築基本法」上には、建築政策基本計画を立案するようになっており、その内容の一つとして、韓屋の保全及び振興に関する事項が含まれています。これは全て2001年から始まった北村づくり事業の成功を通して現われた波及効果だと言えます。

第3章 欧米日韓比較から見た日本型市民合意形成試論

市民合意形成のしくみ、市民合意形成プロセス等について、欧米や韓国・日本の現行制度や法律との関係から、現行手続きをおさらいした上で、今後のあり方について以下に述べる。

1. 現行手続きの概要

成熟社会といわれる欧米諸国と比較して、法制度上の位置付け等の違いはあるものの、日本においても市民合意形成の手続きは法律で規定されている。ただ、社会資本整備の上流側での手続きが多少弱いように見える。

欧米諸国では、行政や市民に対し中立的な立場で、議論の調整を行う第三者が制度的に確立され、活用されているのに対し、日本では行政と住民の話し合いの場で、学識経験者やコンサルタント等がファシリテーションを行う事例はあるものの、欧米諸国のような第三者制度は存在しない。

例えば、イギリスの「インスペクター」は、事業主体である行政や関係住民等からの意見収集並びにその整理と行政への勧告・提言を行うという制度があり、フランスの「討論調査委員会」は行政が関係住民等に対して行うPIプロセスを評価するという制度となっている。

ドイツでは「計画細胞 (Plannungszelle)」という合意形成の手法があり、中立な機関が実施し、参加者は住民基本台帳から無作為に抽出、5人1組のグループとして提示されたテーマに対して専門からの情報提供を受け、一定の時間を区切り、意見だし、最後に意見をまとめ報告書を作るという手法である。さらに、アメリカの「メディエーター」は行政や関係住民等の間の議論の補助や合意形成そのものを行う役割を担っている。

日本の都市計画法 16 条（公聴会の開催等）や 17 条（都市計画案の縦覧等の都市計画決定手続き）では、市民が意見を述べることや、意見書を提出できることが定められている。行政事件訴訟法 3 条（抗告訴訟）に基づく訴訟、あるいは議会における議員による市長等への質問、請願という形で市民意見を反映させることも可能である。

地方自治体が条例を創ることもできる。例えば、「景観を守る」という公共の利益のため、自分の土地であっても自由に建物を建設できないというような、私的権利を制限している条例も可能である。

計画の妥当性を高めるため、計画原案から決定案作成までの間に、市民や関係者の意見を取り入れるための「PI（パブリック・インボルブメント）」という手続きも幹線道路計画などで実施されている。

韓国の「国土の計画及び利用に関する法律」（国土利用管理法と都市計画法が統合されて 2003. 1. 1 から施行）の**第 26 条(都市管理計画立案の提案)**においては、**以下のように規定されている。**

①住民(利害関係者を含む。以下同様)は次の各号の事項に対して、第24条の規定によって都市管理計画を立案できる者に都市管理計画の立案を提案することができる。この場合、提案書には都市管理計画図書と計画説明書を添付しなければならない。

1. 基盤施設の設置整備または改良に関する事項

2. 地区単位計画区域の指定及び変更と地区単位計画の立案及び変更に関する事項

②第1項の規定によって都市管理計画の立案の提案を受けた者は、その処理結果を提案者に通知しなければならない。

③第1項の規定によって都市管理計画の立案の提案を受けた者は、提案者と協議して提案された都市管理計画の立案及び決定に必要な費用の全部または一部を提案者に負担させることができる。

④第1項から第3項に規定された事項以外に、都市管理計画の提案、提案書の処理等に関して必要な事項は大統領令に定める。

韓国の国土の計画及び利用に関する法律第26条は都市管理計画案の住民提案の制度を定めたものである。

日本の場合、都市計画法第21条の2「都市計画の決定等の提案」により、住民提案制度が設けられている。住民は、都道府県・市町村に都市計画の素案等(都市計画図書ではない簡易なもの)をもって提案することとなり、決定に係る都市計画図書の作成、手続きに係る費用は、すべて行政もちとなっている。

韓国では、提案する住民が、管理計画図書・計画説明書を提案書として添付することになっています。その後の計画の立案・決定に必要な費用の全部又は一部を、行政と提案者が協議し、提案者負担にさせることができることになっている。

なお、提案された計画案の判断は、両国とも行政が行い、結果を提案者に通知することとなっている。
韓国：提案日から60日以内に判断し回答。日本：遅滞無く判断し回答。

2. 第三者的立場の人間なり組織なりの関与の程度

欧米においては、インスペクター(イギリス)、メディエーター(アメリカ)、聴聞官庁(ドイツ)、討論調査委員会(フランス)というような第三者的な立場の者が取り仕切るのに対して、日本では、技術コンサルタント・学識経験者が行政や事業者に替わってまとめを行うことも少なくないが制度としての確立はまだといえる。

韓国においてはどうか。例えば、ソウルの森プロジェクトの場合、説明会運営はすべてソウル市の職員が担当した。決議が必要な場合にはコンサルタントや大学教授が参加した。参加はメーリングリストで案内を出す、近隣の人が意見を出す。場所は、区民会館などで2時間程度。市民合意形成の国民性として、強く主張する人はいるが、ソウル市の担当職員が何回でも会って説明を重ねることで、ねばり強く市民の合意を得るという方法であるといえよう。

ソウルバス再編事業の場合の第三者的な立場の人は、「検討委員会」を構成する学識経験者の委員（弁護士、会計士、都市計画専門家、交通計画専門家等）であり、委員長も学識経験者から選ばれている。

ソウル環状高速道路の反対者の主張は自然公園区域という自然環境がもし破壊されるならば、僧侶の修行地区が俗化して霊場としてふさわしくなくなること、への懸念から寺院団体からの反対が大きなきっかけを創ったように思う。周辺住民というかソウル市民は、道路利用者の立場から、むしろ交通渋滞解消のためにも高速道路未着工区間の早期完工を願っていたように感じた（あるいは、高速道路早期完工利益の市民向けキャンペーンが功を奏したのかも）。このケースは市民を味方に付けたこと、大統領と仏教界有力者とのトップ会談とによって、合意形成が図られた事例といえようか。

ソウル北村地域の町並み保全型まちづくりの場合、「調停役としての住民組織」ができたことが特徴といえる。すなわち、利害当事者間の対話の場を用意したり、利害当事者との対話を通し、歴史的環境に対するプラスイメージの未来像を提示し、対立の解決を試みるなど、ある意味で住民組織（北村づくり会、北村一心奉仕会等）が第三者的な立場にも立てる場合があることを示す、大変示唆に富んだ事例ともいえよう。

3. 社会資本整備の合意形成に向けて

たとえば、目の前に大規模な高速道路が突然できますから、「合意して（賛成して）ください」といわれて、結構ですとは普通いわないであろうことは自明である。社会資本整備における合意形成においては、一般市民の人々の参画を前提とする計画策定プロセス、すなわち「決める前に問う」態度こそが計画実施における必要条件である（土木学会誌叢書「合意形成論」p8, 2004）。

日本には、計画段階で合意に達するための意見収斂手続きが制度として十分に備わっていない。イギリスのインスペクター制度ももっていない。しかし、市民参加はもはや避けて通れない時代となってきたとすれば、現行制度における「環境アセスメント制度」の延長では、市民側の信頼を得ることはできない。すなわち、計画があまり固まっていない段階（構想段階初期）から、積極的に開示して、争点を絞ることが必要となる。従来の行政や専門家のみで検討し、「市民（住民）に知らせずに決めて、決めてから公開」という形では、ボタンの掛け違いとなって、最後まで信頼関係を得ることが出来ずに、最悪の場合、計画自体が頓挫することにも繋がる可能性がある。

具体的方策として、中谷内一也は、「住民をお客さん扱いするのではなく、さまざまな利害関係者をリスク政策を進めるパートナーとして広く参画させることでお互いの判断や意志決定の透明性を高め、相手を観察できるような状況を整えることで不確実性を低下させるのである。つまり、住民参加というのは住民によるモニター（監視）機能を制度的に組み入れることで社会的な不確実性を低下させて、信頼欠如の問題を解決、ないしは回避し、リスク政策の合意形成を図ろうという営みとして解釈できる」と述べている（中谷内一也：

住民参加の心理学、土木学会誌、2002. 6)。

「住民参加に係わる紛争解決のあり方に関する検討会」(座長：山中英生徳島大学教授)では、アメリカなどで活用実績のある紛争解決手法について検討を行って、日本の住民参加プロセスにおける利害調整が必要な合意形成に対して、住民参加に係わる実務者が、状況に応じて紛争アセスメントやメディエーション手法の適用を検討できるような手引き書を作成(社会資本整備における合意形成円滑化の手引き(案)、2008. 3)している。

この中で、紛争アセスメントの実施者は「中立的な第三者」(学識経験者、専門家、NPO法人、調査会社・コンサルタント)が実施することが望ましい、としている。調査会社・コンサルタントの場合は契約により中立性を担保する。紛争アセスメントの実施内容は、①紛争アセスメント実施計画作成②聞き取り調査による情報収集③調査結果分析・評価④メディエーション実施計画作成⑤メディエーション実施計画の共有(聞き取り者への確認、公表)である。

紛争アセスメントの結果を受けて、事業規模、受益者や影響範囲の規模、利害対立の大きさ・深刻さなど個々の事業特性に応じたメディエーションプロセスを設計し、適切なメディエーターのもとに審議の進行が計られる。メディエーターは、紛争解決において高度な合意形成技術が必要で、極めて重要な役割を担っており、利害関係者から信頼される、中立性を確保する、当該事業に対し一定の専門的知識を有する、かつメディエーションの技能を有するなどの要件を満たす専門家を剪定することが必要である(合意形成小委員会で議論している「合意形成プロデューサー」と同様か)。

コンサルタントがメディエーション事務局あるいは運営支援者となる場合、当該事業に関する関連業務をその時点で受託していない、論点となっている事項について過去に受託者となっていないなどの要件を設定するなどして、利害関係者から中立性について信頼されないような疑点はあらかじめ排除しておくことも必要となろう。

4. 日本型市民合意形成のあり方

日本と欧州との根本的な違いは、結局は行政側が主導権を握り続け、仲裁役もないことだ。法政大学の松下文洋講師は「日本のPIは造るためにやるという性格が強く、反対派の“ガス抜き”の場になっている。住民が行政と対等に渡り合えるように、中立の立場から仲裁する第三者機関の設置が日本でも必要」と話す。仲裁役として裁判所が「必要性」を判断することもあるが、結論には時間がかかる(朝日新聞「必要な道路、選ぶ方法は、住民参加試み欧州手本」2008. 4. 25付朝刊)。

日米の環境影響評価制度は、一見類似の制度であるが、違いの一つは環境の要素(項目)、特に生活・社会的項目である。日本の電波障害、日照、風害、自然景観等に対して、アメリカでは、人口、住宅(特に低家賃・低価格の住宅)、職住バランス、公共サービス(レクリエーション、学校、警察等)への負担、都市景観、災害など社会的な項目が多い(大野ほか：都市開発を考えるーアメリカと日本一、岩波新書、1992)。アメリカの制度は、住民は

都市の開発が自分たちの生活環境の質にもたらす影響の内容を知っておく権利があり、自治体にはそれをできるだけ正確に予測し、住民に知らしめる義務があるという根本的な都市開発についての原則を示している。

よくあることであるが、行政や事業者の方（担当者）に「00はどうなっていますか」（質問）と問うと「そのことはまだ検討中で何も決まっています」（答え）と、いっているうちに、ある時期が来ると「00については、00のように決定しました。決定したものは、そう簡単には変えられません」・・・といった具合で、市民（住民）は反対しようにも、相当のハンデ戦を強いられることになる。日本では、おそらく明治時代以来の、行政（お上）に対する信頼感欠如という状況の中から、「市民合意形成プロセス」という新しいルール創りに取り組む必要があるので、なかなか一筋縄ではいかないところも理解しておく必要がある。

では、どうすれば信頼を得ることができるのか。信頼とは「相手が自分を裏切るかもしれない社会的不確実性がある状況で、相手はそのようなことをしないという期待」と定義できる（中谷内一也：住民参加の心理学、土木学会誌、2002.6）。住民参加によって合意形成を目指す場合の原則、一つ目は、行政・事業者は住民からの監視という側面に応えなければならないこと、つまり、手の内をさらすこと。二つ目は、しかしながら、住民への情報開示が関係者間の認識を一致させ、それによって合意形成が得られると期待してはいけない、ということである。意見の合一という合意形成像は捨て、むしろ、意見の相違を理解しながらも最終決定に納得するには何が重要かを考えることである。その大きな要因は決定結果が自分たちにどの程度有利か（Win-Winの関係か）と同時に、決定プロセスに“アリバイ作りのための住民参加プログラム”ではなく、参加できること（本気で住民の声に耳を傾け、事業に取り入れる姿勢があるのか）が重要となる。

社会資本整備における市民合意形成プロセスは、どうあるべきか、とりわけ日本型ルール作りは可能か、・・・という命題を巡って、まだこれだという答えを用意することはできない。おそらく、一般論は存在しないのかもしれない。地域、事業、利害関係者それぞれが、それぞれの方法と工夫、そして何よりも「公明正大」（さらけ出し精神）で、一步一步ステップを進めて、時には立ち止まったり、一步後退をしながら、参加者の8割か7割の賛同を得られるような「不満足な答案」獲得を目標に、失敗事例も発表することで他者のためになるかも、くらいの感覚で良いとすべきではなからうか？

市民討議会フォーラム「第2回市民討議会見本市」（主催：日本プランニングスツェレ研究会ほか、2009.2.28 日本青年館）の事例発表および事例報告において、三鷹青年会議所の村井亭副理事長から発表のあった「東京外郭環状道路中央ジャンクション三鷹地区検討会」（2008.8.23-24, 2008.9.27-28 の4日間）の事例は、ドイツにおける「計画細胞 Planungszelle」（詳しくは、篠原一：市民の政治学、岩波新書2004、篠藤明德：まちづくりと新しい市民参加—ドイツのプランニングスツェレの手法—、イマジ出版2006を参照のこと）の手法が日本においても模倣の段階を過ぎて、実践的にもとりいれられつつあ

ることを示している。なお、このケースが、都市計画の個別具体テーマとして初めて、であり、これまでの手法においてサイレントな市民層をどう取り込むか、という問題点をいくばくか解決できる可能性が期待される。

■市民合意形成 欧米日韓比較

地域	欧州(イギリス・フランス・ドイツ)	米国	日本	韓国
現行手続き	インスペクター(イギリス) 討論調査委員会(フランス) 聴聞官庁(ドイツ)	メディエーター 陸上相互交通円滑化法 (ISTEA)	都市計画法 PI 景観法	国土の計画及び利用に関する法律
第三者的立場の有無	インスペクター 聴聞官庁 討論調査委員会	メディエーター	学識経験者 (制度は無い)	住民組織が調停するケースもある
参加市民の範囲	制限は無い (ドイツでは利害関係を持つ個人・環境保護団体)	制限は無いが基本的に州内	関係地域住民とする場合が多い	市民団体の代表とする場合が多い
どの事業段階で参加できるか	構想段階から参加	構想段階から参加	設計・実施段階からが多い(新指針では初期の段階から可能)	実施段階・運営管理段階での参加が主(もめてからの参加)
国民性	比較的合理性を持つ (中流意識が強い)	多様性を持つ(上下の階層分化が激しい)	本音が出るまでに時間が掛かる	熱しやすいが、理解すればあっさり納得する
参加者の関わり方	第三者組織主体型	第三者組織主体型	行政市民一体型	行政主導型
参加者選定方法	市民の自発的参加	市民の自発的参加	行政からの呼びかけに応じた人から	市民団体の代表が参加
総括 日本型合意形成のあるべき姿	市民合意形成の方法は、多様であってしかるべきであろう。地域の特性や事業内容・事業段階に応じてその場面に最も適当と考えられる市民合意形成プログラムが用意されるべきであろう。 ただ、事業者、行政、市民、利害関係者のどこにも属さない「第三者としての行司役」の存在が、このプロセスをスムーズに進行できる可能性が高まるであろうことは否定できないように思われる。そして、その行司役には、何等かの資格付けと法制度上の位置付けも必要かと考えられる。 もちろん市民側の能力向上も必須である。単なる「お飾り参加」や「形式的参加」から、もっとはしごを登って「住民と行政の協働、決定権の共有」「住民主体の活動」「住民主体の活動に行政を巻き込む」ことで、真の日本型市民合意形成プロセスが生きてくるものと期待される。			

第4章 まとめに代えて

4.1 ソウル視察に参加して

成田眞利子

4年前の秋の夜、韓国人の知人とソウル中心部を散策していた時に、交差点を渡る途中で、夜景の中に広がったひとつの光景。

それは、人々の話し声、笑い声と共に、美しくライトアップされた緩やかな川の流れであった。暗い中を良く見ると、カップルや家族連れや旅行者達が語り合っていた。左右の高い位置に車の流れがある中で、川の流れに沿って集う人々。とても新鮮な光景であり、光と音と風を感じ、不思議な安心感を覚えた。

その時の光景をもう一度機会があったら確かめたいと思い続けていた私に、今回の視察はその思いを叶えさせてくれた。

(*右写真参照)



超高齢社会に入り、公共交通機関の役割と重要性が再認識されながらも、一方では廃線に追い込まれていく地方鉄道をはじめとする地方交通機関。

一時は、鉄道の代替交通手段として、地域の人たちに期待されていたバス。ところが、利用者が減少し赤字の問題の解決策として、既存の路線見直しと廃線の岐路に立たされているバス事業。便利な交通手段としての自動車の普及と共に鉄道やバスの利用者が減少してしまった現実。

地球規模の環境悪化を何とか回避するためにも、図らねばならないモーダルシフトへの取り組みではあるが、経済効率を求めて自動車優先で来てしまった交通政策を、今急に人を優先に転換することは不可能に近い。

しかし、将来に向けての新しいまちづくりのきっかけを起こすべき変革の波は世界各地で始まっている。清溪川の再生プロジェクトも、アジアにおける最近のその最も良い事例である。立ちほだかる幾多の問題点を解決して2003年に完成した清溪川の再生プロジェクト。

そこには、優れたリーダーシップがあり、市民と行政関係者の熱い話し合いと議論があった。諦めないうで実現に向けて前進し続けた原動力は何であったのかを知りたいと思った。

今回、訪問させていただいた関係機関、事業所の皆様からは大変貴重なお話を伺うことが出来た。個人レベルでの訪問ではお聞き出来ない内容が多々あったことと思う。国が違い、それぞれの特殊事情があるとしても、話し合いに欠かせないものは信頼であるということ再認識した。

まちづくりに関する会議では、とかく予算や期限の関係で、話し合いの回数は限られてしまうことが多いが、清溪川の場合は関係者が納得するまで会議を重ねたという、その事実からも学ぶ点があった。

意見のぶつかり合いを避けては、解決策は見出せない。

建設的な意見交換としての議論は、対立する両者に互いの妥協点を自ら発見させることもある。

今回、私は初めてソウル市内の地下鉄を利用した。金浦空港から市内のホテルの最寄り駅まで一人で移動してみた。券売機での発券は出来そうもなく、案内窓口に行き、マップの中の行きたい駅名を指差



すと、「○○ウォン」と駅員に言われた。お札を渡して乗車券とおつりをもらいお札を言って振り向くと、見知らぬ外国人観光客達がいつの間にか私の後ろに列を作っていた。

駅のホームはシンプルで美しく、地下鉄への飛び込み防止用扉（*左写真参照）も完璧に設置されていた。各ホームに設置されていた消火設備の器具は、場所によっては透明ケースに入っていて、大変機能的であると感じた。

日本の街中では溢れかえっている広告物も、ソウルでは必要最低限という感じであった。広告物の色彩・デザイン・サイズ・設置場所等で、その町の景観に対するセンスがわかるような気がする。

パリでは市内や地下鉄の広告物は本当に美しい。設置した周囲の環境に違和感なく溶け込みながら、目的とするメッセージは確実に伝えている。日本では掲示される場所をほとんど考慮していないような広告物も多く、地下鉄の中の高い位置に小さい字体でびっしりと書き込まれたポスターもよく見かける。読むことは困難で、誰に對してのメッセージなのかがわからない。



ソウルの広告物は、パリで見かけるものとは違うけれど、ソウルらしいアジアの雰囲気を感じさせるものであり好感が持てた。（*右写真参照）

韓国と日本が、アジアの国同士として相手の国から学ぶことは多々ある。


相互理解と協調という関係で、両者が互いに認め合い高めあっていくことで、アジア全体のレベルが上がることに繋がると信じていたい。相互の優れた点を学び、自国に活かしていけたらいい。両国が提携しあいアジア活性化へのきっかけとなれば、それは素晴らしいことであろう。

今回の視察に参加させていただいたことに、心から感謝を申し上げます。関係者の皆様とソウルでお世話になった皆様、本当にありがとうございました。

数年後に、進化した清溪川を見に行きたいと思います。

更なる進化と新しい発見があることを期待して。

4.2 「市民合意形成フォーラムin徳島」発表資料

市民合意形成フォーラム in 徳島 

ソウルにおける市民との合意形成

当事者へのヒアリングで韓国の実態を知る

土木学会コンサルタント委員会
市民合意形成研究小委員会
株式会社アイ・エス・エス創研 林 将廣

調査概要

- 調査日程
2008年9月22日～25日
- 調査対象プロジェクト
 - ソウル市バス再編事業
 - ソウル外郭環状高速道路
 - ソウル森プロジェクト
 - ソウル北村地区まちづくり
- ヒアリング先
 - ソウル市バス政策課
 - 緑交通運動連合
 - ソウル高速道路株式会社
 - ソウル市公園造成課
 - ソウル市建築課

調査プロジェクト①
ソウル市バス再編事業

- 事業背景
2002年の清溪川復元事業に伴う高速道路の撤去をきっかけとしてバス交通の再編を実施。
渋滞による大気汚染に対処することも市全体の大きな目標。
- 事業概要
 - 1) 準公営的な運営方式の実施：入札による運営母体の決定
 - 2) バスの色分け：青＝幹線、緑＝支線、黄＝循環、赤＝都市間
 - 3) 系統・番号システムの導入：ソウル市を8つのゾーンに分割
 - 4) 運賃体系の改善：市内均一料金、地下鉄乗り継ぎ割り引き
 - 5) バス管理システムの導入：交通情報を管理センターに集約
 - 6) 運賃徴収のシームレス化：スマートカードの導入
 - 7) バス専用レーンの設置：スピードアップ、定時性向上

調査プロジェクト①
ソウル市バス再編事業

- バスの色分け



幹線 支線
循環 都市間

調査プロジェクト①
ソウル市バス再編事業

- 合意へのプロセス
 - ・2003年8月、市民と専門家からなる20名の「市民委員会」を発足
委員長(大学教授)が取りまとめ役
 - 第三者的な委員として、学識8名(交通工学専門家、弁護士など)
市民団体代表として緑交通連合から4名が市長の任命で参画
毎週の会議及び説明会の実施(2003年12月～翌5月)
 - ・路線は**ソウル市が主導**で決定
 - ・料金収入はバス事業者全体で配分し、赤字は税金の投入で補填
 - ・2004年6月、最終改革案決定
- 評価
 - ・バス利用者：4869→**5709**トリップ/日に増加
 - ・バス・地下鉄合算利用者：9307→**10344**トリップ/日に増加
 - ・市民満足度：45.6→**84.1%**に向上
 - ・税金の投入額：100億円→**200億円**に増加
但し税金投入に対する市民の反対は強くない

調査プロジェクト②
ソウル外郭環状高速道路

- 事業背景と概要
ソウル市近郊を通る外郭環状高速道路の建設を1988年に着工
1999年までに全線128kmのうち92kmを供用開始
問題となる「一山～退溪院間」36kmを2001年に着工
問題の発生区間はこのうち北漢山国立公園にかかる7.5km



調査プロジェクト②
ソウル外郭環状高速道路

■合意へのプロセス

- ・2001年、仏教界及び環境団体が**路線の全面見直しを要求**
仏教界の主張は、静かな寺院環境
環境団体の主張は、環境破壊
- ・2001年6月からの2年半で反対集会は37回、延べ11,120人
- ・2002年8月、『**路線調査委員会**』設立
2002年8月～12月、仏教界&環境団体と事業者による会議
会議3回、現地踏査1回実施するも**失敗**
- ・2003年4月、『**路線再調査委員会**』設立
2003年4月～6月、政府関係者、学識経験者を加え会議
会議6回、現地踏査1回、国民討論会1回実施するも**失敗**
- ・その後、国政懸案政策調停会議を開催
- ・2003年12月、盧武鉉大統領(当時)が**仏教界の指導者と会談**
- ・切土案からトンネル案に修正し、自然環境に配慮
- ・2004年5月、**工事再開**
- ・2007年12月、工事完了(予定より18ヶ月遅れ)

調査プロジェクト③
ソウル森プロジェクト

■事業背景

王様の狩場として拓かれた後、上水道水源地となり、競馬場、ゴルフ場を経て現在に至る
李明博市長(当時)により『21世紀ソウル企画委員会』が構成され、「ソウルの森」と位置づけられた

■事業概要

- 1) 1,156,498㎡の森の整備
- 2) テーマ公園
分化芸術公園、自然生態森、自然体験学習園など
- 3) 主要施設
各種広場、図書館、展望デッキ、滝など
- 4) 事業期間は、2003年1月～2005年4月(2年4ヶ月)
- 5) 基本コンセプト
 - ①自然とともに呼吸する『生命の森』
 - ②誰もが一緒に楽しむ『喜びの森』
 - ③市民が一緒につくる『参加の森』

調査プロジェクト③
ソウル森プロジェクト

■ソウル森



軍馬像 水遊び場
森の小路 思索の道

調査プロジェクト③
ソウル森プロジェクト

■整備における合意形成

- ・市民と専門家、学会等**多様な階層と持続的なコミュニケーション**を通じて計画が進められた
- ・主要な政策事項は『ソウルの森造成諮問委員会』(専門家)が決定
- ・ソウル市民へは**4回の説明会**にて**1800人**に説明、意見を反映
- ・完成後4年を経過、市は20年後に森になることを想定

■市民参加の場

- ・**グリーントラスト運動**
全42万株の樹木のうち、10万株余りを**市民が植樹**
- ・市民団体『**サランモイム(愛する集い)**』
ソウル市と市民団体との**共同運営**
- ・**ボランティア活動**
森で開催されるキャンペーンやコンサートなどへの参加

調査プロジェクト③
ソウル森プロジェクト

■評価

- ・緑の良さが認識され、**周辺地価が上昇**している
- ・市民アンケートの結果、**17%がソウルの森を訪問**している

■その他(一般の公園整備における合意形成)

- ・計画の説明は市の職員が行う
- ・ワークショップの運営は**市が行い、個別説明も行う**
- ・メーリングリストで案内を出し、区民会館などで2時間程度実施
- ・公務員担当任期は短い(4年)が、**市民との信頼関係**で計画が進む
- ・国民性から、強く主張する市民もいるが、**会って説明を重ねている**
- ・**市長の決定に向かって一団となって動く**ので、市役所内部の組織間調整は前向きである

調査プロジェクト④
ソウル北村地区まちづくり

■事業背景

- ・市内北村地区には韓国の伝統的家屋「韓屋」が残っている
- ・保全施策の規制緩和により1500棟→900棟に減少
- ・取り壊した韓屋跡地に3～4階建てのマンションが建設された
- ・地価は上がらずに住環境が急速に悪化

■事業概要

- ・2000年「北村づくり総合対策」を立案
- ・2001年より官民協同による北村づくり事業を展開
韓屋登録制、修繕費支援(上限300万円)、税金減免など
- ・2009年「北村地区第1種地区単位計画」を立案予定



調査プロジェクト④
ソウル北村地区まちづくり

- 住民との合意形成
 - ・「北村づくり総合対策」試案作成後、**住民説明会を開催**
 - ・**専門家**が第三者的な立場で、住民相談や**住民参加を誘導**
 - ・地域によっては強く反発し、規制の全面解除を要求
 - ・規制一辺倒の政策から住民の自由意志を尊重する政策に**転換**
 - ・2005年、中間評価を実施
 - ・成果、問題点、未来像、政策について**アンケート調査実施**
 - ・翌年、「**北村長期発展構想**」に反映
- 評価
 - ・韓国の住居文化である「韓屋」に対して再認識するきっかけを作った
 - ・数々の建築物が「韓屋」で建てられるようになった
 - ・韓屋をテーマにした展示会が国内外で開催されている
 - ・他の自治体でも「韓屋支援条例」を制定

日本と韓国の比較

■各視点から見た日韓の合意形成の違い

	日本	韓国
現行手続き	都市計画法、PI、景観法	国土の計画及び利用に関する法律
第三者的立場の存在	学識経験者(制度は無い)	住民組織が調停するケースもある
市民参加の範囲	関係地域住民	市民団体の代表
事業段階	設計、実施段階	実施段階・運営管理段階
国民性	本音が出るまでに時間がかかる	熱し易いが、理解すればあっさり納得
参加者の関わり方	行政市民一体型	行政主導型
参加者選定の方法	行政からの呼びかけに応じた市民	市民団体の代表

- 韓国における合意形成の特徴
- 強いリーダーシップ(トップダウン)
 - 活発な議論(言いたいことはハッキリと口で伝える)
 - 手法にこだわらない(議論と説得)
 - 明確な役割分担と執行責任

付録（1） 韓国都市計画法

■都市計画法

第1章 総則

- 第1条(目的)
- 第2条(都市計画の基本理念)
- 第3条(定義)
- 第4条(都市発展総合対策)
- 第5条(モデル都市の指定支援)

第2章 都市基本計画

- 第6条(都市基本計画の立案権者と立案対象地域)
- 第7条(都市基本計画の内容)
- 第8条(都市基本計画の立案のための基礎調査)
- 第9条(公聴会の開催及び地方議会の意見聴取)
- 第10条(都市基本計画の承認)

第3章 広域都市計画

- 第11条(広域都市圏の指定)
- 第12条(広域都市計画の立案権者)
- 第13条(広域都市計画の内容)
- 第14条(広域都市計画の立案のための基礎調査及び公聴会)
- 第15条(地方自治団体の意見聴取)
- 第16条(広域都市計画の承認)
- 第17条(広域都市計画の調整)

第4章 都市計画

第1節 都市計画の立案手続

- 第18条(都市計画の立案権者)
- 第19条(都市計画の立案)
- 第20条(都市計画立案の提案)
- 第21条(都市計画の立案のための基礎調査)
- 第22条(住民及び地方議会の意見聴取)
- 第23条(都市計画の決定権者)
- 第24条(都市計画の決定)
- 第25条(都市計画決定の効力)
- 第26条(都市計画に関する地形図面の告示)
- 第27条(都市計画決定の失効)

第28条(都市計画の再整備)

第29条(都市計画立案の特例)

第2節 都市計画区域

第30条(都市計画区域の指定)

第31条(都市地域決定の擬制等)

第3節 地域・地区・区域

第32条(地域の指定)

第33条(地区の指定)

第34条(開発制限区域の指定)

第35条(市街化調整区域の指定)

第4節 都市計画施設

第36条(都市計画施設の設置・管理)

第37条(共同溝の設置・管理)

第38条(広域施設の設置・管理等)

第39条(都市計画施設の空中及び地下への設置基準と補償)

第40条(都市計画施設敷地の買収請求)

第41条(都市計画施設決定の失効)

第5節 地区単位計画

第42条(地区単位計画区域の指定等)

第43条(地区単位計画の内容)

第44条(地区単位計画区域の指定に関する都市計画決定の執行)

第45条(地区単位計画区域内での建築)

第5章 開発行為の許可

第46条(開発行為の許可)

第47条(開発行為許可の手続等)

第48条(関連許・認可等の擬制)

第49条(開発行為許可の基準)

第50条(都市計画施設敷地での開発行為)

第51条(竣工検査)

第52条(公共施設等の帰属)

第6章 地域・地区及び区域内での行為制限

第53条(地域又は地区での建築制限)

第54条(地域内での建蔽率)

第55条(地域内での容積率)

第56条(開発制限区域内での行為制限等)

第57条(市街化調整区域内での行為制限)

第7章 都市計画施設事業の施行

- 第58条(段階別執行計画の立案)
- 第59条(都市計画施設事業施行者)
- 第60条(都市計画施設事業の分割施行)
- 第61条(実施計画の作成及び認可)
- 第62条(書類の供覧等)
- 第63条(実施計画の告示)
- 第64条(関連許・認可等の擬制)
- 第65条(関係書類の閲覧等)
- 第66条(書類の送達)
- 第67条(土地等の収用及び使用)
- 第68条(土地収用法の準用)
- 第69条(国・公有地の処分制限)
- 第70条(工事完了公告)
- 第71条(公共施設等の帰属)
- 第72条(他の法律との関係)

第8章 費用

- 第73条(費用負担の原則)
- 第74条(地方自治団体の費用負担)
- 第75条(公共施設管理者の費用負担)
- 第76条(補助又は融資)

第9章 都市計画委員会

- 第77条(中央都市計画委員会)
- 第78条(組織)
- 第79条(委員長等の職務)
- 第80条(会議の召集及び議決定足数)
- 第81条(小委員会)
- 第82条(専門委員)
- 第83条(幹事及び書記)
- 第84条(専門機関への諮問等)
- 第85条(地方都市計画委員会)
- 第86条(運営細則)
- 第87条(委員等の手当及び旅費)
- 第88条(都市計画常任企画団)

第10章 補則

- 第89条(土地への出入等)
- 第90条(土地への出入等による損失補償)
- 第91条(都市計画情報体系の構築・運用及び活用)
- 第92条(法律等の違反者に対する監督処分)
- 第93条(行政審判)
- 第94条(権利義務の承継等)
- 第95条(聴聞)
- 第96条(報告及び検査等)
- 第97条(都市計画区域外の都市基盤施設に対する準用)
- 第98条(権限の委任及び委託)

第11章 罰則

- 第99条(罰則)
- 第100条(罰則)
- 第101条(罰則)
- 第102条(両罰規定)
- 第103条(過怠料)

附則

- 第1条(施行日)
- 第2条(基礎調査に関する適用例)
- 第3条(都市計画決定の効力発生時期に関する適用例)
- 第4条(一般的経過措置)
- 第5条(都市基本計画に関する経過措置)
- 第6条(風致地区・空港地区及び自然集落地区に関する経過措置)
- 第7条(詳細計画区域等に関する経過措置)
- 第8条(土地の形態変更等の許可に関する経過措置)
- 第9条(条例に委任された事項に関する経過措置)
- 第10条(既存の都市計画施設に関する経過措置)
- 第11条(一団の住宅地造成事業等に関する経過措置)
- 第12条(罰則等に関する経過措置)
- 第13条(他の法律との関係)

■都市計画法施行令

第1章 総則

- 第1条(目的)
- 第2条(その他の都市計画施設)
- 第2条の2(広域施設)
- 第2条の3(公共施設)
- 第3条(都市計画施設の細分)
- 第4条(団地造成事業の規模)
- 第4条の2(都市計画事業に含まれる施設)
- 第5条(行為等の制限)
- 第5条の2(許可基準)
- 第5条の3(履行保証金の預置事由)
- 第5条の4(履行保証金の金額及び預置の方法等)
- 第6条(権限の委任)

第2章 都市計画

- 第7条(都市基本計画の立案)
- 第7条の2(地方議会の意見聴取等)
- 第7条の3(軽微な都市計画の変更)
- 第8条(告示)
- 第9条(図面の種類等)
- 第10条(執行告示)
- 第10条の2(年次別執行計画の立案等)
- 第10条の3(執行計画の公告が省略された軽微な事項の変更)
- 第11条(都市計画に関する基礎調査)
- 第12条(都市計画施設の設置)
- 第12条の2(都市計画施設の管理)
- 第13条(共同溝の建設に対する意見)
- 第14条(共同溝への受容)
- 第14条の2(公聴会及び住民の意見聴取等)
- 第14条の3(住民の意見聴取が省略された軽微な事項)
- 第15条(地域の細分)
- 第16条(地区の指定)
- 第16条の2(地区の細分)
- 第17条 削除
- 第18条 削除
- 第19条(特定施設の種類及び規模)
- 第19条の2(市街化造成区域の市街化留保期間)

- 第19条の3(市街化造成区域内での都市計画事業)
- 第19条の4(市街化造成区域内での許可対象行為)
- 第19条の5(市街化造成区域内での行為許可の基準)
- 第19条の6(許可申請書等)
- 第19条の7(施行中の工事に対する特例)
- 第19条の8(詳細計画区域の指定対象)
- 第19条の9(詳細計画で定まる都市計画施設)
- 第19条の10(広域施設の設置による支援等)
- 第20条(開発制限区域内での行為制限)
- 第21条(施行中の工事に対する特例)
- 第22条 削除
- 第23条(立地要件等)
- 第24条(都市開発予定区域内の都市計画決定及び失効公告)

第4章 都市計画事業の施行

- 第25条(施行者の指定)
 - 第26条(施設計画の認可)
 - 第27条(実施計画認可の告示)
 - 第27条の2(書類の供覧等)
 - 第28条(告示送達)
 - 第28条の2(都市計画関係確認書の発給)
- 第2節 (第29条～第44条) 削除
- 第3節 都市開発予定区域の造成事業
- 第45条(処分計画の内容)
 - 第45条の2(工事完了通知)
 - 第46条(譲渡基準)
 - 第47条(実費算定基準)
 - 第48条(事業計画書の提出期間等)
 - 第49条(事業計画書)
 - 第50条(工業地域内の建築物)
 - 第51条(国・共有財産の譲渡価格の支払期間)

第5章 費用

- 第52条(地方自治団体の費用負担)
- 第53条(公共施設管理者の費用負担)
- 第54条(共同溝の設置費用等)
- 第55条(共同溝の管理)
- 第56条 削除
- 第57条(補助率)

第6章 都市計画委員会

第58条(中央都市計画委員会小委員会の組織等)

第58条の2(地方都市計画委員会)

第58条の3(地方都市計画委員会小委員会)

第59条(市共同都市計画委員会の設置)

第60条(地方都市計画委員会の機能)

第61条(市・区都市計画委員会の設置)

第61条の2(小委員会)

第61条の3(市・区都市計画委員会の機能)

第62条(手当等)

第63条(資料提出の要求等)

第64条(会議録)

第65条(運営細則)

第7章 補則

第66条(都市計画区域外の施設に対する準用)

第66条の2(登記手続)

第66条の3(竣工検査)

第67条(一団の住宅地造成事業等の規模)

第68条(国・共有財産の処分)

第69条(施行規則)

付則(11個)

■都市計画法施行規則

第1条(目的)

第2条(モデル都市公募の公告)

第3条(調査分析期間)

第4条(建設交通部長官と予め協議しなければならない都市計画)

第5条(軽微な都市計画変更事項)

第6条(都市計画で決定して設置しなくてもよい施設)

第7条(都市計画施設敷地買収請求)

第8条(未執行都市計画施設敷地の管理対象)

第9条(地区単位計画の内容)

第10条(開発行為許可申請書)

第11条(竣工検査)

第12条(施行者指定の告示)

第13条(実施計画認可申請書)

第14条(軽微な事項の変更)

第15条(工事完了報告書と竣工証明)

第16条(手当及び旅費)

第17条(証票許可証)

第18条(証票)

第19条(報告)

付則

第1条(施行日)

第2条(土地の形態変更等行為許可基準等に関する規定の廃止)

第3条(一般的経過措置)

第4条(他の法令の改正)

第5条(他の法令との関係)

付録(2) 日本外務省あて依頼文書

土学国第 号
平成 20 年 7 月 日

外務省アジア大洋州局長殿

東京都新宿区四谷一丁目無番地
社団法人 土木学会
会 長 柏原 英郎

(社) 土木学会市民合意形成ソウル調査団の派遣について

国外の調査におきましては、常日頃から、迅速かつ円滑な調査のためのご便宜を賜り、誠にありがとうございます。

さて、土木学会（担当：コンサルタント委員会）では、過去数年にわたり日本並びに欧米の「社会資本整備に係わる市民合意形成のあり方」に関して調査研究を行ってきたところではありますが、本年は韓国ソウル市における「社会資本整備に係わる市民合意形成に関する調査」を実施する運びとなり、本年 9 月を予定して、韓国ソウル市並びにその周辺の社会資本整備プロジェクトについての関係機関・関係学識経験者・関係市民団体等へのヒアリング調査を行いたいと考えているところでございます。

つきましては、本調査団の派遣に伴い、現地での情報提供と便宜供与をお図りいただきたく、ここにお願い申し上げます。

記

1. 調査地：韓国ソウル市並びにその周辺
2. 調査期間：平成 20 年 9 月 22 日から 9 月 25 日
3. 団長並びに団構成

団長： 藤井 聡 土木学会コンサルタント委員会副委員長、東京工業大学教授

副団長：上野俊司 土木学会コンサルタント委員会市民合意形成小委員会委員長

団員： 小川剛志 千葉県県土整備部都市計画課開発審査室

西田幸夫 東京理科大学 COE 技術者

水上 裕 湘北短期大学教授

林 将廣 (株) アイ・エス・エス創研取締役

中村和義 開発虎ノ門コンサルタント(株) 執行役員

白水靖郎 中央復建コンサルタンツ(株) 総括リーダー

鶴見英次 (株) 都市交流プランニング技術部長

西 淳二 NPO ジオテクチャーフォーラム理事長

事務局：片山功三 (社) 土木学会国際室長

現地同行者：山下順市 (株) 日水コン韓国代表事務所長

4. 依頼事項：在大韓民国日本大使館訪問並びに関係機関への紹介
以下に、ご参考まで関連書類を添付いたします。

コンサルタント委員会市民合意形成小委員会での話題提供

1. ソウル市の概要 (2006.12.31 基準) (ソウル市ホームページより)

- ① 面積:605.33 平方キロメートル(東京 23 区とほぼ同じ)
- ② 人口:10,356,000 人(人口の 20%が集中, また 50 人に1人は外国人)
- ③ 世帯数:3,978,938 世帯
- ④ 行政区:25 区
- ⑤ 市章:ソウルの市章(シンボルマーク)は、21 世紀の地方化時代を迎え、世界の中心都市として羽ばたくソウルの明るい未来のイメージを表わすためにつくられたものである。



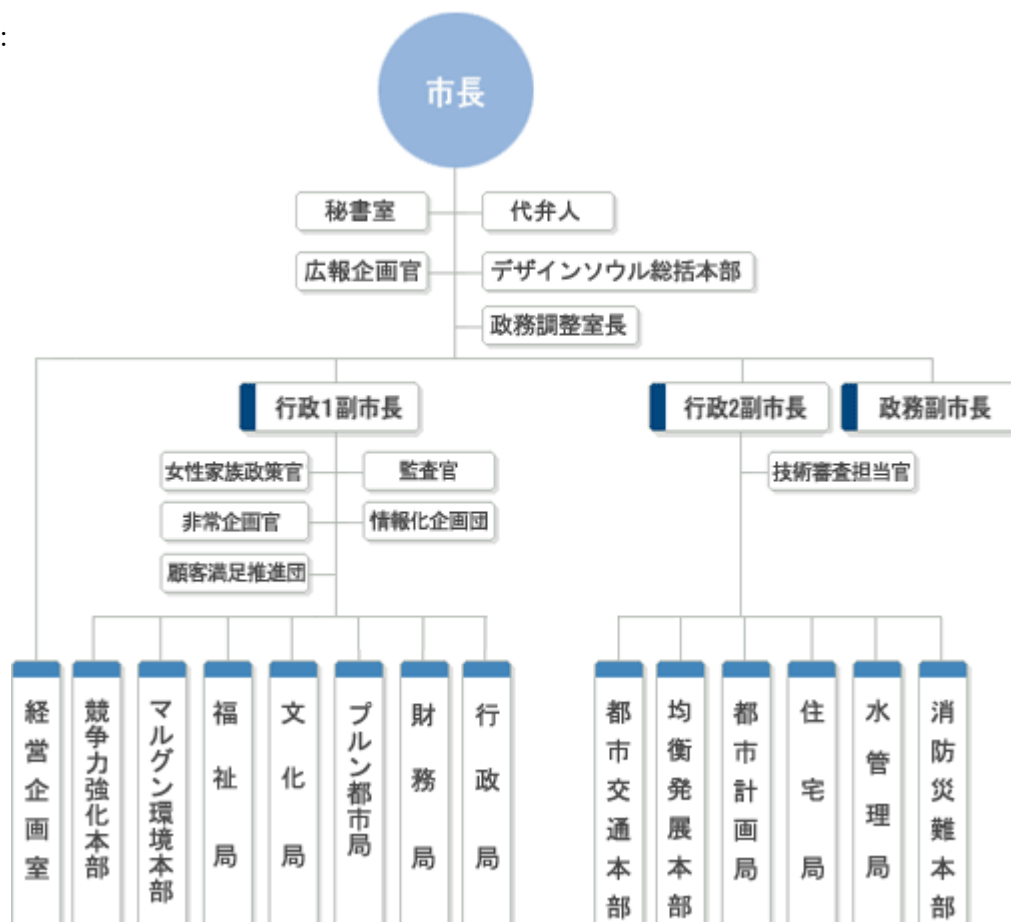
市の行政区域



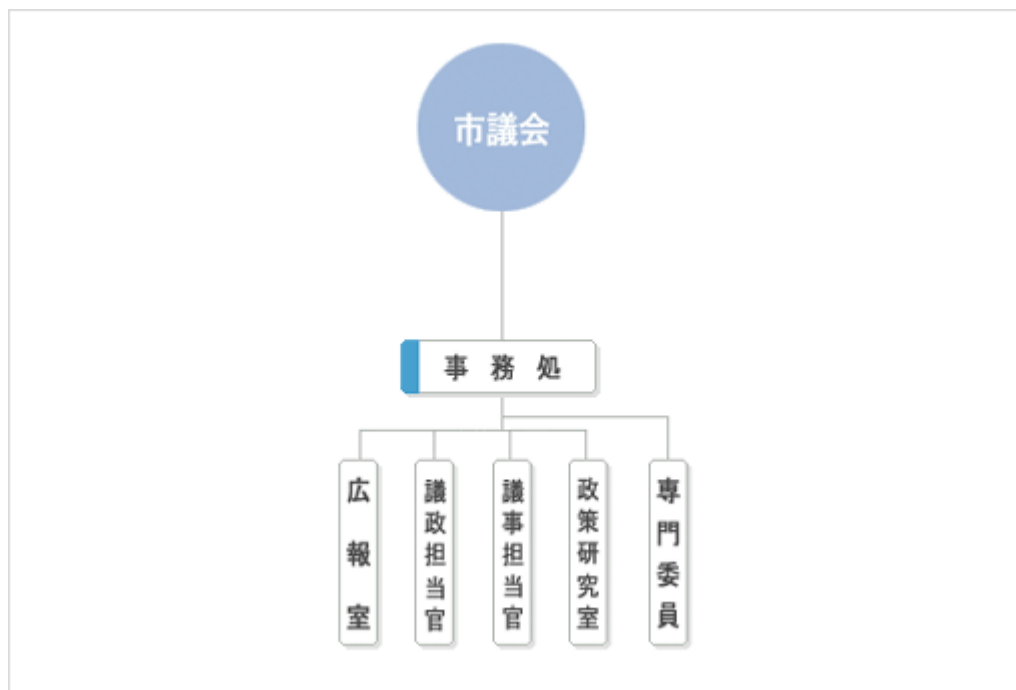
市章

⑥ 行政組織:

- 本庁



●本部・市議会



●公社



ソウル医療院



ソウルメトロ



施設管理公団



農水産物公社



SH公社



都市鉄道公社

●事業所



2. 主な発注形態

●韓国での最近の主な発注形態

① **BTL(Build-Transfer-Lease)**: 民間が公共施設を建設し、政府・自治体にこれを賃貸して使う民間投資方式である。民間が資金を投資して公共施設を建設(Build)する。民間は施設完工時点で所有権を政府に移転(Transfer)する代わりに、一定期間施設の使用・収益権限を獲得することになる。民間は施設を政府に賃貸(Lease)し、その賃貸料で施設投資額を回収する。

② **SOC(Social - Overhead - Capital)**: 民間投資事業*のことである。社会間接資本(Social Overhead Capital)は、生産活動と消費活動を直・間接的に支援する資本の一つとして、狭くは道路、港湾、空港、鉄道等交通施設を含み、広くは電気、通信、上・下水道、ダム、工業団地までも含まれる。また、社会資本をもっと広く解釈すれば大気・河川・海水等の自然と司法・教育等の社会制度までを含む。

*: 社会間接資本施設に対する民間の投資を促進して、創意的で効率的な社会間接資本施設の拡充及び運営を図ることで国民経済の発展に貢献することを目的に、1994年に「社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法」が制定されて推進されている中、1999年「社会間接資本施設に対する民間投資法」で改定されて政府の積極的なサポートのもとに推進されている事業をいう。

SOC 事業方式としては、次のようなものがある。

◆**BOT(Build-Operate-Transfer)**: 事業実施者が SOC 施設を建設・所有し、施設を運営して契約期間終了の時に施設所有権を主務官庁に譲渡

◆**BTO(Build-Transfer-Operate)**: 事業実施者が SOC 施設を建設して所有権を主務官庁に譲渡して、事業実施者に一定期間施設管理運営権を付与して施設を運営

◆**BOO(Build-Own-Operate)**: 事業実施者が SOC 施設を建設して、事業実施者が当該施設の所有権を持って施設を運営

◆**BLT(Build-Lease-Transfer)**: 事業実施者が SOC 施設を建設して、一定期間の間施設を主務官庁にリースし、リース期間終了後に施設の所有権を主務官庁に譲渡

◆**BOS(Build-Own-Sell)**: 事業実施者が SOC 施設を建設して、主務官庁に売却し、主務官庁とリースで施設の賃貸を受けて運営

◆**ROT(Rehabilitate-Operate-Transfer)**: 事業実施者が SOC 施設を改良・所有して運営し、契約期間終了時に施設所有権を主務官庁に譲渡

◆**ROO(Rehabilitate-Own-Operate)**: 事業実施者が SOC 施設を改良して、事業実施者が当該施設の所有権を持って施設を運営

③ **PQ(Pre-Qualification; 入札参加資格事前審査)**: 工事規模が大きくて施工が難しい工種に対して入札に参加する適格者を、入札前に当該業態の施工実績、技術能力、経営状態、信任度を総合的に評価して決定した点数以上を獲得した者だけ、入札に参加させることで誠実施工を誘導、確保しようとする制度である。

◆推定価格 500 億 Won 未満 PQ 工事(適格審査落札制)

- ・PQ 審査以後、再び適格審査をして落札者を決定するので PQ 基準が多少緩和
- ・PQ 審査合格評点:100 点満点から 60 点以上になると入札参加資格獲得
- ・PQ 審査項目: 施工実績, 技術能力, 経営状態, 信任度 = 100 点満点
- ・PQ 審査後適格審査: 遂行能力評価, 入札価格, 資材及び人力調達, 下請負, 等々

◆推定価格 500 億 Won 以上 PQ 工事(最低価落札制: 適格審査なし)

- ・最低価落札制なので PQ 基準がきびしい
- ・PQ 審査合格評点:100 点満点から 90 点以上になると入札参加資格獲得

- ・去年まで, 推定価格 1,000 億 Won PQ 工事は, 最低価格落札制
- ・来年からは, 推定価格 100 億 Won PQ 工事は, 最低価格落札制に移行するという政府方針
- ・PQ 工事は, 難易度が高いので調達庁長だけが発注することができる(調達庁発注)

④ T/K(Turn-Key):設計・施工一体発注のこと。提案内容が重視され, 次いで提示金額が評価される。未だにこの方式の発注も多い。

●コンサルタントの立場

- ・構想・計画等あるいは小規模工事の基本・詳細設計:国・自治体等から受注
- ・中・大規模工事の基本・詳細設計:ゼネコンから受注(設計・施工一括方式)

3. 建設技術者関連法令

- ① 資格基本法(同法施行令)
- ② 国家資格技術法(同法施行令, 同法施行規則)
- ③ 技術士法(同法施行令, 同法施行規則)
- ④ 建設技術管理法(同法施行令, 同法施行規則)
- ⑤ エンジニアリング技術振興法(同法施行令, 同法施行規則)
- ⑥ 建設産業基本法(同法施行令, 同法施行規則)

4. 韓国での技術動向等

- ① 新技術の採用を推進
- ② 韓国は新技術の試験場
- ③ 秀でた職人がいない
- ④ 技術の伝承があまりなされていない
- ⑤ 維持管理があまりされていない
- ⑥ 調査と安全にあまり時間と金をかけない
- ⑦ 事業着手から完成まで時間をかけない
- ⑧ 事業あるいは工事をトータルシステムとして考えが薄い
- ⑨ 地震がない → ソウルは数 m 掘り下げると 2000~3000 kgf/cm²の岩が出る 等々

5. 韓国に事務所を置いている日本のコンサルタント

- 長大(ソウル:常設事務所) → p.7 に契約物件記載
- オリエンタルコンサルタント(仁川市:工事監理事務所)
- 日水コン(ソウル:常設事務所)

6. 韓国で留意すべき点

- 握手時
- 名刺交換時
- 酒の席

7. 韓国の文化・習慣・その他

- 一般的に日本人より気が短い
- 血縁・地縁・学縁・友縁を大事にする
- 人口比で日本人より外国語を話す人が多い
- 車は右側通行
- ソウルの物価は世界の主要都市で2番目に高い, その中で嗜好品は特に高い
- 公共料金は全般的にそんなに安くないが, 交通料金は安い
- ソウルでは約60%の人がアパート(日本でいうマンション)に住んでいる
- 大学の格差が激しい
- 男女間の賃金差が大きい
- 日本語と同音同意語が結構ある
- 日本語が結構韓国語になっている
- 最近では新聞, 報告書, 看板等諸々漢字を使わず, ハングルのみ
- ソウルの下水道には生し尿が直接流せない
- これから夏にかけて市内のあちこちで下水集臭がする 等々

以 上